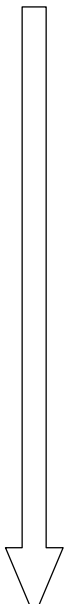
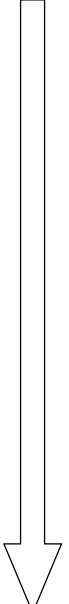


**武庫川水系河川整備基本方針(案) パブリック・コメント
提出された意見の概要とこれに対する考え方**

武庫川水系河川整備基本方針（案） パブリック・コメント 提出された意見の概要とこれに対する考え方

意見募集期間：平成19年11月16日（金）～12月6日（木） 意見提出件数：1,136件（311人 4団体）

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針（案）の記載内容 赤字は変更箇所			
1 流域及び河川の概要												
	(5)自然環境・景観			1	・トゲナベトナムシは、本県では武庫川上流域にしか生息しないことが記述されているが、全国的にみても本州で数か所（おそらく2箇所）しか残されていない貴重な生息地であることを明記して欲しい。武庫川上流域にて、トゲナベトナムシを絶滅させることになれば、国内からの絶滅につながる可能性がある。トゲナベトナムシについては、P11においても記述するようお願いする。さらに、武庫川上流域の生態系は、兵庫県全体からみても、魚類および底生動物の生物多様性が高いホットスポットであり、広域的な観点、戦略的な観点からみても、最大限の保全対策を講ずるべき場所であることを明記して欲しい。	1	・本文1(5)で、武庫川上流部が全国でも数少ないトゲナベトナムシの貴重な生息地となっていることを記述します。 また、本文2(3)に、トゲナベトナムシを追記するとともに、武庫川上流部が全国的に極めて生物多様性が高い場所であることを記述します。 ・なお、このような上流部の生態系の保全に最大限努力する考えですが、全体の表現上のバランスから現在の「努める」との記述のままとします。	修正 ・本文 P2 27行目 ～30行目 P11 18行目 ～21行目	特にトゲナベトナムシは、本県では武庫川の上流のみでしか確認されていない。本州でも数箇所では確認されておらず、武庫川の上流部が全国的に見ても貴重な生息地となっている。 河川の勾配が小さく緩やかな流れが特徴の上流部では、川の中や水辺に緩流性の環境を好むタナゴ類や、トゲナベトナムシ、オギ群落など、貴重種を含む多くの種の魚類や底生動物、水生植物が生息・生育しており、 全国的にも極めて生物多様性の高い場所であることから 、これらを育む緩やかな流れの保全に努める。			
	(7)治水事業の沿革			2	・今回の基本方針では、2004年10月の23号台風で、木之元（リバーサイド住宅）の被害（P4）は記述しているが、三田地域の整備により 大量の水が武田尾温泉を襲ったこと の記述はありません。	1	・本文に平成16年台風23号の被害は、代表的なものしか示していませんが、「流域及び河川の概要に関する資料」に武田尾地区の被害について示しています。	変更なし ・概要編 P47 16行目 ～19行目	・北部の武田尾では、住宅地区で25戸が浸水し、全半壊23戸の甚大な被害を受けた。また、温泉地区（一部西宮市域含む）でも旅館2軒が浸水半壊した。また、昭和58年の災害でも流失した武田尾橋（通称赤橋）は、この出水においても流失した。			
2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針												
	序 文			3	・「参画と協働」のもとで…… 具体的取り組み は何か。	1	・河川整備基本方針では、河川整備の基本的な考え方を記述するものであり、ここでは武庫川づくりを「参画と協働」の基本姿勢で進めていくことをうたったものです。	変更なし ・本文 P7 32行目 ～33行目	・河川整備は長期間を要するものであるため、河川整備計画策定と計画実施の各段階においてそれぞれ目標を明確に設定し、「参画と協働」のもとで段階的に整備を進めていく。			
				4	・8ページの1行目にある「資源の選択と集中を図り」の意味がよくわからない。「資源」とはお金とか人のことか。「計画の効果的かつ効率的な整備」には、「費用対効果等を勘案」するのは当然のことと、特にこの記述を 特記する必要はない 。	1	・ご指摘の「選択と集中」という言葉は、経営・ビジネスの分野でもよく使われ、その企業が得意とする事業領域を明確にして人、物、金、情報といった経営資源を集中的に投下する戦略を意味しています。兵庫県においても、治水事業を含む社会基盤整備に際し、緊急性や重要度から整備対象を選択し、そこに人や予算などを集中的に投入することにより、効果的・効率的に整備を進めていくこととして、「選択と集中」という言葉を使用しており、これが一般化していることから、「資源の」を削除します。	修正 ・本文 P8 1行目 ～2行目	・事業効果をできるだけ早期に発現できるよう、費用対効果等を勘案して、 資源 の選択と集中を図り、計画の効果的かつ効率的な整備を進める。			
	河川対策			5	・治水を考えるなら 下流の堰堤を高堤・強化 すべきである。	1			・武庫川の下流部は、密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防の強化（浸透対策、侵食対策）を図る旨を河川整備基本方針（案）に示しています。このうち浸透に関する安全性は、調査の結果、安全率が1.0を上回っているものの、所定の安全率1.2を下回る箇所については、平成18年度から順次、堤防強化工事に取り組んでいます。			
			6	・下流部の 堤防強化が最優先 で取り組むべきである。	9							
			7	・近い将来起きるとされる 南海・東南海地震などに対する強度不足 が指摘されている。したがって優先順位は 堤防強化が最優先 である。	1							
			8	・ 堤防を強化し、下流域で大雨対策 をとること。（局地的豪雨にも必要）	1							
			9	・ まず堤防の補強、都市下水道の大雨への対策 など災害防止の対策を充分とるべきではないか。	1							
			10	・近年、世界各地にて異常気象といわれる現象が見られ、過去の測定結果等から見積もられる未来の予測がどの程度あてはまるのか、その妥当性、信頼性を確保することは、むずかしいと感じている。「川の流れは無理に大きく変えることなく、その周辺の環境との共存をなるべくはかる」との立場をとりたい。そのためドカッと降った雨が、川を突き破らないよう、中、下流の 土手の補強 を切に願いたい。	1							
			11	・ 堤防強化工事を第一義とし、即刻始める こと。	1							
			12	・過去の武庫川の氾濫をみても、1897年に台風による堤防の決壊が原因で、これ以後、県は堤防の補強をしてきたからその後はまったくない。この点でもダムを造るのではなく武庫川の 堤防の補強、強化 こそ急ぐべきだ。	1							
			13	・武庫川駅、国道43号線、阪神高速道路それぞれの橋脚に必要があれば補強して、 潮止堰を撤去し、河床を低くし、堤防を補強し 、堤防外に遊水地を設けていれば洪水対策だけでなく、高潮対策にもなる。	1							
			14	・総合治水、とりわけ計画的な河底の 浚渫や堤防の補強 をおこなうことで治水はできる。	1							
					1	・河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁（高速道路や新幹線）の架け替えを伴わない範囲で実施することとしています。その時に支障となる堰や床止め等の横断工作物は改築します。 ・また武庫川の下流部は、密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防の強化（浸透対策、侵食対策）を図る旨を河川整備基本方針（案）に示しています。このうち浸透に関する安全性は、調査の結果、安全率が1.0を上回っているものの、所定の安全率1.2を下回る箇所については、平成18年度から順次、堤防強化工事に取り組んでいます。 ・遊水地を含む具体的な洪水調節施設については、河川整備計画に位置付けるもので、今後、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討します。				変更なし 治水編 P12 1行目 ～2行目 本文 P8 9行目 ～13行目	河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。 特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。更に、武庫川の氾濫域の一部（尼崎市、西宮市）は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震・津波防災を目指し、阪神・淡路大震災における被害等を教訓にして、河川管理施設の耐震対策を推進する。	
						1				・河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施することとしています。 ・武庫川の下流部は、密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防の強化（浸透対策、侵食対策）を図る旨を河川整備基本方針（案）に示しています。このうち浸透に関する安全性は、調査の結果、安全率が1.0を上回っているものの、所定の安全率1.2を下回る箇所については、平成18年度から順次、堤防強化工事に取り組んでいます。 ・また、洪水時の河川水位を下げることで堤防決壊を防止する最善策であることから堤防強化と併せて河川対策や洪水調節施設の整備を進めていくことが必要と考えています。	変更なし 治水編 P12 1行目 ～2行目 本文 P8 9行目 ～13行目	河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。 特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。更に、武庫川の氾濫域の一部（尼崎市、西宮市）は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震・津波防災を目指し、阪神・淡路大震災における被害等を教訓にして、河川管理施設の耐震対策を推進する。

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
			イ 河道対策	15	・下流部の天井川地帯での対策が先決である。引堤、補助スーパー堤防など都市計画と連携し、将来に禍根を残すことのないようにすべきである。道路行政でできることがどうして河川行政でできないのか疑問である。	1	・引堤や補助スーパー堤防は、大規模な用地買収や家屋移転、主要橋梁の架け替えを伴うため、高度に市街化した下流部の沿川でこれらの対策を行うことは、経済性、社会的影響の両面から避けるべきであると判断しました。	変更なし 治水編 P11 33行目 ~37行目	・武庫川下流部の沿川は高度に市街化していることから、大規模な引堤や主要橋梁の架け替えを伴う河川改修を実施することは社会的影響が大きい。また、計画高水位を上げることは、破堤等による災害ポテンシャルを増大させることになるため、沿川の人口・資産の集積状況を考慮すると避けるべきである。このため、原則として現況の堤防法線を重視し、堤防の嵩上げや引堤は行わないものとし、流下能力が不足する区間については、河道掘削に対応する。
		16		・基本方針段階で、甲武橋基準点から下流の流下能力を一段と高める方向を再度検討し、少なくとも、武庫川渓谷にダム建設の必要のない整備計画策定ができる基本方針になるようお願いする。	1	・河川整備基本方針では、社会的影響や経済性等を勘案の上、可能な限りの河道掘削により、甲武橋下流の流下能力を最大限向上させることとしています。 ・なお、河道対策で処理できない流量は洪水調節施設で分担しますが、「既設利水施設の治水活用」と「新規洪水調節施設」の何れで対応するかについては、河川整備計画策定時までに検討することとしています。	変更なし 治水編 P12 1行目 ~8行目	・河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。また、将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。上記のことを踏まえ、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとする。	
		17		・基本高水流量4,610m ³ /sを甲武橋地点より下流の河道に3,700m ³ /s配分している。この数値は、一見流下能力向上に相当努力する前提で設定されたように見える。しかし、下流で、流下能力を阻害している阪神高速神戸線橋梁、阪神電鉄橋梁、JR東海道線橋梁等の多くの橋梁、潮止堰、床止工等に対し、概ねどこまで疎通能力向上のための対策を講じることを念頭に置いて3,700m ³ /sとしたのか。この点は明らかにしていただきたい。これら河川の中の構造物による疎通障害を排除して流下能力を高めるためには、一般的に高額の事業費が必要になる。そのため、下流の流下能力向上はほどほどにして、上流での洪水調節のウエイトを高めがちになる。今度のケースもその類と思われる。	1	・主要橋梁(高速道路や新幹線)の架け替えを伴わないところまで(基礎の天端を侵さない高さ)を河床掘削の限界としました。 ・この結果、河床から基礎が露出する他の橋梁群(高速道路や新幹線といった主要橋梁以外)については全て、架け替え又は補強で対応することとしています。また、全川的な河床掘削により、現存の堰や床止め改築を伴いますが、具体的施設計画については実施段階で検討することとしています。	変更なし 治水編 P12 1行目 ~8行目	・河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。また、将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。上記のことを踏まえ、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとする。	
		18		・生瀬から武田尾にかけての武庫川渓谷は、河道内の岩場にサツキやアオヤギバナ等貴重植物が生育している豊かな自然が残され、景観もまた貴重である。その上、阪神間の都市のすぐ近くに存在することが、より一層多くの人々に生まれ、親しまれる場になっている。基本方針は期間を定め、長期にわたる河川整備の方針を定めるものと理解している。それであるなら、甲武橋より下流、河口までの間で流下能力を減じている橋梁等人工構造物への対策を時間をかけてでも行うこととし、河道での分担をもっと高めていただきたい。そうすれば、武庫川峡谷に無粋な洪水調節施設を建設することなく、少なくとも今以上に峡谷を傷つけることもなく次世代に引き継ぐことができる道が開ける。さらなる創意と工夫を願う。	1	・河川整備基本方針では、社会的影響や経済性等を勘案の上、可能な限りの河道掘削により、甲武橋下流の流下能力を最大限向上させることとしています。 ・具体的には、主要橋梁(高速道路や新幹線)の架け替えを伴わないところまで(基礎の天端を侵さない高さ)を河床掘削の限界とし、この結果、河床から基礎が露出する他の橋梁群(高速道路や新幹線以外の橋梁)については全て、架け替え又は補強で対応することとしています。 ・また、全川的な河床掘削により、現存の堰や床止めの改築を伴いますが、具体的施設計画については実施段階で検討することとしています。 ・なお、河道対策で処理できない流量は洪水調節施設で分担しますが、「既設利水施設の治水活用」と「新規洪水調節施設」の何れで対応するかについては、河川整備計画策定時までに検討することとしています。	変更なし 治水編 P12 1行目 ~8行目	・河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。また、将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。上記のことを踏まえ、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとする。	
			ウ 優先順位	19	・引堤は河川対策の選択肢として記載されていない。引堤の社会的影響は十分に承知しているが、流下能力の劣る区間(例:阪神電鉄橋梁付近)での対策として引堤を再考されたい。 ・どのような洪水調節施設を採用しても、相対的に当該区間がハイレスクであることは改善されない。想定を超える規模に対して最悪の現象を想定することから、まちづくりや自然再生など複合的な対策としての引堤の再考を強く願う。	1	・引堤は、大規模な用地買収や家屋移転、重要橋梁の架け替えを伴うため、高度に市街化した下流部の沿川でこれらの対策を行うことは、経済性、社会的影響の両面から避けるべきであると判断しました。 ・なお、仮に引堤を行ったとしても、全川を一律断面で改修しない限り、「相対的なハイレスク箇所」はなくなるわけではなく、また別の所に発生することとなります。想定を超える事態に対しては、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として、技術開発の進展にあわせて堤防強化対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした減災対策を実施します。	変更なし 治水編 P11 33行目 ~37行目 本文 P9 2行目 ~6行目	武庫川下流部の沿川は高度に市街化していることから、大規模な引堤や主要橋梁の架け替えを伴う河川改修を実施することは社会的影響が大きい。また、計画高水位を上げることは、破堤等による災害ポテンシャルを増大させることになるため、沿川の人口・資産の集積状況を考慮すると避けるべきである。このため、原則として現況の堤防法線を重視し、堤防の嵩上げや引堤は行わないものとし、流下能力が不足する区間については、河道掘削に対応する。 近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
		20		・河川管理者が「全ての選択肢を総合的に比較検討し適切に評価する」と回答しているが、非常にあいまいで不正確な回答である。総合的に比較検討する内容を具体的に記述すべきである。特に新規ダムについての論議がこの委員会の最大の争点であったことに鑑み、地域住民の声を最大限に生かすべく、何故「既存ダムと遊水地の問題を優先して実施する」、「堤防強化をまず実施する」、「人命を守るための防災措置と協働作業に早急に取り組む」、「田畑の利用と補償の問題を開始する」と明記できないのか。	1	・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体的な最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 ・堤防強化については、所定の安全率を下回る箇所を対象に現在も順次、取り組んでおり、今後も堤防の強化を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。 ・人命を守るための防災措置と協働作業については、防災教育・防災訓練の実施、河川情報の充実と情報伝達体制の整備、氾濫域の土地利用規制及び誘導に取り組む旨を河川整備基本方針(案)に示しています。 ・水田貯留については、雨水の一時貯留による流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画で見込んでいません。しかしながら、稲刈前や中干し期を除けば流出抑制効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組む旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし 本文 P8 9行目 ~11行目 P8 7行目 ~13行目 P8 28行目 ~31行目	特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。 少子高齢社会における自助・共助を基本とした予防対策として、流域関係者が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。更に、既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、水防情報の充実等による水防活動との連携の強化、まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。また、円滑な避難活動のためには情報の共有が不可欠であることから、河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。 水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努める。また、水田の貯留については、稲刈前や中干しの時期を除き流出抑制効果が期待できることから、各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。	
		21		・武庫川流域委員会の提言は、河川対策、洪水調節の検討及び順序の優先順位について「新規ダム以外の方策(ダム代替策=既存ダムと遊水地)を優先して実施する」とし、整備計画では新規ダム選択を明確に否定した。しかし、県は武庫川流域委員会のダムについての提案を基本方針に盛り込んでいない。	13	・河川整備基本方針とは、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を示すものであり、計画期間等の時間軸を持たず、個別事業など具体的な河川整備の内容を定めるものではありません。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体的な最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし 序文 P1 10行目 ~12行目	・河川整備基本方針とは、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を示すものであり、計画期間等の時間軸を持たず、個別事業など具体的な河川整備の内容を定めるものではありません。	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所	
			工 潮止堰・床止め	22	・決壊を起こす可能性のある堤防は調査すればすぐに判る。流域に余計なもの、例えば潮止堰などなんの役にも立たないばかりか、 流下能力を阻害する 。 知事は議会で下流域の井戸水の 水質の保全 に役立っていると言っているが、全く滑稽な愚かな論理だ。あるいは利権のために道理を歪めることをなげら恥じない態度とみられる。	1	・堤防強化については、所定の安全率を下回る箇所を対象に現在も順次、取り組んでおり、今後も堤防の強化を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。 ・潮止堰は、計画河床にあわせ整備したものであり、また洪水時にゲートは転倒するため流下能力を阻害していません。 ・なお、潮止堰は地下水への塩水遡上を防ぐ目的で、周辺井戸への影響について調査を行い、平成4年度に完成したものです。現在、塩水遡上の影響を受ける尼崎市、西宮市の地域には、50箇所以上の井戸があり、樹木への灌水、風呂等に利用されていることから、潮止堰は、これらの生活用水の確保にとって必要な施設であると考えています。	変更なし ・本文 P8 9行目 ~11行目	・特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。	
				23	・河道掘削を検討する際には、下流区間の多数の 床止工の再検討(再配置、廃止等) も含めて検討されたい。床止工の機能および生態系への影響はすでに委員会でも議論されたとおりである。	1	・河川整備基本方針レベルでは、全川的な河床掘削が必要となり、現存の堰や床止めの撤去或いは改築を伴いますが、具体的な施設計画については事業実施段階で検討することとしています。 ・なお、床止工の検討にあたっては、河床の安定性、維持等を考慮するとともに、魚類の移動の連続性の向上に努めます。また、床止工を極力少なくするように努めます。	変更なし 治水編 P12 2行目 ~4行目 本文 P11 27行目 ~28行目	将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。 魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。	
				オ その他	24	・武庫川水系の治水は自然を活かした 多自然工法 ですべきである。	1	・武庫川水系における河川整備は、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし ・本文 P10 12行目 ~15行目	・河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。
					25	・ 内水の処理、一時的な貯水 を全流域で実現する方向で努力を願いたい。	1	・流域対策は、雨水を一時的に貯留することによって、流出抑制施設周辺で内水対策としての効果が期待できることから、関係機関等との連携と地域住民の協力のもと、取り組んでいくこととしています。	変更なし ・本文 P8 16行目 ~18行目	・武庫川では、河川対策、減災対策に加え、流域が一体となって治水に取り組むために、関係機関や事業者、そして地域住民との連携を強化し、流域内の保水・貯留機能の確保等の流域対策を促進する。
			26		【修正提案】 原文：更には本支川及び上下流の治水バランスに十分配慮しながら、 修正案：更には本支川及び上下流及び水系間の治水バランスに十分配慮しながら、 【提案理由】 武庫川の特に氾濫域を考えた時、例えば尼崎市は猪名川(1級河川)と武庫川に挟まれており、単に武庫川だけに注目した治水バランスを考えるだけでは十分とは言えない。河川対策の整備の進捗はそれぞれの河川によって異なるのが実情であることから、特に整備途上の段階においてはそれぞれの 水系間バランスをも踏まえた河川対策 を行っていただきたい。それが住民の視点にたった河川対策というものだと思う。	1	・「本支川及び上下流の治水バランス」は、水系一貫した河川整備を段階的に進めるための配慮事項です。一方、「水系間の治水バランス」は、計画規模を設定する際の配慮事項です。 ・ご指摘の修正提案箇所は、「河川対策」の目標や内容、実施する上での留意点を述べた節であるため、この中に「水系間の治水バランス」を取り上げることは適切ではないと考えます。 ・「水系間の治水バランス」については、河川整備計画の計画規模を設定する際の配慮事項とさせていただきます。	変更なし ・本文 P8 7行目 ~9行目	・河川利用や河川環境の保全、更には本支川及び上下流の治水バランスに十分配慮しながら、河道掘削、護岸整備、堤防強化、治水支障となる堰・橋梁等の改築や洪水調節施設の整備を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。	
		流域対策	27	・「総合治水」を唱えながら、積極的に推進しようという姿勢がみられない。 森林 は流域面積の63%もあるにも拘らず、数値化ができないとカウントされず、 水田 にいたっては、私有地であるので担保されない数値から外された。上流の三田地区には ため池 が2,600箇所も登録されているが、公有池のみが算定された。 調整池 についても同様の扱いで、流域委員会からの提言書では110箇所を算定していたが、原案では80箇所に減らされた。	1	・森林には、雨水を森林土壌に浸透させ流出を遅らせる洪水緩和機能がありますが、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・水田については、雨水の一時的貯留による流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画は流出抑制量を見込んでいません。 ・ため池、防災調整池については、現地調査を行った上で、洪水時に安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること、流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されること、という観点により対象施設を選定しています。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目 P11 9行目 ~11行目 P10 12行目 ~13行目	森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面で機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、		
			28	・宝塚は有数の ため池 保有地域である。集中豪雨や干ばつの際の 活用 を望む。	1	・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。	変更なし ・本文 P8 21行目 ~22行目	・流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。		
			29	・荒廃している 森林 への取り組みが各所で進んでいる。雨水の 保水 をカウントして、県民啓発を。	1	・森林には、雨水を森林土壌に浸透させ流出を遅らせる洪水緩和機能がありますが、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目	・森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面で機能を高める森林の整備に取り組んでいく。		
			30	・上流部、沿川地域に 森林・緑地 の保全と育成を行い 保水力のある治山・治水 事業を行うことが必要である。	3	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目	・森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面で機能を高める森林の整備に取り組んでいく。		
			31	・武庫川流域の森林面積は約3万haになるが、 森林保水機能 についての評価は充分とは言えない。「治水は治山にあり」という考え方は日本列島の地形から考えて今日でも治水思想とすべきである。地球温暖化に対する京都議定書の取り組みからも健全で機能の高い森林整備が求められている。森林の保水機能も高めなければならぬと考える。コンクリートのダムでなく 緑のダム の 取り組み こそ今大切になっている。	1					

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
(1) 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項				32	・学校や公園の貯留効果はそれほどなく流域対策は有効な対策とは思えない。さらに学校などは避難所になるなど課題があることから河道改修を先行して欲しい。	1	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 ・流域対策は、雨水を一時的に貯留することによって、流出抑制施設周辺でも効果が期待でき、内水対策としても有効であることから、関係機関等との連携と地域住民の協力のもと、取り組んでいくこととしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P8 16行目~ 18行目	河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組みます。 武庫川では、河川対策、減災対策に加え、流域が一体となって治水に取り組むために、関係機関や事業者、そして地域住民との連携を強化し、流域内の保水・貯留機能の確保等の流域対策を促進する。
				33	・治水計画の中に水田を見込むのは基本的に間違っている。洪水の調整にはならない。	1	・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画には流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。	変更なし 治水編 P11 9行目 ~11行目	・水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。
				34	・水田の耕作放棄田の貯留等を積極的に取り入れて欲しい。	1	・耕作放棄田への貯留は、田の底や畦畔からの漏水が多く、また、畦畔が崩壊するなどの災害を誘発することも想定されます。このため、畦畔の補強や亀裂の補修などの工事と畦畔の草刈りなどの安全な状態に保つ日常管理を必要とするなど課題が多いが、農地等を保全する活動のひとつとして耕作放棄田の貯留についても普及・啓発したいと考えています。	変更なし	
				35	・森林やため池・水田等、現状では治水上の洪水対策効果として、正確に数値化できない地域がかなりの面積を占め、特に上流域では圧倒的な面積を占めている。これらの地域については数値化できないとの理由で、流域対策による流出抑制量には組み入れられなかったが、数値化されなくても効果のあることは地域住民が経験的に理解していることであり、今後更に研究を進めて、治水対策の効果を数値化するために努力すべきである。実際の流域各地の状況は非常に複雑で、それらが相互に関連して河川への雨水流出にどの様に影響しているのかは簡単に判定できないが、そのために治水上の価値がないと断ずることは許されない。少なくとも、これらの地域の状況が数値化されなくても有効な手段であることを記述すべきである。	1	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画には流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。 ・また、各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については、今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めていくこととしています。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目 本文 P8 21行目 ~22行目 治水編 P11 9行目 ~11行目 治水編 P10 17行目 ~18行目	森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時には一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努める
				36	・大雨の時に一度に武庫川へ雨が流れ込まないように、森林や水田、ため池の整備の他に、人工構造物の駐車場や運動場などにも一時水を溜める方法も考えて欲しい。	1	・各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については、今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めていくこととしています。	変更なし 治水編 P10 17行目 ~18行目	・住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努める
				37	・総合治水で、ため池、空き地、学校の校庭、休耕田など雨水を貯める用意ができていれば、水量は減る。河川環境を守りながら、洪水対策ができると思う。	1	・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・学校、公園については、関係機関との連携と地域住民の協力のもと雨水貯留施設の整備に取り組んでいくこととしています。 ・空き地も含め、住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めることとしています。 ・耕作放棄田への貯留は、田の底や畦畔からの漏水が多く、また、畦畔が崩壊するなどの災害を誘発することも想定されます。このため、畦畔の補強や亀裂の補修などの工事と畦畔の草刈りなどの安全な状態に保つ日常管理を必要とするなど課題が多いが、農地等を保全する活動のひとつとして耕作放棄田の貯留についても普及・啓発したいと考えています。	変更なし 本文 P8 19行目 ~22行目 治水編 P10 16行目 ~17行目	流域内の学校、公園については、関係機関との連携と地域住民の協力のもと雨水貯留施設の整備に取り組んでいく。流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努める
				38	・各戸に水を貯める設備を付け、住民一人一人の水に対する意識を高めることも含めたことにお金を使って欲しい。	1	・各戸貯留等について、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組むとともに、流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努めることとしています。	変更なし 本文 P8 30行目 ~33行目	・各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 加えて、これら流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努める。
				39	・洪水時に人名が失われる最悪の事態は避けなければならない。流量をいくらに設定しても気象変動でそれ以上の大雨が降る可能性がある。大洪水時に絶対に破堤しない頑丈な堤に改修することを優先して欲しい。	1	・堤防の越水対策については、鋼矢板やソイルセメントを堤体内に打設する方法や、コンクリートブロック、玉石あるいはシート等で堤体を覆覆する方法等、現在も様々な研究がなされていますが、構造上の信頼性や維持管理面において課題が多く、実用化の目途がたっていないのが実状です。しかしながら河川整備基本方針(案)では、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むことを河川整備基本方針(案)に示しています。 ・また、洪水時の河川水位を下げることで堤防決壊を防止する最善策であることから堤防強化と併せて河川対策や洪水調節施設の整備を進めていくことが必要と考えています。	変更なし 本文 P9 2行目 ~5行目	・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む
				40	・武庫川の現状より見ると、下流域における堤防の強化を新規ダムの建設よりも優先して検討すべきである。武庫川流域では大量の降雨があっても、それによるピーク流量の発生時間はせいぜい2~4時間程度であり、この間に堤防が決壊(破堤)しなければ壊滅的な被害を避けることができる。 また堤防の補強は既に開発されている技術を用いても現在より強化することは十分可能である。大洪水の場合に堤防を溢流するだけの水量であれば、数時間経過すれば迅速な回復は可能である。下流の人口密集地にとってこれが最も効果的な対策であり、またできるだけ短期間に達成すべき問題である。	1			
				41	・武庫川の下流域に住む者として最も言いたいことは、どのような大雨に対しても破堤させないことを最優先して欲しい。堤防を越流したとしても破堤さえしなければ、例えば円山川の時のような大災害になることはない。ダムでピーク流量をカットすることよりも、はるかに大事な問題である。	1			
				42	・現在の治水計画は、武庫川にかぎらず、全国の河川で河道に洪水を押し込めるだけで、堤防を越えてあふれることを全く想定していない。今後、地球温暖化により極端な豪雨の発生が想定される中、堤防を越えて溢れる可能性は高い。その際、高い堤防が破堤すると壊滅的な被害が発生する。それは、2004年7月13日の新潟豪雨災害で実証されている。その被害を軽減するためには越流しても破堤しない堤防に強化する必要がある。その工費は、ダム建設と比較して十分安い。環境を破壊するダム建設より、被害を確実に軽減できる堤防強化を推進すべきであると考える。	1			

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
			ア 堤防強化	43	・ハード対策としては、計画流量を安全・確実に流すことよりも、 越水に強いハイブリッド堤防 に最も力を注ぐことである。破堤こそ、人命に関わる甚大な災害をもたらすものである。先ずこれを回避することに最重点を置く方針としていただきたい。破堤の伴わない浸水による被害は、まだ救いがある。	1	↓		
				44	・超過洪水が起これば、いくら計画高水位以下に洪水を押し込めるべく堅実に治水対策を進めていても、破堤の危険性は大きく、破堤すれば人命に関わる被害も含め、被害は極めて甚大になることは避けられない。超過洪水が起これば、ダムの効果も限定的である。やはり技術的に完全ではないにしても、 越水しても破堤しにくい難破堤堤防 を本命とする治水対策。これを基本方針の治水の柱に据えることを検討して欲しい。	1			
				45	・すべての 堤防を補強し、水が越えても破堤しない ものにして欲しい。	1			
				46	・洪水による災害の発生防止または軽減に関し、守る対象を人命及び資産においている。人命も資産もというのは誠に耳障りのいい表現ですが、甘すぎるのではないですか。やはり最優先は人命である。先ず 人命に焦点をあてた河川政策 を立てるべきである。超過洪水や河川整備未達の段階での大洪水があった場合を想定し、 いかなる洪水にも堤防が決壊しない、あるいは避難するまでの時間耐える堤防 を目指し、 堤防補強 を実施することである。	1			
				47	・計画規模の洪水への対応と超過洪水への対応が別のものであるように扱われている。計画規模以下の洪水も、それを上回る超過洪水も同じ範疇で扱うべきだと考える。なぜなら、超過洪水も頻度こそ低いにしても、いつ襲い来るかわからない。決して特別視できない。また、計画規模洪水への対策がその実施途上にある場合も、一定規模を上回る洪水が生起すれば超過洪水と同じ現象が想定される。洪水が壊滅的被害をもたらすのは破堤が起こるからである。なんとしても 破堤だけは避けねばならない 。破堤の原因のほとんどは越水である。従って、いかなる洪水に対しても共通した河川対策は、 越水に強い堤防にすべく堤防補強 を実施することである。この施策を最優先すべきである。河川整備は、過去の経験も含めてある整備の順序に従って進められるが、この点についても築堤区間の整備は、越水に強い堤防の実現を最優先とするよう検討をお願いしたい。結論的には、 河川対策、流域対策の二本立て とし、いかなる洪水にも不可欠な対策である、自助、共助、公助は流域対策に含めるのが妥当と考える。	1			
				48	・尼崎市は猪名川と藻川に囲まれた閉鎖的氾濫域であるために、一箇所でも破堤すれば、地盤の低い場所で5m近い浸水深に達する。降った雨は直接川につながらず、排水管を通して浄化センターのポンプでしか排出されない。そのために去年8月22日の記録的集中豪雨のために、床上を含む浸水被害が出た。しかし、実は尼崎市全体が、閉鎖的氾濫域なのである。ポンプ能力を超える降雨でも内水氾濫を起し、武庫川、猪名川どちらが破堤しても、海岸地帯に氾濫水が集中し、地盤沈下のため海拔マイナス2m以下の地域の浸水深は、6mを超えるであろう。しかも猪名川が越水するような超過洪水が発生した場合、すでに武庫川は 越水破堤 しているはずだ。市内全域が浸水するときに、避難体制を整えることなど救いにはならない。最も望まれるのは、少なくとも 破堤を避ける最大限の努力 である。県管理の堤防が次々に破堤する昨今、日々心休まらぬ不安を抱くのは兵庫県の河川管理者自身であることを期待し、今後の河川整備における、堤防の破堤を避けるための積極的な取り組みを願う。	1			
				49	・堤防の補強には大きな障害がある。破堤の原因が、浸食・浸透・越水・地震のなかで、80%までが越水であるにもかかわらず、スーパー堤防以外、 越水に耐える補強の工法が確立していない ことである。阪神間のように高度に都市化が進んだ地域で、 スーパー堤防は非現実的 である。新たな 越水対策工法の確立が必要 である。武庫川は、古い橋梁などに阻害され、流下能力が不足した箇所が多い。それら一部分流下能力が不足する箇所だけでも、 鋼矢板を入れるなどの補強を応急的に実施 してはどうか。住民の不安を大いに解消できるはずだ。	1			
				50	・洪水の起こりそうなところには住宅を建てない、積極的に緩衝地として生かすということ。西宮市内のおいても、天井川の堤防の際まで住宅が建て込んでいるが、これは洪水は河道内に閉じ込められるという「幻想」の下に可能となっているものである。そんなところ(危険地帯)に家を建て、住んではいけない。 しかし、リバーサイドのように移転というのは、現実的には不可能に近い。次善の策としては、洪水が堤防を越えて流れ出すのは仕方がないとして、(とりわけ甲武橋以南について)堤防決壊による破壊的被害を防ぐために、 堤防を強化 することが不可欠である。流量を軽減することも重要であり、流域委員会の答申に多くの対策が示されている。	1			
			51	・堤防補強の問題ですが、破堤なしで越流だけであれば大した被害はでないと思う。予想外の降雨で水が 堤防を越えても数時間は持ちこたえる堤防 が必要と思う。 ・HWLから堤防の天端まで1.2mの流れを無視してはいけない。高さ1.2mで川幅200m、流速3m/sでは720t流れる。これは計画規模100分の1の場合の新規ダム1個分の調節水量が流れることになる。 余裕高さ1.2mを満たして堤防を溢れさせる ことを認めて欲しい。 ・川は溢れてあたりまで、溢れても数時間堤防が持ちこたえられれば良い。床上浸水は困るが、100年に一度の大雨でも屋敷に水が来てびしょびしょになった程度であれば我慢できるということで住民の合意が得られるのではないかと。	1				
					・堤防の越水対策については、鋼矢板やソイルセメントを堤体内に打設する方法や、コンクリートブロック、玉石あるいはシート等で堤体を被覆する方法等、現在も様々な研究がなされていますが、構造上の信頼性や維持管理面において課題が多く、実用化の目途がたっていないのが実状です。しかしながら河川整備基本方針(案)では、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むことを示しています。 ・堤防は洪水時の風浪、うねり、跳水等による一時的な水位上昇に対し、堤防の高さにしかるべき余裕をとる必要があります。また堤防には、洪水時の監視や水防活動を実施する場合の安全の確保、流木等流下物への対応等の要素をカバーするためにも余裕高が必要です。したがって余裕高を見込んだ計画流量を設定することはできません。	変更なし ・本文 P9 2行目 ~5行目	・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む		

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				52	・ 水害対策本部(仮) をつくること。さらに自治会で200~300人単位で病人、老人、障害者など誰かを十分に把握し、各個人の避難へ誘導を的確にすることである。	1	・洪水時の水防活動は消防機関が主体となって実施しております。また、水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる流域関係市と関係機関、河川管理者からなる水防連絡会を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認することを示しています。	変更なし ・治水編 P16 19行目 ~22行目	・洪水時の水防活動は消防機関が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる流域関係市と関係機関、河川管理者からなる水防連絡会を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。
				53	・最近見られるような異常気象による短時間・局地的な集中豪雨が降れば、これで安心という決定的なものはないと言っほかない。発想の転換は既に多くの場で指摘されているように、 洪水を河道内に押さえ込むことはもはや不可能 であること、 川は氾濫するものである と捉えることで、そこから新たな洪水対策、すなわち、総合治水という視点を確立することである。	1	・武庫川の河川整備基本方針では、総合的な治水対策を治水の大きな柱としており、河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えることとしています。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組むこととしています。	変更なし 序文 P2 9行目 ~13行目 本文 P7 14行目 ~15行目 治水編 P1 2行目 ~6行目	河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組みます。 河道への負担を極力軽減させるため、流域内の諸施設を活用した流域対策により、河川への流出抑制を促進する。 都市化による流出形態の変化や異常降雨の頻発により通常の河川での対応では限界が生じており、従来の河川での対策に加えて流域全体での治水対策が必要である。このような状況から、河川改修、遊水地などの整備を進めるのはもちろんのこと、流域が以前から持っていた保水・貯留機能の回復をはかるため、貯留・浸透施設を設置するなど、流域内における雨水の流出抑制対策を積極的に進めることが重要である。
				54	・超過洪水に対しては、この基本方針にもあるように、 ソフト対策としては自助、共助、公助 に尽きる。	1	・河川管理者は洪水に対するハード対策を実施していますが、計画を上回る自然現象に対しては、財政的、社会的な限界があります。このため、被災しない、あるいは被災の程度を軽減するためには、住民自らが自身の生命や財産を守る「自助」と、地域でみんなが助け合う「共助」が重要となります。	変更なし ・治水編 P16 3行目 ~6行目	・河川管理者が進める洪水に対するハード対策には、整備に長期間を要するという時間的制約が存在し、計画を上回る自然現象に対しては、財政的、社会的な限界がある。このため、被災しない、あるいは被災の程度を軽減するためには、住民自らが自身の生命や財産を守る「自助」と、地域でみんなが助け合う「共助」が重要となる。
				55	・超過洪水対策として、自助、共助、公助というソフト対策が重要であることは理解するし、このことは基本方針案にもとりいれてあり大いに賛成する。しかし、 超過洪水対策としては、ソフト、ハードの両輪 がそろわねばならない。	1	・ご意見と同じく、河川整備基本方針(案)では、近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、ハード対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施することとしています。	変更なし ・本文 P9 2行目 ~6行目	・近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展にあわせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
				56	・洪水氾濫の前に住民が無事避難できるよう日頃の啓発、訓練を行うと同時に、情報伝達、相互扶助による リスク対応 を自治体・住民が一体となって行う 体制づくり が肝要である。よく安心、安全といいますが、安心してしまえば安全はない。どんなに治水対策が進んでも、特に最近のように地球温暖化に起因すると思われる集中豪雨が多発する状況では、いつ災害が襲ってくるか判らない。このことを住民、自治体に徹底し、決して無関心にならせることなく、何の準備体制もないのに安心させてはいけません。最低限のリスク対応を準備していることによるのみ安全があることを周知させることこそ、治水対策の原点である。	1	・ご意見と同じく、円滑な避難活動のためには情報の共有が不可欠であると考えており、河川情報の収集と伝達体制の整備による警戒避難体制の充実を関係機関や地域住民と連携して推進することを河川整備基本方針(案)に示しています。 ・また、計画を上回る自然現象に対しては、財政的、社会的な限界があるため、被災しない、あるいは被災の程度を軽減するためには、住民自らが自身の生命や財産を守る「自助」と、地域でみんなが助け合う「共助」が重要であることも示しています。今後とも「参画と協働」の理念を踏まえ、その実効性を高めていくとともに、河川管理者としては、住民への積極的な情報提供に努めていきます。	変更なし 本文 P9 11行目 ~13行目 ・治水編 P16 19行目 ~22行目 P16 3行目 ~6行目	円滑な避難活動のためには情報の共有が不可欠であることから、河川情報の収集と伝達体制の整備による警戒避難体制の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。 洪水時の水防活動は消防機関が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる流域関係市と関係機関、河川管理者からなる水防連絡会を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。 河川管理者が進める洪水に対するハード対策には、整備に長期間を要するという時間的制約が存在し、計画を上回る自然現象に対しては、財政的、社会的な限界がある。このため、被災しない、あるいは被災の程度を軽減するためには、住民自らが自身の生命や財産を守る「自助」と、地域でみんなが助け合う「共助」が重要となる。 地域や住民が実施すべき対策も数多くあるが、このうち、防災学習や水防訓練、避難訓練などは行政と地域が共同で実施し、災害時に役立つようにする事が重要である。
				57	・財産も守りたいのが住民の絶対ともいふべき願望だが、洪水からすべてを完全に守ることは現実には困難である。何十年に一度は、洪水は襲い来ると考えざるをえない。やはり、財産は保険等により まさかのときの備え をしてもらわねばならない現実も、正しく認識してもらわねばならない。	1	・河川整備基本方針(案)には、洪水時には行政の対応には限界があることから、被災しない、あるいは被災の程度を軽減するためには、住民自らが自身の生命や財産を守ることが重要であり、今後とも「参画と協働」の理念を踏まえ、その実効性を高めていくとともに、河川管理者としては、住民への積極的な情報提供に努めていきます。	変更なし ・本文 P7 20行目 ~21行目 P9 7行目 ~9行目 ・治水編 P16 5行目 ~6行目	阪神・淡路大震災の経験や少子高齢社会の到来を踏まえ、人的災害の回避に向けて多様な情報手段を活用した正確で迅速な防災情報の提供を進める。 少子高齢社会における自助・共助を基本とした予備対策として、流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。 被災しない、あるいは被災の程度を軽減するためには、住民自らが自身の生命や財産を守る「自助」と、地域でみんなが助け合う「共助」が重要となる。
				58	・治水面について『想定を超える事態』への取り組みについても明示されており、治水のみならず、 環境や利水分野 においても、将来的に発生する不確実な リスク へと柔軟に対応できる方針になることを期待している。	1	・利水面のリスクとしては、地球規模での気候変動による異常渇水の発生、大規模地震による給水機能の停止などが考えられ、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、安心できる利水対策に取り組んでいく必要があります。 ・また、環境面のリスクとしては、何らかの経路で侵入した外来種によって在来の動植物が絶滅することや、人の手が入らなくなることに起因した植生の遷移などが考えられ、流域の豊かな環境を県民とともに守り、次世代に引き継いでいく必要があります。 ・いずれも、このような考え方は記述しています。	変更なし ・本文 P7 27行目 ~31行目 P9 22行目 ~27行目 P10 8行目 ~11行目	一方、近年地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念され、自然や気象に関する新たな課題が指摘されている。そのため、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する。 渇水により、許可に係る水利使用が困難となるおそれがある時には、被害を最小限に抑えるため、水利使用者間での相互調整に際して協議が円滑に行われるよう必要な情報提供に努める。また、近年の少雨化傾向を踏まえ、水利使用者相互の応援・協力体制の強化をはじめとする広域的な水融通の円滑化に関係機関及び水利使用者と連携して取り組む。 一方、震災などの緊急時には、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、消火用水等河川水の利用が図られるように配慮する。 河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。

イ
その他

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				59	・実現には100年先か何年先かわからない基本方針としながら、 ダム だけは作るというでたらめなやり方は許されない。開発規制も含めた流域全体のまちづくり・都市計画で流出抑制をしっかりと行なうことをうたった基本方針を作るべきである。	1	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・洪水調節施設については、既設治水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ～13行目 本文 P13 治水編 P9～P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略
				60	【修正提案】(9ページ) 原文:更に、既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、水防情報の・ 修正案:更に、既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、 地域住民の住まい方の転換を促すと同時に 、水防情報の・ 【提案理由】 すでに国の社会資本整備審議会答申「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」(平成19年7月)で打ち出されている「住まい方の転換」という発想を方針に明記して頂きたい。 「住まい方の転換」とは、必ずしも住民の立ち退き等を意味するものではない。住み続けながらも災害に強い暮らし方を指向しようとする生活者視点での減災対策の方向性である。人口集中地域を氾濫域として抱える武庫川水系においては、氾濫域住民の日頃の暮らし方の工夫次第で被害を減らすことができるという視点がとりわけ重要である。「住まい方の転換」を促すとは、できるだけ1階には居住しない、住宅の立て替え時に設計を考慮するといった程度の工夫から始まる 災害との向き合い方 を、河川管理者が地域住民に浸透させることでもある。方針に是非とも明記して頂きたい重要な事項である。	1	・「地域住民の住まい方の転換を促す」ことは、人的被害の回避・軽減や県民生活への深刻なダメージの回避を目標とする基本方針の考え方に合致しており、提案内容を基本方針に反映させていただきま	変更あり 本文 P9 9行目 ～11行目	・更に、既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、 地域住民の住まい方の転換を促すと同時に 、水防情報の充実等による水防活動との連携の強化、まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。
				61	・減災対策の具体的な方策として、 行政や専門家が提供できる専門的な情報、住民自身が持つ過去の災害体験情報、地域固有の水害情報(水害履歴とハザード情報) の3つの知識の融合によって、総合的な地域防災力の向上を図ることを明記していただきたい。 住民は、単なる頭の知識()だけではいざという時に行動しない。住民は、～の知が統合されてはじめて減災に結びつく行動に移る。最終的に行動しなければ減災は困難である。この統合の推進役ができるのは、「治水をあずかる者」である河川管理者をにおいて他にはない。	1	・河川整備基本方針(案)には、減災対策について示しており、今後、「参画と協働」の理念を踏まえ、その実効性を高めていくとともに、河川管理者としては、積極的な情報提供に努めていきます。ご提案いただきました、具体的な方策につきましては、今後、河川整備計画策定等の際に参考とさせていただきます。	変更なし 本文 P9 2行目 ～6行目	・近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	正常流量の確保			62	・最近の武庫川の流量は少雨とあいまって異常に少なくなっている。開発により流域の森林が減少し、広域下水道の整備により川の水が下水管をはるか流れてしまい、上流のダムの運用により武庫川の水量は激減している。武庫川の 水量を増やす施策の検討 が欠かせない。	1	・水量については、都市用水や農業用水の安定取水を含む流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めます。 ・なお、生瀬地点における近12年間の流況表(利水編P6)を見ると、前半と後半とで水量の減少が見られており、今後の推移を注視するとともに、水量を減らさないための施策についても関係機関や地域住民と連携しながら、検討することとしています。	変更なし 本文 P9 16行目 ～19行目 P10 3行目 5行目	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、既存の水利用、流れの連続性、動植物の生活環境、景観などを考慮しつつ、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどにより、都市用水や農業用水の安定取水を含む流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。 川を巡る水循環について関係機関や地域住民と連携を図りながら、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全、流域の水利用の合理化、水辺環境の保全・創出等に努める。
				63	・下流部の農地の減少に対応した 利水計画の再検討 を行うことが必要である。	1	・農地面積の減少によってかんがい用水の需要が減少する場合には、河川流量を確保していく観点から、合理的な取水を促進していきます。	変更なし 本文 P9 19行目 ～20行目	・新たな水需要が発生した場合や、合理的な水利用の進展などにより水需要が減少した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。
				64	・ 既設のダムも用水の必要が無くなれば、廃止 すべきである。	1	・近年の地球温暖化に起因し、地球規模で発生している気候変動は、各地で集中豪雨や渇水の深刻化を引き起こしており、武庫川においても想定を超える事態が生じることが想定されます。こうした背景から、水道事業者は、安定給水の観点から既存ダムの用水は必要と考えております。 しかし、合理的な水利用の進展などにより水需要が減少した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図ることを河川整備基本方針(案)に記載しております。	変更なし 本文 P9 19行目 ～20行目	・合理的な水利用の進展などにより水需要が減少した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。
				65	・適正な水利用と流水の正常な機能の維持については、意見書に詳しく書かれており、 住民意見の反映が不十分 な点がまだ多く残っている。特に、この点についての流域委員の指摘に対して県側から「現状と異なる状態を目標として掲げるのは混乱の原因となる」として流域委員会提言の内容を拒否したのは大問題だと思ふ。県当局は武庫川の不満足、あるいは不十分な状態を打破し、望ましい武庫川を実現したいという住民の願いをこのような 現状維持を大前提とする方針 で踏みこむのか。	1	・『「健全な水循環系」の一環としての役割を確実に担えるように、原則として、「武庫川から取水した水は武庫川に戻す」という目標を掲げるべき』とのご意見については、淀川等他水系からかなりの量の水道用水等が流域内に供給されている現状や、基本方針において、流域委員会のご意見も踏まえて、「広域的な水融通の円滑化に取り組む」と示していることから、原則とすることは現実的ではないと考えております。	変更なし 本文 P9 16行目 ～20行目	・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、既存の水利用、流れの連続性、動植物の生活環境、景観などを考慮しつつ、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどにより、都市用水や農業用水の安定取水を含む流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。また、新たな水需要が発生した場合や、合理的な水利用の進展などにより水需要が減少した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。
				66	・夏季、冬季に表流水が減少している状況を住民は目にしている。利水・多目的ダムの建設に伴い、以前に比して平常時の表流水の水量が減少している。上流での大量取水は下流での取水と異なり全川に対する影響が大きい。武庫川の水量は決して現状に甘んじ対策を要しないという状況ではない。委員会提言の「武庫川水系の水を再び武庫川水系に戻す」原則は採用に至らなかったが、上記の点から、流水の正常な機能の維持については、単純な取水量(ボリューム)の問題ではなくどこで取水しどこで戻すかという「 利水の上下流バランス 」という発想を取り入れていただきたい。 また、流水の正常な機能の維持を目的とした多目的ダムの運用改善(例:生態系に資するフラッシュ放流)を検討し実施していくこととしていただきたい。	1	・流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、確保に努めることとしています。その際、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る観点から、「利水の上下流バランス」の発想も重要であると考えます。 ・また、多目的ダムは、既に渇水時において流量を補給する役割を担っていますが、さらに生態系に資するフラッシュ放流を実施することについては、利水容量の問題もあり、可能かどうかを含め今後の検討課題とさせていただきます。	変更なし 本文 P9 16行目 ～20行目	・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、既存の水利用、流れの連続性、動植物の生活環境、景観などを考慮しつつ、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどにより、都市用水や農業用水の安定取水を含む流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。また、新たな水需要が発生した場合や、合理的な水利用の進展などにより水需要が減少した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。
		健全な水循環の確保		67	・人口減少、節水意識の向上、節水機器の導入等を踏まえ、また異常渇水に備えた上水道の各自治体のネットワークづくりを積極的に進めて欲しい。	1	・水道事業者と水道用水供給事業者は、水道事業の目的に即して渇水対策を講じており、事業者間の上水道ネットワークも一部で整備されています。また、河川整備基本方針(案)にも、広域的な水融通について関係機関および利水使用者と連携して取り組むことを示しています。	変更なし 本文 P9 22行目 ～25行目	・渇水により、許可に係る水利使用が困難となるおそれがある時には、被害を最小限に抑えるため、利水使用者間での相互調整に際して協議が円滑に行われるよう必要な情報提供に努める。また、近年の少雨化傾向を踏まえ、利水使用者相互の応援・協力体制の強化をはじめとする広域的な水融通の円滑化に関係機関および利水使用者と連携して取り組む。

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
河川環境の整備と保全に関する事項				68	・(特定)外来種の駆除が在来種にとって重要ではないが、何も触れられていない。	1	・武庫川水系についても、外来種対策の重要性を認識しており、環境編の12ページで、確認状況と課題箇所を示すとともに、本文の2(3)で、動植物の生活環境の保全に努めることを記載しています。	変更なし 環境編 P12 図 本文 P11 16行目 ~17行目	動植物の生活環境については、武庫川の「ひょうごの川・自然環境調査」の結果と、これをもとに作成した「健康診断図」を踏まえ、上下流それぞれの区間において保全・再生に努める。
				69	・「2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の「(3)河川環境の整備と保全に関する事項」に記述されている「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」について、このような記述を「基本方針」に取り入れられたことに敬意を表す。 ただ、その中で、「原則2 流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」というのは無理があるのではないか、と思う。以下にその理由を述べる。 河川改修により、質が低下する場合に、別の場所ですべての生物にとって、かけがえのないものである。この「基本方針」には「質」「量」の定義がなされていないことから、このような意見を述べた。いずれ明確になるだろうが、現時点でこのような表現を記述することは誤解を招くことにつながるように思う。	1	・原則2の「総量の維持」は、流域から特定・抽出した優れた「生物の生活空間」を、総量という客観的な目標を設定して「確保に努めていく」ことをうたったものです。文中で「確保することを目指し」と「質と量の保全に努める」と記述しています。 ・また、「総量」は、植生や河川の状態、在来種の種数など空間の「質」に関する指標をもとに特定・抽出し、その結果を区域の面積という「量」により定量化します。 ・それぞれの「生物の生活空間」で特徴付ける条件は多岐にわたり、絶対的な評価を行うことが難しい上、植生は遷移するものであることから、総量は目標水準として用います。 ・以上の説明を、資料の環境編に追加します。	追加 環境編 P4 上段	・原則2の「総量を維持する」とは、総量という客観的な目標を設定して、優れた「生物の生活空間」の確保に努めていくことをうたったものである。生物の生活空間の条件は多岐にわたり、それぞれについて絶対的な評価を行うことは難しく、かつ、植生は遷移することを考え合わせ、「総量」を「武庫川水系の多様な在来種が持続的に生活できる環境の維持に努めていく上での目標水準」として用いる。 なお、この「総量」は、質と量で定義するが、質と量のそれぞれで独立に評価するのではなく、植生や河川の状態、在来種の種数など「質」に関する指標をもとに特定・抽出した「生物の生活空間」を「量(面積)」により定量化をめざす。
				70	・一度壊した自然は元には戻らない。自然の中に人工物を作るには、本当に慎重に、後々のことをしっかりと考えて作って欲しい。	1	・河川整備の際には、「生物及びその生活空間の持続に関する2つの原則」に基づき、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら進めてまいります。	変更なし 本文 P10 12行目 ~15行目	・河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。
				71	・今ある自然をできるだけそのままに次世代に引き継いでいくのが、私たちの責務だと思う。 ・貴重な自然は一度失われてしまうと元には戻らない、住民にとってばかりでなく、そこに生息するすべての生物にとって、かけがえのないものである。 ・微妙なバランスの上に生態系は成り立っているのだから、治水もそれを守る決意で考えていただきたい。	1	・多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生し、次世代に引き継ぐよう努めてまいります。 ・また、河川整備の際には、「生物及びその生活空間の持続に関する2つの原則」に基づき、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら進めてまいります。	変更なし 本文 P10 8行目 ~15行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。
				72	・流域内で「種」が保存されれば良い、とする「河川整備の原則」は誤りである。今そこにいるその生物が大切である。レッドデータブック記載種はもちろんのこと、個々の生物はその生息地と不可分である。世界自然遺産でも、その種の生息地の保全が重要視される。現在の生物保護の常識に立脚した対処法をとるべきである。移植が必要になるようなダム計画は許されない。	1	・「生物及びその生活空間の持続に関する2つの原則」は、水系内での「種」の保全だけでなく、「優れた生物の生活空間の総量を維持する」ことも謳っており、「種」だけでなく、その「生活空間」についても、質と量の両面から保全に努めてまいります。	変更なし 本文 P10 18行目 ~P11 14行目	【原則1】 流域内で種の絶滅を招かない 以下、略 【原則2】 流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する 以下、略
				73	・今回、兵庫県にて作成された基本方針案は、治水のみならず環境に対する方向性を明示した素晴らしい方針であると思う。生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則を設けて明記した点などは、他の河川には見られない画期的なスタンスとして評価することができる。ぜひとも、具体的な実施計画へと発展させていただければと思う。	1	・ご意見のとおり、「生物及びその生活空間の持続に関する2つの原則」など、基本方針の環境に対する方向性を踏まえて、河川整備計画を検討してまいります。	変更なし 本文 P10 18行目 ~P11 14行目	【原則1】 流域内で種の絶滅を招かない 以下、略 【原則2】 流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する 以下、略
				74	・この「基本方針」には出てこないが、武庫川渓谷にダムをつくることは是非が議論されると思うが、少なくとも環境面だけで治水対策が決まることのないように、住民の命、財産を守るための必要性も含めて総合的に判断するべきである。	1	・原則2で、保全や再生の代替地が見あたらない場合の「計画を再考する」は、環境面、治水、利水、経済面、社会影響等を総合的に勘案して、再度検討するとの意味です。	変更なし 本文 P11 12行目 ~14行目	・)改修により質の低下が予想されるが、生活環境の固有性および特殊性が高く、改修区間内での再生や、周辺地域や県内においても保全や再生の代替地が見あたらない場合には、計画を再考する。
				75	・魚と共に育った私としては、今の川に入ると、川底の石やよこれを見れば、魚の側からすれば泣いている。今一度、魚道整備、魚の住める環境水量を考えていただきたい。	1	・魚類の生息環境については、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努めます。 ・また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、魚類の生息や産卵の面からも設定しており、その確保に努めます。	変更なし 本文 P11 25行目 ~27行目 P9 16行目 ~19行目	武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されているが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、既存の水利用、流れの連続性、動植物の生活環境、景観などを考慮しつつ、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどにより、都市用水や農業用水の安定取水を含む流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。
				76	・後世に自然を残し豊かな生物層を守って欲しい。	1	・ご意見のとおり、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生し、次世代に引き継ぐよう努めてまいります。	変更なし 本文 P10 8行目 ~11行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。
				77	・蛍や魚の宿る武庫川を愛し、子供たちに手渡したいと願っている。	1			
78	・洪水時以外には生態を守ることを重要とし、子供たちに今ある自然環境を残してゆく。武庫川の自然を豊かさをより高めたくことこそ大切なことと考える。	1							
79	・武庫川渓谷と上流部の藍本付近はとりわけ自然景観に優れ、生物の多様性、そこに生きた生態系がすばらしく、この豊かな自然を末永く保存して欲しい。地域住民にとってこの自然空間を十分に活用できるようにしたい。	1	・武庫川渓谷と上流部の藍本付近は、ご指摘のとおり、武庫川らしい環境や景観が残されている場所であるため、それらを保全・再生し、次世代に引き継ぐよう努めていくとともに、自然とのふれあいや環境学習の場として活用を図ります。	変更なし 本文 P10 8行目 ~11行目 P11 34行目 ~37行目	河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 人と河川の豊かなふれあいについては、生活の基盤や歴史・文化、風土を形成してきた武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。				

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項				80	・アユ、ウナギ、マスなどの魚が回復する川をつくること。	1	・魚類の生息環境については、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努めてまいります。	変更なし ・本文 P11 26行目 -28行目	・武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されているが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。
				81	・大和川にさえ「アユ」が遡上する。武庫川にも「アユ」が遡上する川にを目標にされたい。	1	・武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されていますが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努めてまいります。	変更なし ・本文 P11 26行目 -28行目	・武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されているが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。
				82	・潮止堰を撤去して、魚が遡上できるようにすべきである。アユが生息できるきれいな武庫川にもどすように努力して欲しい。子供達に清流の魚が多く生息する武庫川をつくりあげていくことが大切である。	1	・武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されていますが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努めてまいります。	変更なし ・本文 P11 25行目	・また、かつて干潟のあった河口部では、汽水環境の保全・再生に努める。
				83	・かつて干潟のあった河口部の再生について論じられているが、この部分については、潮止堰によって生態系の連続性が阻害されているために、こうした施設の在り方について再検討することを明記していただければと思う。河口部の干潟は、阪神間にはかつて無数に広がっていたが、臨海部の開発によって著しく消失した生態系でもある。また、干潟の機能を再生し、領域を広げること、瀬戸内海の水質改善にも貢献すると思われるので、再生すべき最も重要な生態系であると位置付けていただければと思う。	1	・武庫川の河口部については、汽水環境の保全・整備に努めていくこととしていますが、その具体策は今後検討していく必要があり、その際は、ご指摘の「生態系の連続性確保」や「河口部の干潟機能の再生」の観点も参考とさせていただきます。 ・なお、潮止堰は、現在、地下水への塩水遡上を防ぐ機能を果たしていることから、施設のあり方については、将来の検討課題とします。	変更なし ・本文 P11 25行目	・また、かつて干潟のあった河口部では、汽水環境の保全・再生に努める。
				84	・武庫川水系の良い点などについては、豊富な資料にて明記されているが、環境に対して負のインパクトが与えられている部分が多く、浮き彫りにされていない。あまり良い例えではないが、人間が病院にゆく際には、『良い部分』ではなく、『悪い部分や要因』を、お医者さんに伝えることが大半だと思う。環境を考える際にも『課題のある場所をとりあげる』方向で進めていただければと思う。こうした観点から、武庫川の自然環境が抱える課題という項目をあげて、方針を定めて欲しい。このなかで課題としてふさわしいものは、以下のとおりだと考えている。 上流域における取水によって減水が起こり、河川生物の生息場所が改変されていること。上流域での流域外への水供給については、人口減少や需要低下などを考慮して、期限を設けて利水計画を見直しできる体制を設けていただきたい。 中流域と上流域をつなぐ部分にダムや堰堤が多いために、連続性が妨げられていること。連続性を数値指標によって評価して、流域として連続性に関する目標値をいくつかの指標生物(アユやオオサンショウウオなど)ごとに設けて、中期目標などを定めていただきたい。 三田地域などのニュータウン開発によって小規模河川が過度に改修されて、自然環境が消失していること。このことはつまり、人口が密集するニュータウンにおいて、自然とのふれあいの場が消失していることになるので、ニュータウン開発等の大規模開発によって失われた自然環境やふれあいの場の再生・復元を大きな目標に据えていただければと思う。	1	・武庫川水系の課題は、「武庫川の健康診断図」(環境に関する資料の6ページ)の中で主なものを整理していますが、今回いただいたご意見も参考に、また、健康診断図のベースとなった「ひょうごの川・自然環境調査」の結果も活用して、今後の対応を検討していきます。	変更なし ・環境編 P6	・「武庫川の健康診断図」 略
				85	・「汽水環境の保全・再生に努める」 汽水環境は、単にその区間のみの保全・再生ではなく、海洋と武庫川全川にわたる生物(特に回遊性生物)の生活史から見た連続性の中で汽水環境の保全・再生を考えなければ意味を持たない。また、武庫川の汽水環境にとっては潮止堰の存在は小さくなくその見直しは重要である。 ここでいう「汽水環境の保全・再生に努める」とは、上記の事柄を含めた意味を持つものであることをご確認いただきたい。	1	・武庫川の河口周辺の砂浜が埋め立てられ、コンクリートの護岸や堤防が築かれてきたことが、天然アユが減少したことの理由のひとつであると言われていました。 ・この武庫川の河口部において、汽水環境の保全と再生に努めていくこととしていますが、その具体策を今後検討していく際は、ご指摘の観点(海洋と武庫川全川にわたる回遊性生物の生活史から見た連続性)も参考にさせていただきます。 ・なお、潮止堰は、現在、地下水への塩水遡上を防ぐ機能を果たしていることから、施設のあり方については、将来の検討課題とします。	変更なし ・本文 P11 25行目	・また、かつて干潟のあった河口部では、汽水環境の保全・再生に努める。
				86	・「産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。」 兵庫県でも揖保川を初め、全国の河川で回遊性生物(例えば海産アユ)の天然回遊を河川に取り戻す努力がすでに始まっている。これらの取り組みは、一朝一夕に進展するものではなく、数十年単位での関係者(河川管理者はもちろん流域住民をも含む)の強い意志とたゆまぬ努力が必要である。昔日の武庫川を知る人々にとって、次の世代に「生きた武庫川」を引き継ぎたいとする想いがこの一文には込められているはずである。今後どのような河川管理施設が整備されようとも、水質、水量、河川構造の多様性の向上という観点からの取り組みのもと、河川管理者が上記の回遊性の回復の実現に努力を惜しまないことをご確認いただきたい。	1	・基本方針に記載したとおり、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努めることとしており、さらにご意見の水質や水量の観点からの取り組みについては、関係機関や地域住民との連携が必要と考えています。	変更なし ・本文 P11 26行目 -28行目	・武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されているが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。
				87	・景観の視点からの規制がなされるべきである。河川空間は公共のオープンスペースである。しかし、震災後、宝塚市では護岸ぎりぎり高層マンション群が建設され、市民の眼から「武庫川」は閉ざされた。	1	・河川区域外では、河川管理者の権限で規制はできませんが、流域市や地域住民等とともに、武庫川らしい景観の保全・創出に取り組んでいく上での参考とさせていただきます。	変更なし ・本文 P11 30行目 -32行目	・景観については、治水との整合を図りつつ、関係機関や地域住民と連携し、上流域の緩やかに蛇行して流れる武庫川と田園景観、中流域における武庫川峡谷の自然景観、下流域の都市景観との調和など、各地域の特性を反映した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。
				88	・美しい武庫川の河川敷は、多くの人たちが散歩、ジョギング、レクリエーションに利用してつくしんでいる。それを奪わないで欲しい。自然保護第一。	1	・現況の高水敷を保全することが、自然保護に繋がるのかは議論のわかれるところだと思いますが、実態として高水敷が都市計画緑地に指定され、また地域住民等に高度に利用されていることを十分考慮して川づくりに取り組みたいと考えております。	変更なし ・本文 P12 18行目 -21行目	・河川敷地の占用及び工作物の設置許可等については、治水・利水・環境の調和を基本として動植物の生活環境や景観の保全に十分に配慮するとともに、特に下流部は阪神間の市街地に接する貴重なやすらぎと潤いの水辺空間であることを認識して、多様な利用が適正に行われるよう努める。
				89	・美しい河川敷を後世に残す努力をするのが私たちの世代の任務である。	1	・現況の高水敷が美しいか否かは議論のわかれるところだと思いますが、実態として高水敷が都市計画緑地に指定され、また、地域住民等に高度に利用されていることを十分考慮して川づくりに取り組みたいと考えております。	変更なし ・本文 P12 18行目 -21行目	・河川敷地の占用及び工作物の設置許可等については、治水・利水・環境の調和を基本として動植物の生活環境や景観の保全に十分に配慮するとともに、特に下流部は阪神間の市街地に接する貴重なやすらぎと潤いの水辺空間であることを認識して、多様な利用が適正に行われるよう努める。
90	・武庫川峡谷を含めて下流の水質は憂うべき状態となっている。環境基準を満たせばいいものではなく、「武庫川の清流」を取り戻し「天然の鮎がのぼる川」づくりをするための環境基準が必要である。	1	・武庫川の水質は、全川で環境基準を満足していますが、更なる水質の向上に、関係機関や地域住民と連携して取り組んでいくこととしています。ご提案の「天然の鮎がのぼる川」は、清流を実現するための重要な要素の一つであり、関係者が共有することのできる目標の一つであると考えられます。	変更なし ・本文 P12 2行目 -5行目	・水質については、高度処理を含む下水道整備等や排水規制の徹底などによる行政指標としての水質の向上だけでなく、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して更なる水質の向上に努める。				

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
(4) 河川の維持管理・流域連携				91	・水質の向上の目標は 水浴可能 なものとすること。	1	・武庫川の水質は、全川で環境基準を満足していますが、更なる水質の向上に、関係機関や地域住民と連携して取り組んでいくこととしています。ご提案の「水浴可能な川」は、関係者が共有することのできる目標の一つであると考えられます。	変更なし ・本文 P12 2行目 ～5行目	・水質については、高度処理を含む下水道整備等や排水規制の徹底などによる行政指標としての水質の向上だけでなく、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して更なる水質の向上に努める。
				92	・水質の向上については、問題意識を持つ他分野の行政関係者の声も聞くが、原因が判然としていないのが現状である。汚染が川に流れ込んでいるだけという状況もわからなくはないが、そのような受身の立場に甘んじることなく、河川管理者自らが当事者として、率先して 原因究明の努力 を図り、流域各市はじめ関係各方面(流域住民を含めて)に 解決策を働きかけていく ことを望みたい。なぜならば、水系としての水質に取り組めるのは、河川管理者を置いて他にいないからである。 また、今後の整備においては、 住民にわかりやすい目標 (例えば、泳げる川、魚がおいしく食べられる川)を住民とともに定め、 対策を協働で推進 していくことを望む。 誰も「きれいな川」が好きなのである。	1	・武庫川の水質は、全川で環境基準を満足していますが、更なる水質の向上に、河川管理者も関係機関や地域住民と連携して取り組んでいくこととしています。今後の取り組みにおいて、ご提案のような目標を定め関係者が共有することは、効果的であると考えられます。	変更なし ・本文 P12 2行目 ～5行目	・水質については、高度処理を含む下水道整備等や排水規制の徹底などによる行政指標としての水質の向上だけでなく、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して更なる水質の向上に努める。
		河川の維持管理	93	・恒常的に 川床の除砂作業 を継続していただきたい。	1	・河床に土砂が堆積し、流下能力に支障がある場合は、土砂の除去を行うことを河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし ・本文 P12 16行目 ～17行目	・洪水の安全な流下に支障となる河道内に堆積した土砂や、河道内の樹木については、環境に十分配慮した上で掘削・浚渫・伐採を行い、適正な河道維持に努める。	
		流域連携	94	・流域各地の「まちづくり」と一体となった治水対策を推進すること。自然条件からは当然「河川敷」であるところも、開発が繰り返された。洪水の危険のあるところの「 土地利用規制 」は都市として当然の規制である。	1	・河川区域とは、河川の流水が継続して常に流れている土地、あるいは地域の形状等からこれに類する土地ということで規定しています。河川敷の開発とはどの部分を言われているのかわかりませんが、河川区域内の河川敷を河川管理者以外の者が「占用」、「工作物の新築」等をする場合は、一般公衆の多様な利用に供するべきものであり、かつ洪水の際には安全に流れるか否か等を河川管理者が確認して許可します。よって河川敷の無秩序な開発はありません。 ・土地利用規制については、まちづくりと連動した流域及び氾濫域の規制や誘導等について関係機関と調整を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし ・本文 P9 10行目 ～11行目	・まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。	
			95	・今回の基本方針案は まちづくりについて画期的な取り組み がされた。これを更に 拡充 することが必要である。	1	・ご意見の趣旨を踏まえて整備計画策定に取り組んでいきます。	変更なし		
			96	・流域全体の ネットワーク形成 と、 拠点整備 をすること。	1	・地域社会と河川の良好な関係を構築し、多様な主体が取り組む川づくりについて流域関係市との連携を図りながら、必要な支援策を講じることを河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし ・本文 P12 24行目 ～27行目	・河川に関するさまざまな情報を幅広く共有することにより地域社会と河川の良好な関係を構築するとともに、多様な主体が取り組む川づくりについて流域関係市との連携を図りながら、必要な支援策を講じる。	
		モニタリング	97	・基本高水などの基本数値については、今後 モニタリング を続けて基本数値の 確認 を確実に行うことが肝要である。	1	・河川の土砂堆積、植生、瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる旨を河川整備基本方針(案)に示しています。 ・なお、河川整備基本方針は、社会的影響を考えると安易に変更するものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合、あるいは新たな科学的・技術的知見が得られた場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対処していくこととしております。	変更なし 本文 P12 33行目 ～35行目 序文 P1 16行目 ～19行目	武庫川の良好な河川環境や河川景観、多様な水利用を踏まえ、河川の土砂堆積、植生、瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる。 なお、河川整備基本方針は、社会的影響を考えると安易に変更するものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合、あるいは新たな科学的・技術的知見が得られた場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対処していくこととしております。	
			98	・「武庫川水系河川整備基本方針(案)」は実施に際して巨額の税金が使われるにもかかわらず、治水、利水、環境を考える上での 基礎データ があまりにも 不足 している。	1	・「治水、利水、環境を考える上での基礎データ」については、必ずしも十分とは言えないまでも、基本方針を立案する上で必要となるデータは揃っており、河川審議会治水部会からは「限られた情報を用いて可能な限り適切に条件設定がされている」との評価をいただいています。 ・今後も引き続きモニタリング内容の充実とデータの蓄積に努め、河川の整備や維持管理に反映させていきます。	変更なし ・本文 P12 33行目 ～35行目	・武庫川の良好な河川環境や河川景観、多様な水利用を踏まえ、河川の土砂堆積、植生、瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる。	

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
3 河川の整備の基本となるべき事項									
ア	(1)基本高水並びに河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	基本高水のピーク流量		99	・基本高水流量は過大です。流量の見直しをして下さい。	6	・基本高水は最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定した数値で、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。	変更なし	
				100	・基本高水が4,610m ³ /sで、工事実施基本計画の値より少し低くなっているものの、やはり高い。	1			
				101	・いわば強制的ゴリ押しで不安材料一杯のデータをもとにして高い数字の基本高水を設定した。そして誰もそれが正しいと証明できないにもかかわらず、その数字を基にして河川事業が行われてしまう、何とも愚かしいことを何故繰り返さなければならないのか。これに対する河川管理者の明快な答えが欲しい。	1			
				102	・甲武橋地点の流量について「HWLで3,700m ³ /sしか流下能力はありません。ダムは必要です」に対する反論「武庫川は十分に流れますよ5,650m ³ /sも」。 3,700m ³ /sと5,650m ³ /sの差は約40%。どちらかが間違っている。あるいは両方間違っている。正解は、武庫川水系河川整備基本方針(案)の13頁の表と図を再検討すべきである。	1	・河道への配分流量(甲武橋地点3,700m ³ /s)は、甲武橋地点の現況流下能力を根拠に定めたものではありません。甲武橋より、下流部において、可能な限りの河道対策を行った結果、河道で流すことができる最大の流量から設定しています。 ・具体的には、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sであることから、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとしています。	変更なし 治水編 P12 5行目 ~8行目	・河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sであることから、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとする。
				103	・基本高水のピーク流量と配分が時代や周辺環境の変化によって本来修正されるべきであるのに現在は固定されている。新しい科学的・技術的知見によって見直しをするべきである。	1	・河川整備基本方針は、社会的影響を考えると安易に変更するものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対処していくこととしております。	変更なし 序文 P1 16行目 ~19行目	・なお、河川整備基本方針は、社会的影響を考えると安易に変更するものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対処していくこととしております。
				104	・基本高水流量を高く設定することがあかま治水安全度を高くするという錯覚があるようだが、決してそのようなことはない。武庫川の場合、基本高水は常識的ラインの4,200m ³ /s程度とし、それを超える洪水は超過洪水として扱えばいいと思う。どのようにしても、自然を相手なので、治水計画の中に降雨が納まり、流量が納まることは考えてはいけない。	1	・基本高水については、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定した数値で、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。 ・なお、近年の地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や濁水の深刻化が懸念されることから、想定を超える事態においても人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として総合的な治水対策を推進することとしています。	変更なし 本文 P7 27行目 ~31行目	・近年地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や濁水の深刻化が懸念され、自然や気象に関する新たな課題が指摘されている。そのため、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する。
				105	・総じて配分表は、流域委その他の専門家の諸説や、決定の経緯、採用した考え方を併記していない点に、一人歩きを危うさを感じる。	1	・配分表(基本高水のピーク流量等一覧表)における、各数値の考え方については、治水に関する資料に示しています。 ・また、流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量及び現況流下能力については、更に詳しい資料を武庫川流域委員会のホームページ上で公開しています。	変更なし	
イ	流量配分	106	・人が手を掛けて流下能力を落としておいて、それを補うためにまた新たな自然環境を壊すことはもうこれ以上してはならない。上流の過度のゴルフ揚や宅地の開発も、人為的に洪水災害の大きな要因を作ってきたという点では同様であるが、20世紀にやむなくとはいえず犯してきた間違いを、21世紀で繰り返してはならない。コストは相対的に高くとも、時間が大幅に長く掛かるうともここは確かな方向転換をすべきである。幸いにして、基本方針は、時間を定めぬ河川整備の根幹をなすものである。大胆な発想の転換のもと、河道への配分3,700m ³ /sを引き上げるべく再検討をお願いしたい。	1	・河道への配分量3,700m ³ /sは、社会的影響や経済性等を勘案の上、可能な限りの河道掘削により、甲武橋下流の流下能力を最大限向上させた結果、河道で分担可能な最大の流量です。 ・更に河道への配分流量を引き上げるためには、引堤が必要となりますが、引堤は、大規模な用地買収や家屋移転、重要橋梁の架替えを伴うため、高度に市街化した下流部の沿川でこれらの対策を行うことは、経済性、社会的影響の両面から避けるべきであると判断しています。 ・なお、ご意見の冒頭に「人が手を掛けて流下能力を落とす」という点についてですが、河川管理者が人為的に流下能力を落とすような行為はしておりません。	変更なし 治水編 P12 1行目 ~8行目 P11 33行目 ~37行目	河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。また、将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。上記のことを踏まえ、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとする。 武庫川下流部の沿川は高度に市街化していることから、大規模な引堤や主要橋梁の架け替えを伴う河川改修を実施することは社会的影響が大きい。また、計画高水位を上げることは、破堤等による災害ポテンシャルを増大させることになるため、沿川の人口・資産の集積状況を考慮すると避けるべきである。このため、原則として現況の堤防法線を重視し、堤防の高上げや引堤は行わないものとし、流下能力が不足する区間については、河道掘削に対応する。		
		107	(河道への配分流量) = (基本高水のピーク流量) - (洪水調節施設による調節流量) (河道への配分流量) = (流域基本高水のピーク流量) - (流域対策による流出抑制量) - (洪水調節施設による調節流量) ・式では武庫川の流量を一定の値以下に抑えようとする、ダムなどの[洪水調節施設による調節流量]を増やす対策しかないが、式の関係式の考え方でいけば[流域対策による流出抑制量]と[洪水調節施設による調節流量]という2つの選択肢があることが鮮明となり、[流域対策による流出抑制量]を増やすように全力をあげれば、新規ダムに依存せずとも可能性が開けるということがわかる。この考え方()を武庫川の治水計画から完全に排除するというのが、この「基本高水ピーク流量等一覧表」には示されており、河川整備基本方針の根本的問題点である。総合治水の検討を謳いながら、河川整備基本方針から、総合治水を排除したものであり、根本的欠陥である。	1	・まず河道への配分流量については、可能な限りの河道対策を行った上で河道で分担可能な最大の流量から設定しており、ご指摘の式や 式のような考え方に基いて定めたものではありません。 ・基本高水は河川管理者が河川管理施設で処理する流量です。流域対策施設は基本的に河川管理施設ではないため、用語の定義上、流域対策による流出抑制量は基本高水の外に位置付けています。しかしながら、高水処理計画の目標流量はあくまでも「流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量」であり、総合治水を排除したものではありません。 ・なお、流域対策による流出抑制量については、洪水時に安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること、流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されること、という観点から公的所有の施設に限定されていますが、計画として数値目標を位置付けなかった各戸貯留や水田貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については、今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めていくこととしており、流域対策による流出抑制量を増やすよう努力することとしています。	変更なし 治水編 P9 5行目 ~6行目 P10 12行目 ~14行目 P10 36行目 ~38行目	現況の河道特性を踏まえ、できるだけ河道で分担して処理するものとする。また、河道で処理できない流量については流域内の洪水調節施設により分担するものとする。 施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、その流出抑制効果を検討した。 流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めるとともに、流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努める。		

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
			ウ 流域対策	108	・流域対策による流出抑制量は80m ³ /sでは少なすぎる。山林・遊水地・田畑・グラウンド等の雨水は、一部は地下に浸透する。ピーク時間の2時間をこれらの流域全体で一旦溜めてから徐々に武庫川に流すようにするのが総合治水である。県は総合治水を無視している。	1	・森林には、雨水を森林土壌に浸透させ流出を遅らせる洪水緩和機能がありますが、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・遊水地を含む具体的洪水調節施設については、河川整備計画に位置付けるもので、今後、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討します。 ・水田については、雨水の一時貯留による流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画は流出抑制量を見込んでいません。 ・畑地は水田と比べて畦畔が低く水を安全に貯めることができないことから、雨水の畑地貯留は期待できません。 ・学校、公園では、雨水をグラウンド等に集めて貯留することによる流出抑制効果を、治水計画で見込んでいます。	変更なし 治水編 P11 1行目 ～6行目 治水編 P11 9行目 ～11行目 本文 P8 19行目 ～20行目	森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 流域内の学校、公園については、関係機関との連携と地域住民の協力のもと雨水貯留施設の整備に取り組んでいく。
				109	・80m ³ /sにしたのは、流域の山林・ため池・田畑等を埋め立てる事に何も規制しないで逆に住宅地化を奨励するつもりと思われる。80m ³ /s以下になり新規ダムの必要性が大きくなる。武庫川右岸で武庫川駅から北方向に戦時中の名残のレールが3本あったところは、今すぐ建物が建てられないように西宮市に指導して規制すべきである。	1	・流域対策による流出抑制効果を数値として治水計画に見込む上では、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定している。 ・森林については、保安林や林地開発許可制度を適切に運用し、伐採の制限や1.0haを超える開発行為の規制等により、適正に森林が保全されるよう努めています。 ・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・田畑の持つ多面的機能について、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努めていくこととしています。 ・ご指摘の場所は、河川保全区域であるため、建築等がなされる際には適切に指導していくこととしています。	変更なし 治水編 P10 12行目 ～13行目 本文 P8 25行目 ～27行目 P8 21行目 ～22行目 P8 28行目 ～29行目	施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、森林については、川と同様に地域共有の財産と認識し、森林の持つ水源かん養等の公益的機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となった森林整備の実施と無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて、森林が適正に保全されるよう努める。 流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努める。
				110	・総合治水を唱いながら、基本高水のピーク流量等一覧の中で、流域対策による流出抑制量を80m ³ /sと過小すぎる値とし「参考」の扱いにしたことは、流域委員会の提言内容を軽視し、流域での調整池などの施策を言い訳程度しか実施しないと意思表示であり、到底容認できない。休耕田、ため池利用の積極拡大、防災調整池の採用等総合治水に向けての施策を真剣に推進すべきである。	1	・河川整備基本方針では、河川管理者が実施する“河川の整備の基本となるべき事項”を定める必要があることから、河川管理者が実施主体とならない流域対策による流出抑制量を「参考」として表現しています。 ・耕作放棄田への貯留は、田の底や畦畔からの漏水が多く、また、畦畔が崩壊するなどの災害を誘発することも想定されます。このため、畦畔の補強や亀裂の補修などの工事と畦畔の草刈りなどの安全な状態に保つ日常管理を必要とするなど課題が多いですが、農地等を保全する活動のひとつとして耕作放棄田の貯留についても普及・啓発したいと考えています。 ・ため池については、現地調査を行った上で、洪水時に安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること、流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されること、という観点により対象施設を選定し、治水計画でその効果を見込んでいます。 ・開発に伴う防災調整池については、関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図ることとしています。	変更なし 本文 P13 4行目 ～8行目 治水編 P10 12行目 ～13行目 本文 P8 23行目 ～24行目	流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量4,690m ³ /sを、県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図り、基本高水のピーク流量は計画基準点である甲武橋地点において4,610m ³ /sとし、このうち流域内の洪水調節施設により910m ³ /sを調節して、河道への配分流量を3,700m ³ /sとする。 施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。
				111	・基本高水流量から流域対策による流出抑制量を「参考」として外したことは、流域対策の総合治水を軽視し、露骨に新規ダム導入をはかるものである。	1	・河川整備基本方針では、河川管理者が実施する“河川の整備の基本となるべき事項”を定める必要があることから、河川管理者が実施主体とならない流域対策による流出抑制量を「参考」として表現しています。	変更なし 本文 P13 4行目 ～6行目	・流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量4,690m ³ /sを、県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図り、
				112	・将来にわたって流域対策の流出抑制量を80m ³ /sに固定し、超長期の将来も変化なしとするのは河川管理者としての責任放棄である。調整池設置の強化など流域対策を進め、ピーク流量に含めた治水対策を取り、武庫川流域対策を強化すべきである。水田の耕作放棄田の貯留などを積極的に取り入れるべきである。	1	・流域対策による流出抑制効果を数値として治水計画に見込む上では、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し算出しています。 ・開発に伴う防災調整池については、関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図ることとしています。 ・耕作放棄田への貯留は、田の底や畦畔からの漏水が多く、また、畦畔が崩壊するなどの災害を誘発することも想定されます。このため、畦畔の補強や亀裂の補修などの工事と畦畔の草刈りなどの安全な状態に保つ日常管理を必要とするなど課題が多いが、農地等を保全する活動のひとつとして耕作放棄田の貯留についても普及・啓発したいと考えています。	変更なし 治水編 P10 12行目 ～13行目 本文 P8 23行目 ～24行目	施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。
			113	・河道を固定しても(河道への配分流量) = (流域基本高水のピーク流量) - (流域対策による流出抑制量) - (洪水調節施設による調節流量)の式をみてもわかるように、基本高水(あるいは、流域対策による流出抑制量)が変わっても何ら河道には支障はない。流域対策による流出抑制、洪水調節施設による流量調節は、これから1つ1つ実現させていくものであり、流域対策による流出抑制が、おおいに進めば、洪水調節施設による流量調節量を減らせばいいのであり、基本高水を固定しなければ、治水対策ができないというのは当たらない。	1	・河川法施行令第十条の二により、河川整備基本方針では「基本高水」並びにその河道及び洪水調節施設への配分を定める必要があります。 ・流域対策による流出抑制効果を数値として治水計画に見込む上では、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し算出しています。	変更なし 本文 P13 4行目 ～8行目 治水編 P10 12行目 ～13行目	流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量4,690m ³ /sを、県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図り、基本高水のピーク流量は計画基準点である甲武橋地点において4,610m ³ /sとし、このうち流域内の洪水調節施設により910m ³ /sを調節して、河道への配分流量を3,700m ³ /sとする。 施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、	
			114	・流域対策およびとくに水田貯留への取り組みについて、県当局は流域委員会での審議の中でも極めて消極的な態度を取り、流域委員会が目標値を設定しようとしたのに対し、「実施を担保できない数値を挙げることはできない」として、極めて小さい値を資料として提出した上、整備基本方針(案)ではそれをゼロ査定していた。そして、その他の流域対策についても同じ理由で小さく設定して流域委員会に提出した効果量をさらに小さく見積もり、しかも、河川整備の目標として掲げるのではなく、既定の効果量として、流出抑制策を講じない場合のピーク流量から差し引いて基本高水とするという、前代未聞の基本方針になっている(3 河川整備の基本となるべき事項)。このようなことについては流域委員会では全く審議されておらず、県当局から流域委員会に対して意見を聴くと言うこともなく、突然出されたもので、流域委員会無視も甚だしく、これでは参画と協働の理念はどこへ行ってしまったのかと言わざるを得ない。	1	・河川整備基本方針では、河川管理者が実施する“河川の整備の基本となるべき事項”を定める必要があることから、河川管理者が実施主体とならない流域対策による流出抑制量を「参考」として表現しています。なお、第50回及び第51回流域委員会で、流域対策に関する県の考え方等について説明しています。 ・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画は流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。	変更なし 本文 P13 4行目 ～8行目 治水編 P11 9行目 ～11行目	流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量4,690m ³ /sを、県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図り、基本高水のピーク流量は計画基準点である甲武橋地点において4,610m ³ /sとし、このうち流域内の洪水調節施設により910m ³ /sを調節して、河道への配分流量を3,700m ³ /sとする。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。	

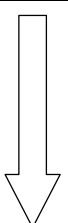
項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
工	洪水調節施設			115	・計画流量配分(以下、配分表)の洪水調整施設:910は、新規ダムなしでは確保し得ない数値だと感じる。ダムは、近未来の例えば30年の計画には除外すべきだと考えるので、この配分表の910の独り歩きを危惧する。	1	・洪水調節施設については、既設治水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 ・なお、流量分担の考え方は、基本高水のピーク流量をできるだけ河道で分担し、河道で処理できない流量を洪水調節施設により分担することとしています。	変更なし 治水編 P9 5行目 ~6行目	・現況の河道特性を踏まえ、できるだけ河道で分担して処理するものとする。また、河道で処理できない流量については流域内の洪水調節施設により分担するものとする。
				116	・洪水調節施設による調節流量は910m ³ /sとこれも高く設定されており、将来相当困難を伴う方針になっている。武庫川には洪水調節機能を備えている既設ダムは青野ダムだけです。調節流量910m ³ /sをカバーするには新たな洪水調整施設が必要になり、やはり武庫川ダムが必要という次のステップが想像される。	1			
				117	・基本高水が極めて高く設定され、かつ河道への配分に最大限注力する方針となっていないため、洪水調節施設による調節流量が910m ³ /sとなっている。既設の青野ダム以外は、治水に有効な既設ダムはないと思われる。この基本方針の下、2年後に整備計画案が提示されるに至って、またまた武庫川ダム問題が再燃することは必至である。	1			
				118	・武庫川の治水計画について兵庫県は従来の河川法により武庫川ダム建設の位置付けをしていたが、環境アセスに多くの反対意見が出され、根本的に見直しをし、新河川法に基づいて武庫川流域委員会を設置し、十分議論をしてダムに頼らない、総合治水という方法が答申された。しかし、今回の県の基本方針はやっぱり、ダムに固執するという姿しか見えてこない。	1	・今回作成した「武庫川水系河川整備基本方針(案)」は、計画の基本となる基本高水ピーク流量に対する、河道、洪水調節施設への配分および流域対策による流出抑制量を定めたものです。従って、ダムなどの具体の施設メニューは記載しておらず、河川整備計画作成の段階で、具体的な施設計画を定めることとしています。	変更なし 本文 P13	・基本高水のピーク流量等一覧表
オ	その他		119	・総合治水の考え方は賛成するが、流域対策の量はただか80m ³ /sである。下流に暮らす住民としては、明日に来るかわからない大雨の備えとして3,700m ³ /sの河道工事と910m ³ /sの洪水調節施設の工事を急いで欲しい。	1	・武庫川下流の治水安全度の向上は急務と認識しており、事業効果をできるだけ早期に発現できるよう、費用対効果等を勘案して、選択と集中を図り、計画の効果的かつ効率的な整備を進めます。 ・なお、流域対策の効果量は、本川下流の基準地点で評価すると80m ³ /sですが、地先での浸水対策には効果が期待できます。地先レベルの浸水対策を早期に実現するためにも、流域対策は有効であると考えています。	変更なし 本文 P8 1行目 ~2行目	・事業効果をできるだけ早期に発現できるよう、費用対効果等を勘案して、選択と集中を図り、計画の効果的かつ効率的な整備を進める。	

付属資料

(1)流域及び河川の概要に関する資料	120	・P56(2)伊丹市 水道用水を淀川から50,000m ³ /日及び猪名川から23,000m ³ /日	1	・ご指摘いただいたことについて、追記します。	修正 概要編 P56 8行目	・伊丹市は、水道用水を、淀川水系のほか武庫川水系ではから昆陽井堰で水道用水を、また、工業用水を淀川から取水している。昆陽井堰の水利権量は・・・
	121	・P59 表5.5.1の「伊丹市」……「伊丹市西部」に限定する。	1	・ご指摘の箇所は、P60の図5.5.1を説明しているところですので、修正の必要はないと考えています。	変更なし	
	122	・P65 表6.2.1の右欄の「有無」……「利水に関する資料(案)」のP7の表記とあわせ「判定」とする。	1	・ご指摘のとおり、「判定」に修正します。	修正 概要編 P65 表6.2.1	有無判定
	123	・P67~P69の6つの図の「西暦年」……「年度」ではないか。	1	・ご指摘のとおり、「年度」の誤りでしたので修正します。	修正 概要編 P67~69 図6.2.1 図6.2.2 図6.2.3 図6.2.4 図6.2.5 図6.2.6	年度
	124	・P71 表7.1.1の合計の欄が合致しない。	1	・ご指摘いただいたことについて、修正します。	修正 概要編 P71 表7.1.1	表7.1.1 武庫川における河川敷利用状況 (面積単位:ha)

市町村名	その他	合計
西宮市	4.2	30.826.6
伊丹市	0.2	1.91.7
尼崎市	3.3	37.122.8
宝塚市	1.1	12.741.6
合計	8.88.0	82.572.7

(2)治水に関する資料	125	・基本高水流量の4,690m ³ /sは過大な数値である。武庫川では洪水時に流量は実測されておらず、この値は実績降雨から1/100確率処理によって算定されたものである。グンベル分布曲線から算定されているが、この値には幅があり、最大値に近い値がとられている。また、平成16年の23号台風が既往最大流量だったため棄却されるべきだったにも関わらず、修正されて加えられたものである。今後、洪水時に何回か流量を実測し、流量確率から算定すべきと考える。そうすれば、4,000~4,200m ³ /sくらいに収斂されるであろう。	1	・降雨の引き伸ばし過程において、地域分布、時間分布が不適切な降雨は棄却しており、棄却されていない洪水は何れも治水計画考慮すべき洪水群です。従って、これら棄却されない洪水群のうち、最大流量となる洪水のピーク流量を計画値として採用しています。最大値を採用したからといってこれが過大であるということにはなりません。 ・「平成16年の23号台風は棄却されるべきであった」とのご指摘については、この洪水は武庫川の観測史上最大の流量を発生させた降雨パターンであり、引き伸ばし倍率も約1.4倍と比較的小さいことから、この規模の洪水が今後発生する可能性は否定できず、これを棄却することは適切ではないと判断し、棄却基準に適合するよう、時間分布に必要最小限の補正を加えたものを計画降雨としています。 ・何れにしても、基本高水については、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づいて算定した数値で、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。 ・なお、「今後の流量データの蓄積によって確率流量が4,000~4,200m ³ /sに収斂される」とのことですが、近年の気象の状況を踏まえると、既往最大流量を上回る洪水が発生することは十分に考えられ、この様なデータが1つでも追加されると、流量確率の傾向が大きく変動することが考えられます。	変更なし	
	126	・「流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量は甲武橋地点で約3,430m ³ /s~4,710m ³ /sと推定される」と1,280m ³ /sも開きがあるのに、4,690m ³ /sを用いるのはおかしい。流域委員会での多数意見の4,400m ³ /sが妥当である。	1	・一般に、流量確率は、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が異常なものではないかを検証することを目的として実施されており、確率流量の取り得る幅の中に、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が入っているかどうかを妥当性の判断基準としています。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
			ア 基本高水のピーク流量	127	・基本高水のピーク流量については流出解析により、1/100確率流量の値は3,430～4,710m ³ /sの範囲となっている。(基本方針資料：治水に関する資料P8)現在の水文統計学により15の手法を用いて求められた数値には1,280m ³ /sのバラツキがある。これらの値の平均値を取れば、(4,070±640)と標示され、通常安全を考慮して平均値より上の数値を取ることが常識的な考えであるが、 最大値またはそれに近い値を取る必要はない と考える。	1			
				128	・ピーク流量を高く取りすぎると、それにより必要とされる河川整備は結果的に過剰なものとなり、このような設定は財政的にも不必要な負担を強いられることとなる。ピーク流量は(平均値+10%)程度の4,400m ³ /sで良いと考える。	1	・基本高水という治水の外力(目標)は、それを達成するための対策メニュー(手段)によって決まるものではありません。 ・なお、一般に、流量確率は、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が異常なものではないかを検証することを目的として実施されており、確率流量の取り得る幅の中に、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が入っているかどうかを妥当性の判断基準としています。		
				129	・ ピーク(4,610)の過大評価、 流下能力(3,700)と流域対策(80)は過少評価と 感じる。	1	・基本高水(4,610m ³ /s)及び最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定した数値で、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。 ・河道への配分流量(甲武橋地点3,700m ³ /s)は、甲武橋地点の現況流下能力を根拠に定めたものではありません。甲武橋より、下流部において、可能な限りの河道対策を行った結果、河道で流すことができる最大の流量から設定しています。具体的には、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sであることから、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとしています。 ・流域対策による流出抑制効果を数値として治水計画に見込む上では、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定しています。	変更なし ・治水編 P12 5行目 ～8行目 P10 12行目 ～13行目	河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとする。 施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、
				130	・ ピークは最大に近い ようだが何故それを採用したのか。ピーク実績による補正をどう実施したか。	1	・降雨の引き伸ばし過程において、地域分布、時間分布が不適切な降雨は棄却しており、棄却されていない洪水は何れも治水計画考慮すべき洪水群です。従って、これら棄却されない洪水群のうち、最大流量となる洪水のピーク流量を計画値として採用しています。なお、この考え方は、河川砂防技術基準にも合致しています。 ・一方、流量確率は、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が異常なものではないかを検証することを目的として実施されており、確率流量の取り得る幅の中に、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が入っているかどうかを妥当性の判断基準としています。	変更なし	
				131	・治水政策の 基本となる基本高水の設定が、高過ぎる ことに強い不満がある。甲武橋地点の基本高水流量を流量確率手法により検証したとあるが、それによると15の手法で数値を導いてみると、基本高水流量は約3,500～4,700m ³ /sと推測されるとのこと。そして結果は、県及び流域関係市の整備する流域内の学校、公園、ため池、防災施設を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制をすることを前提に、その分を差し引いて4,610m ³ /sと設定したとなっている。もともとの流出抑制量を除いた数値は4,690m ³ /sですから、 いろいろな手法の内最大となる手法から導かれた数値 になっている。この数値は、おそらく1/150確率規模の流量の範囲内、低い方の値を超えているのではないかと。	2	・一般に、流量確率は、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が異常なものではないかを検証することを目的として実施されており、確率流量の取り得る幅の中に、引き伸ばし降雨から算定した洪水のピーク流量が入っているかどうかを妥当性の判断基準としています。	変更なし	
				132	・超過確率1/100の降雨量から求められた基本高水ピーク流量は、甲武橋基準点で4,690m ³ /sと決定されている。この数値を15種類の確率分布モデルで検証されているが、それぞれの手法により導かれた流量は、約3,500m ³ /sから約4,700m ³ /sの間にあることがわかっている。結果として、 基本高水ピーク流量は最も高い値に設定 されている。このような確率処理の結果である数値は、元々一定の幅を持って扱わねばならない性格のものである。したがって、 常識的には、平均値が中央値あたりに納めるのが 順当であるが、高く設定することがより安全に通じると思い込んだメンバーもいる武庫川流域委員会の手助けもあって、このような結果に落ち着いたと思う。最終的には、流域対策による流量抑制量を控除して、甲武橋地点の基本高水のピーク流量は、4,610m ³ /sとされた。私は、これは 300～400m³/s高過ぎる と思う。	1			
				133	・計画基準点甲武橋における基本高水ピーク流量は、10数種の算出方法により算出された値の中で、 計画規模降雨1/100とした場合最大に近い値に設定 されている。これにより治水安全度は高くなるような錯覚に落ちかねないが、近年の異常気象から判断して、 設定された基本高水流量を大きく超える超過洪水が生起する可能性は極めて大きい。	1	・基本高水については、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定した数値で、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。 ・なお、近年の地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念されることから、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進することとしています。	変更なし ・本文 P7 27行目 ～31行目	・近年地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念され、自然や気象に関する新たな課題が指摘されている。そのため、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する。
				134	・基本高水算定にあたって、1/100確率流量(甲武橋地点)は約3,430m ³ /s～4,710m ³ /sであった。という文を基本方針に書いて欲しい。	1	・ご指摘の文は、治水に関する資料に示しています。 ・なお、本文には結論を、その考え方や補足説明は資料編に記載するという構成をとっています。	変更なし ・治水編 P7 13行目 ～17行目	計算で得られた年最大流量を確率処理した結果、年超過確率1/100の「流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量」は甲武橋地点において約3,430～4,710m ³ /sと推測される。 以上の検証により、流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量4,690m ³ /sは、年超過確率1/100で発生し得るものであることが確認された。

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				135	・100年確率の雨ともなれば、武庫川上流各地域で相当の浸水がおきる。しかし、県は、全部武庫川下流に流れ込んでくると過大計算している。この指摘に対して、県は、降雨強度48ミリ程度で雨水幹線計画が立てられており、武庫川治水基本方針で想定しているのと同程度の雨量なので問題はないと答弁している。しかし、県の武庫川治水基本方針では、降雨当初を除き降った雨のほとんど全てが流出してくると想定しているが、流域市の雨水幹線計画では住宅街でも流出率は5割、公園などでは2割程度しか流出しないとしており、同じ雨が降っても雨水幹線では半分程度の流出量しか見込んで対策していないのが実状である。すなわち、武庫川治水計画では雨が流れば100%流れてくると想定して治水計画をたてるのに対して、流域市の雨水幹線などは、降った雨の半分が流れてくるとして対策を立てている。県は全て武庫川に流れてくるとしてダムが必要だというのが、同じ降雨を想定している流域の雨水幹線の処理能力は半分程度しか見込んでいないため、雨水幹線ではあふれ、滞留し、全て武庫川に流れてくるなどということはないのである。実際に、川が溢れなくても雨水幹線が溢れることは市民が良く経験していることである。100年確率の降雨の時、自然貯留現象がおきることは否定できない。流出量について、すなわち〔基本高水のピーク流量〕について、少なくとも、数百m ³ /s以上と過大な想定をしている。	1	・河川整備基本方針は「長期的な観点に立って定める河川整備の最終目標」と定義されており、武庫川においても100年確率の降雨から算定した流出量を安全に流下させることを将来的な目標としています。 ・ご指摘のとおり、現在の武庫川流域に100年確率の雨が降った場合には、本川はもとより、武庫川に流入する支川や雨水幹線は溢れ、滞留が生じると予想されます。 ・しかしながら、河川管理者としては関係機関とも連携して、将来的に支川や雨水幹線を整備し、上中流域の支川や雨水幹線での氾濫を解消することを前提として治水の計画を策定することとしています。 ・このことから、ご指摘の上中流域での氾濫を前提とした流出量の算定については、将来的に流域全体の治水安全度を向上させようとする河川整備基本方針の趣旨とは異なります。この考え方は、治水計画における一般的な流出量算定の考え方にも合致したものとされています。	変更なし	
				136	・流域対策はその性格上、県民主導で行うものもあるため効果量は小さくとも県民の同意が得やすいものから実施していくべきだと思う。そこで、「流域対策施設の抽出条件は目安であり例外も認める」という文を治水資料に書いて欲しい。	1	・流域対策による流出抑制効果を数値として治水計画に見込むため、施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定する必要があり、現状で例外はないと考えています。	変更なし 治水編 P10 12行目 ~13行目	・施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、
				137	・〔流域対策による流出抑制量〕については、あらかじめ80m ³ /sと固定するだけでなく、その処理対策は、現にすでに存在している施設を前提としたものに限っており、例えば新規調整池の設置などは一切見込まないなど、極めて異常な扱いである。 100年かかっても何年かかっても、流出抑制は80m ³ /sしかできませんなどというのは、市民常識からかけ離れている。例えば、開発による、流出量増大を防ぐための調整池について、県は公有施設分しか見込まないとしているが、民間所有調整池について、条例等によって、保存管理義務を開発者に課するなどの改善をすれば、事実上、公有施設並みの保存が図れる。また、河川管理施設でないと責任を持っていないなども県はいつているが、流出抑制装置として責任あるものにするかどうかは、行政の取り組みの姿勢如何であり、民有なら責任もてないという言い分こそ流出抑制の取り組みへの県の無責任さを示している。現行でも、伊丹市は、河川の改修状況とは無関係に調整池設置指導を行なうとともに、その土地が既開発地であっても、1,000m ² 以上の開発であれば全て調整池設置を指導している。いわば1,000m ² 以上の開発が起きるたびに、流出抑制の装置が増える構造となっており、これを流域全市で条例化するなどして義務付ければ、おそらく100m ³ /sを超える流出抑制効果を新たに増やすことも可能である。	1	・防災調整池については、現地調査を行った上で、洪水時に安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること、流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されること、という観点により対象施設を選定しています。 ・将来、開発に伴い設置されるであろう防災調整池など、設置の担保がない施設を活用した流出抑制量を、河川整備基本方針で見込むことはできません。 ・私有財産である既存の民間所有の防災調整池に対し、条例等により保存管理義務を課することは、私権制限、既存物への遡及適用困難といった課題があります。	変更なし 治水編 P10 表3.1	・防災調整池：県及び流域関係市が設置を指導している流域内の調整池のうち、現地調査により現存を確認したもの
			イ 流域対策	138	・水田貯留についても、耕作放棄田は、例えば三田市では4,685ha、宝塚市では1,347haであり、県において水田貯留の対象として検討された水稲作付面積1,620haを大幅に超えており、仮に全水田貯留が直ちに実施困難でも耕作放棄田の水田貯留への活用の協力は、水稲被害救済の問題もなく、十分可能性があり、当然、「流域対策による流出抑制量」に入れるべきである。	1	・2005農林業センサスでの市全域での耕作放棄地の面積は、三田市で46,85ha、宝塚市で13,47haとなっており、水田貯留を検討している1,620haに比べわずかな面積となっています。(haとaの単位を取り違えていると考えられます。) ・耕作放棄田への貯留は、田の底や畦畔からの漏水が多く、また、畦畔が崩壊するなどの災害を誘発することも想定されます。このため、畦畔の補強や亀裂の補修などの工事と畦畔の草刈りなどの安全な状態に保つ日常管理を必要とするなど課題が多いが、農地等を保全する活動のひとつとして耕作放棄田の貯留についても普及・啓発したいと考えています。	変更なし	
				139	・水田、森林、ため池、調整池の効果をことごとく低く設定するのは誤りである。また、拡大している耕作放棄地の活用もできるはずである。これらこそ総合治水の要であり、兵庫県が本気で取り組みれば大幅な流出抑制量の積み増しが可能で、基本高水の想定自体を低く抑えることができる。	1	・水田については、雨水の一時貯留による流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画には流出抑制量を見込んでいません。 ・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・ため池、防災調整池については、現地調査を行った上で、洪水時に安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること、流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されること、という観点により対象施設を選定しています。	変更なし 治水編 P11 9行目 ~11行目 P11 1行目 ~6行目 P10 12行目 ~13行目	水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時には一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 施設等の持つ本来機能が損なわれることなく、流出抑制機能が将来にわたって確保され、洪水時にも、その機能が安定的に発揮される施設を選定し、

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				140	・武庫川の流下能力については、平成16年の23号台風では甲武橋で2,900m ³ /sが、HWLにも達せず流下。流下能力が最も少ない2,500m ³ /sといわれている阪神電車橋梁も橋下2m以上の余裕があった。 現況流下能力は発表されているものよりも大きいと思われる。流速を左右する粗度係数は逆算粗度係数(実測から算定)を採用すればより正確な値が得られる。河道の流下能力が大きければ、それだけ調節流量が少なくなる。今後、さらに調査・検討し基本方針に反映すべきである。	1	・平成16年台風23号では既往洪水の水位と流量の相関式から2,900m ³ /sが流れたという推定をしていますが、洪水時には洪水流により河床変動が生じている可能性もあり、流下能力は河床変動の影響を受けることから、台風23号と同規模の洪水が発生した際に、いつもこの流量が流れるという保証はありません。 ・また、流下能力の算定要素の1つである粗度係数については、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって、その値が異なることが知られています。したがって、過去に計画規模の洪水を経験していない河川では、粗度係数を河床の代表粒径や水深、掃流力等の関係から推定し(推定粗度という)、これを用いて流下能力を算定することが一般的であり、武庫川もこの考え方に準拠しています。 ・台風23号時の推定流量(2,900m ³ /s)から逆算した粗度係数については、たった1回だけの、かつ計画高水位よりもかなり低い水位での洪水データによるものであることから、このデータだけを用いて計画高水位における流下能力を算定することは適切ではないと考えています。 ・なお、逆算した粗度係数を治水計画に用いる場合には、逆算に用いた洪水の規模が計画流量と同等であると同時に、観測の精度が良く十分な数のデータ蓄積と粗度係数の逆算検討が行われていることが前提とされています。 ・以上のことから、安全の確保を基本とする治水計画における流下能力については、推定粗度によって算定した流下能力2,500m ³ /s(阪神電鉄橋梁上流)が妥当であると考えています。このことについては、河川審議会治水部会からも、現時点では県が行った算定方法による流下能力は妥当であるとの評価をいただいています。 ・流下能力を算定する上での粗度係数の扱いについては、今後も河川工学の専門家等による更なる検討・検証に加え、洪水時におけるデータの蓄積が必要であると考えていますが、武庫川の、特に下流部は人口・資産が集積しており、洪水に対する安全性の早期向上は急務であることから、治水対策を停滞させるわけにはいきません。 ・住民の安全と安心を第一に考え、現在、工学的にオーソライズされた合理的な手法(結果として安全側の手法)に基づいて計画を立案し対策を講じていくことが河川管理者の責務であると判断しています。	変更なし	
				141	・武庫川の現況流下能力をさらに調査・検討し、具体的な対策を立てて流域の住民に示し、協働して治水対策に取組むことが必要である。	2	・流下能力については、今後も河川工学の専門家等による更なる検討・検証に加え、洪水時におけるデータの蓄積が必要であると考えていますが、武庫川の、特に下流部は人口・資産が集積しており、洪水に対する安全性の早期向上は急務であることから、治水対策を停滞させるわけにはいきません。 ・住民の安全と安心を第一に考え、現在、工学的にオーソライズされた合理的な手法(結果として安全側の手法)に基づいて計画を立案し対策を講じていくことが河川管理者の責務であると判断しています。	変更なし	
				142	・武庫川の現況流下能力をさらに調査・検討し、具体的な対策を立てて流域住民に示し協働して治水対策に取組むべきである。	1			
				143	・粗度係数は恣意、思惑の入らない逆算粗度係数を使って客観性を持たせて欲しい。計画粗度係数を使うにはあまりにも河床が高低、石、砂の片寄りが大きく粗度係数の推定ができない。	1	・流下能力の算定要素の1つである粗度係数については、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって、その値が異なることが知られています。したがって、過去に計画規模の洪水を経験していない河川では、粗度係数を河床の代表粒径や水深、掃流力等の関係から推定し(推定粗度という)、これを用いて流下能力を算定することが一般的であり、武庫川もこの考え方に準拠しています。 ・台風23号時の推定流量(2,900m ³ /s)から逆算した粗度係数については、たった1回だけの、かつ計画高水位よりもかなり低い水位での洪水データによるものであることから、このデータだけを用いて計画高水位における流下能力を算定することは適切ではないと考えています。 ・なお、逆算した粗度係数を治水計画に用いる場合には、逆算に用いた洪水の規模が計画流量と同等であると同時に、観測の精度が良く十分な数のデータ蓄積と粗度係数の逆算検討が行われていることが前提とされています。 ・以上のことから、安全の確保を基本とする治水計画における流下能力については、推定粗度によって算定した流下能力2,500m ³ /s(阪神電鉄橋梁上流)が妥当であると考えています。このことについては、河川審議会治水部会からも、現時点では県が行った算定方法による流下能力は妥当であるとの評価をいただいています。	変更なし	
				144	・潮止堰を取り払うと堰から1km上流まで海水が来るといわれている。河床を1m掘り下げると1.3~1.5mまで海水がくる計算になる。堰は多少入るでしょうが塩害の心配はいらぬと思う。 ・床止めを撤去すれば河床の掘れこみが心配だとすれば、床止めを残して堰の段差の上の部分だけ撤去して欲しい。潮止め堰との両方を撤去すれば300t多く流れるという試算がある。HWLから天端まで1.2mを秒速3mで流せば720t/s多く流れる。300t+720t=1,020t/sも今の計画(HWL以下)より多く流れる。このようにして堰がなくなれば自然性が回復してアユが遡上できる。	1	・潮止堰については地下水利用に対し、塩水遡上を防ぐ必要があり、現段階では撤去することはできません。 ・ご指摘の床止工については、これまでの河川改修で撤去済みであり、既に300m ³ /sの流下能力の向上が図られています。 ・現在の下流区間の床止工や潮止堰については、計画河床にあわせ整備したものであり、流下能力を阻害していません。 ・なお、HWLから天端までの余裕高は、洪水時に水面に現れる風浪、うねり、跳水、などによる一時的な水位上昇、さらに洪水時の巡視や水防活動を実施する際の安全の確保、流木等流下物への対応等、様々な要素を含んだ構造上の「余裕」の高さであり、堤防高すれすれまで洪水を安全に流すことを前提に堤防は設計されていません。 ・河川整備基本方針レベルの河道対策では、全川の河床掘削が必要となり、現存の堰や床止めの撤去或いは改築を伴いますが、具体的施設計画については事業実施段階で検討することとしています。床止工の検討にあたっては、河床の安定性、維持等を考慮するとともに、アユを含む魚類の移動の連続性の向上に努めます。また、床止工を極力少なくするように努めます。	変更なし 本文 P11 27行目 ~ 28行目	・魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。
				145	・流量の試算はあくまでも仮定数である。仮定数に合わせて計画し、貴重な税を費やすべきでない。	1	・基本高水や流下能力等を算定するにあたっての諸定数は仮定数ではなく、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき設定しており、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				146	・武庫川の流量を過大に評価していることが問題で、それでも河口の潮止堰を撤去するだけで流下能力増大となることは明らかであるのに何故それを無視するのか。	1	・基本高水や流下能力等を算定するにあたっての諸定数は、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき設定しており、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。 ・潮止堰は、計画河床にあわせ整備したものであり、また洪水時にゲートは転倒するため流下能力を阻害していません。	変更なし	
				147	・武庫川下流の計画水位の流下能力2,500m ³ /sはおかしい。県の資料によれば3,200m ³ /sになる。その差700m ³ /sになる。これだけでも新規ダム一個分になる。どうして3,200m ³ /sを隠していたのか。	1	・ご指摘の流下能力700m ³ /sの違いは低水路の粗度係数の違いによるもので、以下の理由から、工学的にオーソライズされた推定粗度による流下能力を採用しています。なお、これらの評価については、流域委員会でも十分に議論されており、一切隠していません。 ・流下能力の算定要素の1つである粗度係数については、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって、その値が異なることが知られています。したがって、過去に計画規模の洪水を経験していない河川では、粗度係数を河床の代表粒径や水深、掃流力等の関係から推定し(推定粗度という)、これを用いて流下能力を算定することが一般的であり、武庫川もこの考え方に準拠しています。 ・台風23号時の推定流量(2,900m ³ /s)から逆算した粗度係数については、たった1回だけの、かつ計画高水位よりも低い水位での洪水データによるものであることから、これだけを用いて計画高水位における流下能力を算定することは適切ではないと考えています。なお、逆算した粗度係数を治水計画に用いる場合には、逆算に用いた洪水の規模が計画流量と同等であると同時に、観測の精度が良く十分な数のデータ蓄積と粗度係数の逆算検討が行われていることが前提とされています。 ・以上のことから、安全の確保を基本とする治水計画における流下能力については、推定粗度によって算定した流下能力2,500m ³ /s(阪神電鉄橋梁上流)が妥当であると考えています。このことについては、河川審議会治水部会からも、現時点では県が行った算定方法による流下能力は妥当であるとの評価をいただいています。	変更なし	
				148	・日本の河川管理が相も変わらず「基本高水」に目を奪われているさまは、憂慮すべき事態である。そんな数字は仮定に仮定を重ねたものであり、どんなに科学的な分析を加えても、完全なものにはならない。過大な予測を積み重ねて、これに対処できるダムを建設すれば安心だという幻想を振りまくだけである。	1	・基本高水については、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定した数値で、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。 ・なお、近年の地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念されることから、想定を超える事態においても人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として総合的な治水対策を推進することを基本方針の柱に掲げており、ダムを建設すれば安心との説明はしていません。	変更なし 本文 P7 27行目 ~31行目	・近年地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念され、自然や気象に関する新たな課題が指摘されている。そのため、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する。
				149	・流下能力は、理論値に対して、実績による補正をどう実施したか。また、なぜ補正しなかったのか。	1	・理論値とは推定粗度による流下能力を、実績値とは逆算粗度による流下能力を意図されていると考えますが、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって粗度係数の値が異なることから、過去に計画規模の洪水を経験していない武庫川においては推定粗度を計画に用いることを原則としています。 ・また、平成16年台風23号では既往洪水の水位と流量の相関式から2,900m ³ /sが流れたという推定をしていますが、洪水時には洪水流により河床変動が生じている可能性もあり、流下能力は河床変動の影響を受けることから、台風23号と同規模の洪水が発生した際に、いつもこの流量が流れるという保証はありません。 ・従って、推定粗度による流下能力を逆算粗度による流下能力に補正するという考えはございません。 ・なお、逆算した粗度係数を治水計画に用いる場合には、逆算に用いた洪水の規模が計画流量と同等であると同時に、観測の精度が良く十分な数のデータ蓄積と粗度係数の逆算検討が行われていることが前提とされています。 ・台風23号時の推定流量(2,900m ³ /s)から逆算した粗度係数については、たった1回だけの、かつ計画高水位よりも低い水位での洪水データによるものであり、これだけを用いて計画高水位における流下能力を算定することはできないと判断しました。 ・河川審議会治水部会からも、現時点では県が行った算定方法による流下能力は妥当であるとの評価をいただいています。	変更なし	
			リ 流下能力	150	・甲武橋での流下能力は5,000m ³ /s流れることは、流域委員会で複数の委員から指摘されている。県当局の3,700m ³ /sはダム建設へ導くために出された数値ではないか。流域委員会と県当局は基準点の流量を県民が納得できる実地調査を踏まえて再検討すべきである。	1	・河道への配分流量(甲武橋地点3,700m ³ /s)は、甲武橋地点の現況流下能力を根拠に定めたものではありません。甲武橋より、下流部において、可能な限りの河道対策を行った結果、河道で流すことができる最大の流量から設定しています。 ・具体的には、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sであることから、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとしています。	変更なし 治水編 P12 5行目 ~8行目	・河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m ³ /sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m ³ /sとする。


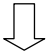
項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				151	<p>・県は武庫川下流の計画水位の流下能力2,500m³/sとしているが、実際には計画水位よりも低い水位でH16年には2,900m³/sはなされた報告されています、これでいけば、武庫川の能力は3,200m³/s以上あることが県資料によって計算もされている。ダム1個分700m³/sもちがうということである。したがって県資料(河川審議会資料-1-7)の河口からの3ヶ所地点の流下能力不足は過大である。県が流下能力不足地点と言う地点にある無用の潮止堰は早急に撤去すべきである。流量資料の蓄積を明文化すべきです。国の基準に基づき粗度係数による流量の調査をすべきである。逆算粗度係数を採用すればより正確な値が得られるはずである。</p>	1	<p>・ご指摘の流下能力700m³/sの違いは低水路の粗度係数の違いによるもので、以下の理由から、工学的にオーソライズされた推定粗度による流下能力を採用しています。</p> <p>・流下能力の算定要素の1つである粗度係数については、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって、その値が異なることが知られています。したがって、過去に計画規模の洪水を経験していない河川では、粗度係数を河床の代表粒径や水深、掃流力等の関係から推定し(推定粗度という)、これを用いて流下能力を算定することが一般的であり、武庫川もこの考え方に準拠しています。</p> <p>・台風23号時の推定流量(2,900m³/s)から逆算した粗度係数については、たった1回だけの、かつ計画高水位よりも低い水位での洪水データによるものであることから、これだけを用いて計画高水位における流下能力を算定することは適切ではないと考えています。なお、逆算した粗度係数を治水計画に用いる場合には、逆算に用いた洪水の規模が計画流量と同等であると同時に、観測の精度が良く十分な数のデータ蓄積と粗度係数の逆算検討が行われていることが前提とされています。</p> <p>・以上のことから、安全の確保を基本とする治水計画における流下能力については、推定粗度によって算定した流下能力2,500m³/s(阪神電鉄橋梁上流)が妥当であると考えています。このことについては、河川審議会治水部会からも、現時点では県が行った算定方法による流下能力は妥当であるとの評価をいただいています。</p> <p>・なお、流量資料の蓄積については、基本方針本文の「モニタリング」の項に明文化しています。</p>	変更なし 本文 P12 33行目 ~35行目	<p>・武庫川の良い河川環境や河川景観、多様な水利用を踏まえ、河川の土砂堆積、植生、瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる。</p>
				152	<p>・武庫川下流の流下能力の疑問も解明されていない。県は、計画水位での武庫川下流の流下能力は、毎秒2,500m³しかないと決めていた。</p> <p>しかし、私が独自調査し追及の結果、2004年の23号台風では、計画水位よりも1mも低い水位で毎秒2,900m³の洪水が流れたことを2006年になってようやく県は発表した。(隠していた)</p> <p>さらに、追及の結果、この23号台風の水量から逆算すれば、計画水位で、毎秒3千数百m³も流れることが県の資料で判明。毎秒2,500m³しか流れないのではなく、毎秒3千数百m³も流す能力があるということである。この差、700m³/sは、新規ダム1個分である。県は、とは事実として認めているが、3年前の台風の時、特異現象がおきたなどと何の証明もなく主張し、の立場を変えず、ダムが必要という考えである。〔基本高水のピーク流量〕4,610m³/sだから武庫川ダムがいると県は主張しているが、流出量過大計算、流下能力過小評価で、いわば、1,000m³/s以上もごまかして、ダムを造ろうということではないだろうか。県は、の採用について、県議団の公開質問状に対して、結果として「安全側の使用」と答弁しているが、こんな大雑把な安易なやり方で武庫川ダムの無駄な工事が実施されていだろうか。(現在、武庫川ダムは事業費300億円程度としているが、県下のダムの例で見ると、最終額は、当初事業費の5割増しとなっているので、武庫川ダムは、少なくとも450億円以上の事業費になると推定される)県の計算上の流下能力についても、現存する河床材料の7割を捨て去って残りの3割の河床材料で計算するという異常な扱い方をしている。県はこのやり方が国の基準通りと言うが、県のやり方で正しく流下能力を表せるという実証は行なわれていない。</p>	1	<p>・ご指摘の流下能力700m³/sの違いは低水路の粗度係数の違いによるもので、以下の理由から、工学的にオーソライズされた推定粗度による流下能力を採用しています。なお、2004年23号台風の洪水実績のデータや逆算検討の結果については流域委員会で十分に議論しており、これらのデータは一切隠してありません。</p> <p>・流下能力の算定要素の1つである粗度係数については、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって、その値が異なることが知られています。したがって、過去に計画規模の洪水を経験していない河川では、粗度係数を河床の代表粒径や水深、掃流力等の関係から推定し(推定粗度という)、これを用いて流下能力を算定することが一般的であり、武庫川もこの考え方に準拠しています。</p> <p>・台風23号時の推定流量(2,900m³/s)から逆算した粗度係数については、たった1回だけの、かつ計画高水位よりも低い水位での洪水データによるものであることから、これだけを用いて計画高水位における流下能力を算定することは適切ではないと考えています。なお、逆算した粗度係数を治水計画に用いる場合には、逆算に用いた洪水の規模が計画流量と同等であると同時に、観測の精度が良く十分な数のデータ蓄積と粗度係数の逆算検討が行われていることが前提とされています。</p> <p>・以上のことから、安全の確保を基本とする治水計画における流下能力については、推定粗度によって算定した流下能力2,500m³/s(阪神電鉄橋梁上流)が妥当であると考えています。このことについては、河川審議会治水部会からも、現時点では県が行った算定方法による流下能力は妥当であるとの評価をいただいています。</p> <p>・なお、粗度係数の設定に用いている代表粒径については、河床表面の粒度分布の60%粒径をもとに設定しており、河床材料の7割を捨て去るという方法はとっていません。</p> <p>・仮に河床表面より30cm下層の細かい成分を取り扱わずすれば、洪水中に浮遊するような成分など、河床の粗度に直接寄与しない細かい成分を除去(ポピュレーションブレイク)して粗度係数を評価する必要があります。武庫川の場合、粒度分布によって約3~7割の河床材料を除去することが必要となります。この結果、河床表面より30cm下層の細かい成分を用いても、結果的に代表粒径は概ね45mmとなり、結果的に粗度係数は表層の材料を用いた場合と変わらないことが分かっています。このポピュレーションブレイクという方法は、工学的にオーソライズされた技術基準に基づくものです。</p>	変更なし	
				153	<p>・流下能力の算定に決定的影響を与える粗度係数の算定には逆算粗度係数と推定粗度係数の2つの方法がある。県は“この2つを対立的に捉えて逆算粗度係数で計算すれば確かに3,100~3,200m³/sの流下能力があるが、たった1回の洪水から得られる数値で決めるわけにはいかない。したがって、推定粗度係数を採用し、現況流下能力は2,500m³/sとする”としている。しかし、ここには大きなごまかしがある。本来、同じ場所の粗度係数を問題にしているのであるから、逆算であれ推定であれ、求め方は違ってもほぼ同様の値になるべきである。なぜ違っているのか。それは県の推定粗度係数の求め方が間違っているからである。通常、推定粗度係数を厳密に求める場合、河床の表面土砂は試料から除いて河底30cmより下(下層)の土砂を試料として分析する。県は表層の試料で粗度を推定し、それが正しいことを主張するために下層の試料でも同様の値を示したと強弁するが、その際、下層の試料の7割を捨て去って残りの3割で試料分析を行っている。これはいわば意図的なごまかしといえる。県は、逆算粗度を選ぶのか、推定粗度を選ぶのかと、議論を混乱させようとしているが、武庫川流域委員会では残念ながら十分議論されずに終わっている。逆算粗度係数を選ぶのか、推定粗度係数を選ぶのかではなく、本来同じ値を示さなければならぬのであり、違えばどちらかが間違っているからである。ましてダム1個分の差であるからどちらかが完全に間違っているということである。私は、私たちが指摘した、本来の推定粗度係数の求め方を実際に行なってみよう、これまで県に再三求めてきたが、未だにその試算すら県は行なわない。それはおそらく、私たちが指摘したやり方で試算すれば、推定粗度係数が逆算粗度係数と同様の数値を示すことになり、それが公になることを県は恐れているのだろう。以上のように、推定粗度係数と逆算粗度係数、同じものを2つの角度から表しているものだから、まるっきり違う答えなどと言うことはありえない。県がダム1個分も多く見積もることになる推定粗度係数を「安全側」と称して選択することに、何の自らの疑問を持たないということは、こういうダム1個分の「誤差」は当たり前のこととして、県下のダム計画や治水計画が県によって行なわれてきているということであり、この問題は武庫川ダム問題に止まらない、重大な問題点が示唆されているといえよう。</p>	1	<p>・一般に、河床が砂礫で構成されている河川では、洪水中、川底の土砂移動が活発になり、川底が波打つ現象(河床波)が生じることが知られています。この河床波が洪水の流れにくさを規定する要因の1つとなっており、河道計画ではこれを粗度係数で表現しています。</p> <p>・計画流量時に川底がどの程度波打つかを推定する際に考慮すべき河床材料は、少なくとも計画流量流下時に浮遊せず、河床波の形成に支配的な粒径成分である必要があります。河道計画ではこの様な粒径のことを代表粒径と称しています。</p> <p>・通常、河床より30cm下の代表粒径から粗度係数を推定することもあります。表層の成分が洪水中の河床構成材料となる場合などは表層成分も考慮することになっており、武庫川では、表層の調査で得られた代表粒径45mmを用いて、粗度係数を推定しています。</p> <p>・なお、仮に河床表面より30cm下層の細かい成分を取り扱わずすれば、洪水中に浮遊するような成分など、河床の粗度に直接寄与しない細かい成分を除去(ポピュレーションブレイク)して粗度係数を評価する必要があります。武庫川の場合、粒度分布によって約3~7割の河床材料を除去することが必要となります。この結果、河床表面より30cm下層の細かい成分を用いても、結果的に代表粒径は45mmとなり、結果的に粗度係数は表層の材料を用いた場合と変わらないことが分かっています。このポピュレーションブレイクという方法は、工学的にオーソライズされた技術基準に基づくものです。</p>	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				154	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水流下を阻害している人工構造物である、阪神高速神戸線、阪神電鉄、JR東海道線、阪急神戸線等多くの橋梁や潮止堰に関して、治水にとって障害になることへの見通しの甘さがこれら構造物の建設を不備のあるまま河川の中に認めてきたのである。これは時間を掛けてでも解消しておかねばならない。 ・期間を定めない超長期の方針である基本方針であればこそ、20年、30年では解決できない、経済的にも困難と思われる方策も、実現すべきであるとの強い意思を基本方針に反映させていただきたい。 ・下流の流下能力を高め、河道への配分を原案の3,700m³/sより大きく高めれば、上流での洪水調節は少なくて済み、事業費負担も軽くなる。新たな貯留施設建設に伴う困難も避けることが可能になる。 ・基本方針原案の再検討をお願いする。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針では、社会的影響や経済性等を勘案の上、可能な限りの河道掘削により、甲武橋下流の流下能力を最大限向上させることとしています。 ・具体的には、主要橋梁(高速道路や新幹線)の架け替えを伴わないところまで(基礎の天端を侵さない高さ)を河床掘削の限界とし、この結果、河床から基礎が露出する他の橋梁群(高速道路と新幹線以外の橋梁)については全て、架け替え又は補強で対応することとしています。 ・また、全川的な河床掘削により、現存の堰や床止め撤去或いは改築を伴いますが、具体的施設計画については実施段階で検討することとしています。 ・なお、河道対策で処理できない流量は洪水調節施設で分担しますが、「既設利水施設の治水活用」と「新規洪水調節施設」の何れで対応するかについては、河川整備計画策定時までには検討することとしています。 	変更なし 治水編 P12 11行目 ~8行目	<ul style="list-style-type: none"> ・河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。また、将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。上記のことを踏まえ、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m³/sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m³/sとする。
				155	<ul style="list-style-type: none"> ・千刈ダムの治水転用に決心がつかないのであれば、甲武橋から下流の流下能力のさらなる引き上げを織り込んで、河道への配分流量を大きくし、逆に洪水調節施設による流出抑制のウエイトを小さくするよう変更を加えていただくよう強く要望する。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・河道への配分量3,700m³/sは、社会的影響や経済性等を勘案の上、可能な限りの河道掘削により、甲武橋下流の流下能力を最大限向上させた結果、河道で分担可能な最大の流量です。 ・更に河道への配分流量を引き上げるためには、引堤が必要となりますが、引堤は、大規模な用地買収や家屋移転、重要橋梁の架け替えを伴うため、高度に市街化した下流部の沿川でこれらの対策を行うことは、経済性、社会的影響の両面から避けるべきであると判断しています。 ・なお、千刈ダムの治水活用については、利水事業者も加わった「既存ダム活用協議会」で協議・調整を進めているところです。 	変更なし 治水編 P12 1行目 ~8行目 P11 33行目 ~37行目	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。また、将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。上記のことを踏まえ、河道掘削により、できる限りの河積拡大を図ることとして、流下能力最小地点である河口から3.1km地点(阪神電鉄橋梁上流付近)で処理可能な最大の流量は概ね3,900m³/sである。よって、基準地点甲武橋における河道の分担流量は、ポンプ排水量を考慮して3,700m³/sとする。 武庫川下流部の沿川は高度に市街化していることから、大規模な引堤や主要橋梁の架け替えを伴う河川改修を実施することは社会的影響が大きい。また、計画高水位を上げることは、破堤等による災害ポテンシャルを増大させることになるため、沿川の人口・資産の集積状況を考慮すると避けるべきである。このため、原則として現況の堤防法線を重視し、堤防の高上げや引堤は行わないものとし、流下能力が不足する区間については、河道掘削で対応する。
				156	<ul style="list-style-type: none"> ・基本高水のピーク流量を検討するための長期にわたる実測流量のデータがほとんどないというのでは話にならない。科学的な結論が出せるはずがない。また、武庫川流域委員会では「逆算粗度係数」の結論が出ないままになってしまった。これも河川整備基本方針を決定する前に検討すべき課題である。武庫川流域委員会提言書のとおり、まず30年間はダムなしとして、その間に必要なデータを収集するべきである。そのデータに基づいて再び流域委員会で検討して結論を出すのが誰もが納得できるやり方である。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・基本高水や流下能力等を算定するにあたっての諸定数は、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき設定しており、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されています。 ・武庫川の下流部には人口・資産が集積しており、洪水に対する安全性の向上は急務であることから、治水対策を停滞させるわけにはいきません。 ・住民の安全と安心を第一に考え、現在、工学的にオーソライズされた合理的な手法(結果として安全側の手法)に基づいて計画を立案し対策を講じていくことが河川管理者の責務であると判断しています。 	変更なし	
				157	<ul style="list-style-type: none"> ・武庫川の流下能力は、県が言っている計画水位で2,500m³/sより、もっとある。それは台風23号(2004年)のときは計画水位より1メートルも低いところで2,900m³/sも流れたのだから、このことから武庫川の流下能力を低く見積もって、ダム建設の理由にするのは、納得できない。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年台風23号では既往洪水の水位と流量の相関式から2,900m³/sが流れたという推定をしていますが、洪水時には洪水流により河床変動が生じている可能性もあり、流下能力は河床変動の影響を受けることから、台風23号と同規模の洪水が発生した際に、いつもこの流量が流れるという保証はありません。 ・また、流下能力の算定要素の1つである粗度係数については、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって、その値が異なることが知られています。したがって、過去に計画規模の洪水を経験していない河川では、粗度係数を河床の代表粒径や水深、掃流力等の関係から推定し(推定粗度という)、これを用いて流下能力を算定することが一般的であり、武庫川もこの考え方に準拠しています。 ・このことについては、河川審議会治水部会からも、現時点では県が行った算定方法による流下能力は妥当であるとの評価をいただいています。 ・なお、河川整備基本方針は、個別事業など具体の河川整備の内容を定めるものではありませんので、ダムの建設には言及しておりません。洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 	変更なし	
	(3)	利水に関する資料		158	<ul style="list-style-type: none"> ・P7 図4.1の「西暦年」……「年度」ではないか。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、「年度」の誤りでしたので修正します。 	修正 利水編 P7 図4.1	年度
	(4)	環境に関する資料		159	<ul style="list-style-type: none"> ・P3 原則1の最後の行「優先課題」の「課題」は不要である。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・修正しても、意味は変わらないと考えますので、現在の記述のままとします。 	変更なし 環境編 P3 17行目 ~19行目	<ul style="list-style-type: none"> ・治水を優先する必要がある場合には、地元での対応に限定せずに、水系全体で戦略的に自然環境に配慮する。他地域からの個体の移植を安易に行うのではなく、水系内での個体群の維持を優先課題とする。
				160	<ul style="list-style-type: none"> ・P28 伊丹市……平成17年9月5日に景観法(平成16年6月18日法律第101号)第7条に規定する「景観行政団体」に指定され、平成18年3月31日に伊丹市景観計画を策定し、平成18年12月1日に改正伊丹市都市景観条例を施行した。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各市の条例改正状況までは記述しておりませんが、現在の記述のままとします。 	変更なし 環境編 P28 表	
				161	<ul style="list-style-type: none"> ・P31 河川愛護モニター制度の実績は。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・武庫川水系においては、平成17年度は三田土木事務所管内で3名、平成18年度は宝塚土木事務所管内で1名、三田土木事務所管内で3名、今年度は宝塚土木事務所管内で2名、三田土木事務所管内で3名の河川愛護モニターの委嘱を行っており、河川利用者の視点からの親水性施設の点検や、不法投棄、不法行為の情報を報告していただいております。 	変更なし 環境編 P31 表	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
【今後の検討において参考とする意見】									
		洪水調節施設 (新規ダム反対)		162	・武庫川ダム計画に 反対 である。	70	<p>・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。</p> <p>・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体的に最適な対策の組み合わせを選定することとしています。</p>	<p>変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13</p>	<p>序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略</p>
			163	・ダム建設そのものに、一貫して 反対 してきた。それは『脱ダム』が時代の趨勢であり、洪水対策の軸が流域対策に移っていると判断するからである。	1				
			164	・ ダムはなくても 住民は守れる。	1				
			165	・「武庫川 ダム が必要である」との発想に 疑問 を持っている。	1				
			166	・調査費として、毎年国から下りている様だが、それらはどの様に使われているのか公表して欲しい。その公費を保水対策に廻して欲しい。 ダムは無駄 である。	1				
			167	・ ダムありき の進め方に疑問を感じる。	2				
			168	・なぜ、 必要でない と判明してもダム建設にこだわっているのか理解できない。	1				
			169	・ダムに頼らない治水は世界の流れになってきています。はっきりと中止を表明して欲しい。	1				
			170	・保全の全体的な方針(P10)を述べているが、「 個体 」ではなく「 種 」に着目するとしている。そして武庫川水系で対処すると述べているが、これだけではダムを建設すると読んでしまう。「基本方針」のどこかに「 ダムを建設しない 」と記述して欲しい。試験湛水で一度死んだ流域が生き返るのはほとんど不可能と考えられるからである。	1				
			171	・ダムは 川を殺す 。	1				
			172	・武庫川ダム計画もう一度考え直して欲しい。	1				
			173	・ダムを作る 積極的な理由はない 。	1				
			174	・ 必要のない ダム工事等はせず、そのまま残しておいた方が 良い と思う。	1				
			175	・なぜ県はダムを推進しようとしているのか。直ちに「 ダム建設ありき の方針」を 撤回 せよ。	1				
			176	・2006年8月「30年後に再検討、それまではダム必要なし」と結論づけた流域委員会の提言を尊重し、 環境への影響 が大きい新規ダム建設は 反対 である。	106	<p>・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。</p> <p>・新規ダムは有効な治水対策の1つと考えており、環境に及ぼす影響について、現在調査を実施しています。</p> <p>・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体的に最適な対策の組み合わせを選定することとしています。</p>			
			177	・ダムを建設することは河川流域を洪水より保護するための 最良の策とはいえない し、流域の 自然保護 という立場からも絶対に するべきでない 。	1				
			178	・郷土の誇り『武庫川』にダムは不要である。どうか美しい川を残して欲しい。	1				
			179	・都市に近いところだからこそ自然を残しておくべき。ダムを造ること自体が膨大な 自然破壊 である。さらに上流を水没させることは、長く守り伝えられてきた自然を破壊する以外の何もでもない。	1				
			180	・いったん壊された自然はもうもと通りの姿には帰らない。後の人へ貴重な自然を残すべき。ダムは 自然破壊 の最も大きなものである。	3				
			181	・自然破壊のダムは 要らない 。もう少し 自然を壊さない方法 を考えるべき。	2				
			182	・過去に自然を犠牲にして造ったダムが後世の吾々の利益につながっている例を知らない。失われた 生態系 を取り戻すことはできない。	1				
			183	・ダムを造って 自然破壊 し、超過洪水の対策を後回しにすることはやめるべきである。	1				
			184	・武庫川流域委員会の提言がありながら総合治水に対する取り組みに無気力であり、武庫川ダム建設を至当とするダム建設推進の 環境破壊浪費型計画 となっている。	1				
			185	・武庫川渓谷の大切な 自然を守る ためにダムは造らないで欲しい。	7				
			186	・本当にダムが必要かどうか根本の所から話しを戻して再確認して欲しい。まず情報公開が一番であり、ダム以外で何が考えられるか、最も効果的で安価な方法、武庫川の 環境を壊さない で何が出来るかを考えて欲しい。	1				
			187	・渓谷の湛水後、もとの 生態系 が回復できるのか疑問に思う。決して 生態系 はもとに戻らない。	1				
			188	・ダム建設に反対しているのは、川の命を絶ち、自然の 生態系 に取り返しのできない影響を与えるからである。川の流れは自然の水循環の一部であり、これを阻むことによって 堆砂 や ヘドロ の溜りを受け、多くの生物の 生息環境 を破壊する。さらに 河口部の衰退 や 海の魚 にまで悪影響を与える。最近流行している「 穴あきダム 」であっても、 自然環境への悪影響 をなくすことはできない。この点については、『世界』7月号の特集(川が市民から奪われる)に、今本博健氏が「『穴あきダム』徹底批判」を論じています。	1				
			189	・ダムは渓谷に自生する サツキ・ツメレンゲ など 貴重な希少植物 や、これに関係する生態系を破壊する。移植しても生態系全体を保全することはできない。そのままの状態 で保存 に努めることが大切である。	3				

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
			b 環 境	190	・武庫川渓谷は阪神間100万市民の 憩いの場 です。ダムができればこの場所もなくなる。楽しい、美しい憩いの場をなくさないで欲しい。	2	↓		↓
				191	・湛水試験では 希少動植物 が全滅する。生物多様性は守らなければならない。どうしても"ダム建設だ"という 必然性 はどこにも見あたらない。	1			
				192	・ダムや堰を設置すれば、武庫川は永久に 機能を消失 してしまう。	1			
				193	・武庫川のダム建設は反対である。わざわざ金をかけて 景観を壊す ような無駄な事はしないで欲しい。	1			
				194	・ダムは 多額 の投資を必要とする上、降雨は自然現象であるから、すべての降雨に対して安全を保証できるものではなく、現に大雨によってダムの調整能力を超えて下流での災害を引き起こした事例も報告されている。ダム建設によって失われる 自然や生態系 等の価値を正しく評価することを疎かにしてはならない。	1			
				195	・後に続く人達、 動物、植物 のためにダム建設はしないで欲しい。	1			
				196	・ダム建設により、すばらしい 峡谷美 がなくなることが心配である。	2			
				197	・世界的に 自然環境 の保護が問題となっている現在、深い考えもなくすぐダム建設というのは大反対である。	1			
				198	・ 貴重種 の生物をずっと守るためにもダムによって 環境が破壊 されるのは大反対である。	1			
				199	・ 貴重な渓谷、自然、植物 を壊すダムは造らず、他の方策(既存のダム利用、堤防の補強、雨水の一時貯蔵など)で対応していただきたい。	1			
				200	・様々な対策をほどこしても、なお洪水の心配のある時は仕方がないが、大切な 自然 を失ってまで必要とは、現在思わない。	1			
				201	・武庫川流域の 生物、自然 が破壊されるのに心が痛まないのか。	1			
				202	・ダムは、たとえ穴あきだとしても、ダム本体、上流、下流の巨大なコンクリート構造物である。治水・利水・ 環境 の3本柱に、構造物が致命傷を与える。	1			
				203	・近年、 環境 の重要性の認識が内外で高まる中、ダムに数百億の税投入には、反対する。	1			
				204	・ダム建設ではなく、総合治水の方法で武庫川の 景観 を守って欲しい。	1			
				205	・絶滅寸前の 希少動植物 の棲息地である武庫川にダムを作ってはいけない。	1			
				206	・新しくダムを建設することは 環境への影響 が大変大きいだけでなく、財政的にも厳しい状況であるのでやめて欲しい。	1			
				207	・ 自然環境と生態系 に恵まれた武庫川峡谷にダムを作ることに反対である。	2			
				208	・武庫川峡谷の 環境 を破壊する新規ダム建設を治水の選択肢としないこと。	1			
				209	・ダムの建設に疑問がある。 環境保全に留意 して、より良い方法を検討して欲しい。	1			
				210	・ 自然環境 に恵まれた地域。野鳥もしかり植物なども 希少種 が多い。ダムで 生態系 を壊さないで欲しい。	1			
				211	・渓谷の景観は、20年程前、福知山線が単線だった頃と変わらず、又、 貴重な動植物・生態系 があることがわかった。この貴重な自然を次世代にも残したいと思うので、ダム計画について見直しをして欲しい。	1			
				212	・武庫川ダムを造るとしても、これは治水専用の水を貯めないダム、俗にいう穴あきダムであるから、 水質悪化 、縦断方向の遮断により生起する問題、 堆砂 問題等は解消されるという話を聞いたことがある。しかし、穴あきダムの本格的事例(よく島根県の益田川ダムが引き合いに出されています)はほとんどなく、環境面の評価はいまだ 未知数 である。いずれにしても、環境という視点では従来の貯留型ダムよりましであるとしても、あの 景観 を有している峡谷にダムを造るとなると、建設工事段階で、相当大きなダメージがある。工用道路だけでも峡谷を変貌させるでしょうが、堰堤の上下流域は、現況をとどめることはないであろう。また、完成すれば、堰堤という巨大な人工構造物の壁が峡谷をさえぎり、景観の魅力は地に落ちることになる。	1			
				213	・一回の 水をためる実験 をするだけでも武庫川渓谷の植物などが死んでしまうことも明らかである。そのような愚かなことはやらないで欲しい。	1			
				214	・世界的に見てもダムによる治水はすでに過去のものになっている。ダム建設時の工事による 自然破壊 やダム老朽化による 決壊 で大問題を抱えている。ダムによる治水は転換する時期に来ている。	1			
				215	・最後の選択肢として新規ダムを検討する場合でも武庫川渓谷に造るべきではない。場所をかえて欲しい。	1			
			216	・ダムができれば例外なく 自然環境と生態系 に好ましくない影響を与える。特に武庫川には渓谷に自生するサツキやツメレンゲなど貴重な 希少植物 や 昆虫 の生存にも危険が及ぶと思う。	1				

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				217	・美しい、自然豊かな武庫川をダムで破壊してはいけない。取り返しのつかないことになる。	1	↓		↓
				218	・環境かダムかの二者択一ではない。人間は環境の中の動物。自然の一部である。	1			
				219	・新規ダムの建設には生物への環境に大きな影響(気流など)があるのでダムの建設には反対である。	1			
				220	・ダム建設が決定され、工事が始まると周辺一帯広い範囲で自然が破壊され、しかも川沿い一帯が長期間水没すると先述のすべての貴重植物は根絶する。あの山中の素晴らしい自然、景観を破壊し、次第に減少していく貴重な生き物を根絶させてまで、巨額を投入してダムを造る必要があるとはとても思えない。	1			
				221	・これ以上、兵庫の自然破壊が進まないように、そのためにはまず現在検討している武庫川のダム建設計画は中止する決断を早急にして欲しい。	1			
				222	・ダム建設での試験湛水で水没域の生物相は取り返しのつかないこととなる。武庫川渓谷にはサツキなどの渓流植物が生育しており、兵庫県内で貴重な生物が試験湛水で死んでしまう。試験湛水が終わったあとも生物相は元の状態に戻らない。 ・世界的に見てもダム建設による治水はすでに過去のものとなっており、ダム建設時の工事による自然破壊やダム老朽化による決壊で大問題を抱えている。ダムによる治水は転換する時期に来ている。 ・莫大な税金を、武庫川渓谷でのダム建設ではなく、農業や林業の活性化を組み合わせる流域全体を水櫃と考える総合治水に使うべきである。そのことによりすばらしい武庫川渓谷の自然を後世に残すことになる。	1			
				223	・「健全な水循環の確保」という項目があるが、それを最も阻害するのが「ダム」である。地球環境の異変が叫ばれる今日、流れるべき水をせき止めるダムは異変を惹き起こす攪乱要因である。	1			
				224	・美しい自然を損ね、不要物で谷をうめる...そんな権利は人間にはない。ダムを決定する方は、その重みに耐え、ほんとうに地球を愛することとはどういうことなのか熟慮して欲しい。	1			
				225	・武庫川峡谷に新規ダムを建設する場合、現在まで建設に掛かる諸費用のみを積算して建設コストとしてきたが、これには失われる環境の価値が全く考慮されていない。現在、環境経済学の分野では、マーケティング解析手法を応用して環境の価値を金額に換算して評価する手法が開発されており、国内の種々の地点で環境を金額で表示する例が増えており、アメリカでは環境破壊の補償問題にも実際に利用されている。武庫川でも新規ダムの検討に際しては、単に自然環境や生態系の調査だけでなく、こうした手法を用いて環境の価値を住民にも理解しやすいように表現し、その結果を用いて新規ダムの建設計画を慎重に検討すべきである。	1			
				226	・ダムを設置しても、増水すれば放流するのだから金の無駄遣いである。	1	・ダムは過去に起こった洪水に対して一定の洪水調節効果を果たしており、治水上、有効な治水対策の1つと考えています。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略
				227	・新規ダムに頼ると流域の安全対策があるそかになり、ダム維持管理にもかなりの費用がかかる。総合治水をすることにより常に住民がアユやウナギを取ったりし、また田畑の活用・遊水地で常に武庫川に関心をもっていれば地域の活性化になる。アメリカ力がなぜ新規ダム造りだけでなく、既存ダムまで撤去しているかを学んで欲しい。	1	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 ・水田での雨水の一時的貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画には流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。 ・畑地は水田と比べて畦畔が低く水を安全に貯めることができないことから、雨水の畑地貯留は期待できません。 ・遊水地を含む具体の洪水調節施設については、河川整備計画に位置付けるもので、今後、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討します。 ・国土交通省河川局のホームページによると、アメリカで撤去されているダムの9割以上は高さ15m未満で、日本では「堰」と呼んでいるものであり、その撤去理由は使用不能や老朽化、維持費がかかりすぎて経済的に成り立たなくなったためです。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13 治水編 P11 9行目 ~11行目	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略 治水編 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
			事業費	228	・水害から人の命を守るといふ大義名分を振りかざして、税金を浪費し、ダムという安易な道に進まないようにしていただきたい。	2		変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略
				229	・「綱渡り」財政が続くので、無駄な公共事業は中止せざるを得ない。当然武庫川ダムも中止。優先順位はもっと厳しくすべきであり、緊急課題は何か、今やるべきものは何かを明確にするべきである。	1			
				230	・ダムは時代遅れである。有効にお金を使って欲しい。	1			
				231	・ダム建設には多くのお金がかかります。ほんとうにこれしか方法がないのか、もっと議論を重ねるべきである。	1			
				232	・ダム建設することは今の県政の財政を考えても無駄だと思う。	2			
				233	・財政的に厳しい現在、ムダな公共事業はすべきではない。ダムを新たに造らなくても治水はできる。整備基本方針案に新規ダムを造らず総合治水を行う事を明記し、官と民が協力し、治水を行う事こそ「参画と協働」の理念に沿うことではないか。	1			
				234	・県財政そのものが膨大な赤字を抱える中で、これ以上の不要不急のダムで治水することは止めて欲しい。むしろ総合治水の発想に転換することを望む。	1			
				235	・多額の工事費をバラまくダム計画には、ぜったい反対である。	1			
				236	・財政的に厳しい中、既設のダムの利水、治水利用、遊休地、洪水調整池の設置などを採用していただきたい。	1			
				237	・安易に多額の工事費をムダに使う新規武庫川ダム計画に反対する。	2			
				238	・安易に多額の工事費を費やす新規ダム計画に反対である。従って、新規ダム計画のための調査もただちに中止されることを求める。	3			
				239	・ダム以外のすべての可能性を尽くすことが問われ、それでも駄目なら、もちろんダムでも駄目だというのは自明のことである。もちろん、巨費を投じ巨大ダムを建設すれば何とかなるが、財政破綻と恐るべき自然破壊を招くことになる。	1			
				240	・新しくダムを建設することによる税金のムダ遣い、環境への影響も数多く報告されている。それより遊水地、洪水調整池の優位性が指摘されている。	1			
				241	・必要もないダム建設費用300億円から500億円もの税金を無駄遣いすることなく植林、ため池、堤防の強化など県民生活の役に立つ方法を考えて欲しい。	1			
			242	・兵庫県民としては他の案で工事予算全体を圧縮すべきと思う。	1	変更なし			
			243	・既存ダムの治水活用や遊水地の選択肢を採用すべきである。	94	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略		
			244	・新規ダム以外の方法で、治水対策に努力すべきである。	5				
			245	・「ダムは最後の選択肢にすべきである」を強く主張する。	1				
			246	・「ダムのいらない総合治水」を優先的に検討して欲しい。	85				
			247	・ダム建設以外の方法で武庫川流域対策を切に望む。	1				

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所	
1	治		d 優先順位	248	・洪水予想を高水量としてダムを建設することは一見すると住民の命を守る意味から説得力があるように思う。しかし流出抑制等の総合治水対策を考慮せずにダム建設に走ることは 結論ありき の議論である。これはダム建設ありきであって公共事業による企業へのばらまきである。むしろ貯留地、遊水地対策を優先して欲しい。	1	↓			↓
				249	・ 総合的な治水対策 を考え、ダム建設をやめて欲しい。	2				
				250	・三田市、篠山市に 貯水池 を設けることにより、大規模なダムを作るのではなく、洪水を防ぐ、安心のできる川として欲しい。	1				
				251	・ダムにたよらない総合治水。 既存ダムの治水利用 や 遊水地 をあらゆる可能性を細かく検討してできることをやる。	1				
				252	・武庫川下流域の西宮市および尼崎市の水害をのみ想定した ダムありき の議論はまず捨てて欲しい。	1				
				253	・新規ダム 以外 の河川対策、洪水調節を頭を使い考えるべきである。	1				
				254	・現在武庫川では新規ダムの建設予定地として、武庫川峡谷(生瀬から武田尾に至る地点)が対象となっているが、ここは 景観・自然環境・生態系 に恵まれ、現状を保存することが極めて重要な場所である。従って、 既存利水ダム の治水活用への転換・ 遊水地 の検討・ 洪水調節池の増設 や総合治水対策の強化等により、できる限りの治水対策を検討し、これらの対策を実施してもなお問題が残る場合には、十分に検討の上で 最後の手段 として新規ダムを選択すべきである。	1	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・新規ダムは有効な治水対策の1つと考えており、環境に及ぼす影響について、現在調査を実施しています。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組みます。 本文 略 治水編 略	
				255	・「ダムは絶対反対」の考えではないが、ダムは 環境 への影響が大き過ぎ元へ戻すことはできないため 最後の手段 とすべきである。	1				
				256	・武庫川の総合治水を考えるにあたり、ダム建設を 前提 にするような計画はだめだと思う。下流域の 堤防の整備 、 遊水地 、 透水舗装 などもっといろいろあると思う。 環境 、 景観 上の問題もあるが、県財政上これ以上のむだづかいは許されない。	1				
				257	・土木工事でダムを造る前に武庫川流域の 杉 、 檜林 を 保水性の高い植生に置き変える 農林事業に取り組むべきである。我々の納めた税金を正しく使うよう求める。	1	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目	・森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。	
				258	・護岸整備や遊水池を作るなど、 流域住民の意見を聞き しっかり作って下さい。	1	・具体的な整備内容については、河川整備計画で策定します。河川整備計画を策定する場合は、流域委員会やパブリック・コメント等を通じて幅広く意見を聴くこととしています。	変更なし		
259	・既設の ダム の利水・治水の活用や、 遊水地 ・ 洪水調節池 の設置。上流部、沿川地域に 森林 、 緑地 の保全と育成や保水力のある治山・治水事業を行えば、ダムに頼らない総合治水は「治水」「利水」「環境」「町づくり」の視点から最も適していると考えられる。	15	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 ・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13 治水編 P11 1行目 ~6行目	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組みます。 本文 略 治水編 略 森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。					
260	・ 林業 、 農業 も含めた広い視野で水害対策に取り組めばダムは作らなくてもいいのではないかと。	1	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画では流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。 ・畑地は水田と比べて畦畔が低く水を安全に貯めることができないことから、雨水の畑地貯留は期待できません。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目 本文 P8 21行目 ~22行目 治水編 P11 9行目 ~11行目	森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。					

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
水				261	・ダム以外で治水をしていただきたい。水田、ため池はもとより、学校、学園の校庭、各種公園、公的施設、少しの予算と工夫で貯水池にできる。	1	・想定する洪水について、流域対策、河道対策、洪水調節施設により分担して処理することとしています。 ・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画は流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。 ・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・学校、公園については、関係機関との連携と地域住民の協力のもと雨水貯留施設の整備に取り組んでいくこととしています。 ・その他公的施設も含め、住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めることとしています。	変更なし 本文 P13 4行目 ～8行目 治水編 P11 9行目 ～11行目 本文 P8 21行目 ～22行目 本文 P8 19行目 ～20行目 治水編 P10 17行目 ～18行目	流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量4,690m ³ /sを、県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により80m ³ /sの流出抑制を図り、基本高水のピーク流量は計画基準点である甲武橋地点において4,610m ³ /sとし、このうち流域内の洪水調節施設により910m ³ /sを調節して、河道への配分流量を3,700m ³ /sとする。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 流域内の学校、公園については、関係機関との連携と地域住民の協力のもと雨水貯留施設の整備に取り組んでいく。 住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努める
				262	・災害対策で最も重視されるのはもとより人命の確保である。洪水に対しては、危険から身をさけるための時間的余裕がある。このことを十分に活用すれば、100年に1回の確率想定で巨費を投じたダムを作らなくても、総合的治水方式で、人命の失われるような洪水に至らない災害対策はとれるはずである。万一の破堤等が起こっても、人命以外は補償の手だてもあるであろう。ダムをつくるより、補償にお金を積立てる方が、自然も残る。ダム反対。	1	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たっては、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 ・災害を許容し、補償を組み込むような河川計画を策定する考えはありません。	変更なし 序文 P2 8行目 ～13行目 本文 P13 治水編 P9～P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略
				263	・武庫川ダムを造らず、堤防の強化を願う。	1	・新規ダムを含む洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たっては、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、必要な対策を盛り込むこととしています。 ・武庫川の下流部は、密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防の強化(浸透対策、侵食対策)を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。このうち浸透に関する安全性は、調査の結果、安全率が1.0を上回っているものの、所定の安全率1.2を下回る箇所については、平成18年度から順次、堤防強化工事に取り組んでいます。	変更なし 本文 P8 9行目 ～13行目	・特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。更に、武庫川の氾濫域の一部(尼崎市、西宮市)は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震・津波防災を旨とし、阪神・淡路大震災における被害等を教訓にして、河川管理施設の耐震対策を推進する。
				264	・ダム計画予定地の渓谷美は見事なものであり、環境資源としてもっと活用できる。台風洪水の時、全国の例ではダムは役に立たず、堤防強化こそ重要である。	1	・ダムは過去に起こった洪水に対して一定の洪水調節効果をもたらしており、治水上、有効な治水対策の1つと考えています。 ・武庫川の下流部は、密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防の強化(浸透対策、侵食対策)を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。このうち浸透に関する安全性は、調査の結果、安全率が1.0を上回っているものの、所定の安全率1.2を下回る箇所については、平成18年度から順次、堤防強化工事に取り組んでいます。	変更なし 本文 P8 9行目 ～13行目	・特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。更に、武庫川の氾濫域の一部(尼崎市、西宮市)は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震・津波防災を旨とし、阪神・淡路大震災における被害等を教訓にして、河川管理施設の耐震対策を推進する。
				265	・武庫川の計画規模は100分の1である。武庫川にはそれ以上の雨は降らないと誰が言えるのか。逆に200年経過しても50分の1の雨が降らないかもしれないし、誰も分からない。計画規模以上の降雨にはダムは無効であり、危険である。反対に少ない降雨ではダムは無用の長物である。	1	・ダムに限らず、全ての施設は、計画規模以上の洪水には対応できません。 ・そこで、計画規模を上回る洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減等の深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策や、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし 本文 P9 2行目 ～6行目	・近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
				266	・どこでどれだけの大雨が降るかパターンは無数にある。ダムで対処するのは不可能である。	1			
				267	・ダムの決壊及び増水時の放流は今日の自然現象を見ると予見できることであり、下流の住民に多大の被害を与える。	1	・治水ダムは、河川を流れる洪水の一部を貯留し下流への洪水被害を軽減させる役目をもっています。ただし、その能力を超える大きな洪水が流入した場合には、ダムへ流入する洪水をそのまま下流へ放流します。このため、ダムより下流では一時的に急激に水位が上昇することがありますが、この場合でも、流入する洪水以上の流量を下流へ放流することではなく、ダムがあることによって洪水被害が大きくなることはありません。	変更なし	
				268	・万が一新規ダムを建設すると仮排水路を設けることになるが、これは100年に一度の洪水に耐えるものではない。もし本体施工中に大きな洪水が来たら最悪な災害になる。	1	・仮に、新規ダムを建設する場合においては、超過洪水の発生も視野に入れ、下流への被害が甚大とならないような施工計画を検討したいと考えます。	変更なし	
				269	・ダム必要性に関する流量等の数値が羅列されているが理解できない。神のみ知るものと思う。本当にダムは必要なのか。	1	・河川整備基本方針では、基本高水の流量配分を示しており、ダムの必要性に関する流量等の数値は羅列していません。 ・河川整備基本方針は長期的な視点に立った河川整備に係る基本的で根幹となる方針を示すもので、具体的洪水調節施設の整備内容は、河川整備基本方針を踏まえた河川整備計画策定過程において検討することになります。	変更なし	
				270	・問題の核心は、堤防直下に住むことは洪水の被害を受けるリスクを負わなければならない、あえて言えば住んではいけないということを確認することである。多くの市民はダムさえできればそうした危険もなくならないという「ダム神話」にとらわれている。もっともこれは、県土木にもある傾向ではないか危惧する。この際、そうした幻想は掃き、総合治水の本道に進むべきである。	1	・ダムは過去に起こった洪水に対して一定の洪水調節効果をもたらしており、有効な治水対策の1つと考えています。 ・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ～13行目 本文 P13 治水編 P9～P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組めます。 本文 略 治水編 略
				271	・ダムをつくっても洪水はなくなりません。これから地球は温暖化の方向に大きく変化しようとしている。その対処として総合治水がとてても良いと考える。	1			

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
		e ダム の 機能		272	・仮に30年に一度の大雨が降ったとしても、ダムがあれば命は守られ、ダムがないから洪水に耐えられない、という短絡的なことではないのは、専門家なら、すでにわかっているはずである。逆に、ダムも作って、自然は破壊したが、予想不可能な異常気象のなかで、 人命を守ることもできなかった 、という事態もありうるのではないのか、とも思う。冷静な総合治水と、綿密な環境調査を行って欲しい。	1	・ご指摘のとおり、新規ダムは洪水の規模によって発揮しうる効果量に幅があることはご指摘のとおりです。ただし、既存ダムや流域対策も同様の限界を有しています。 ・このことも踏まえ、今後の武庫川治水対策の選択肢については、河川整備基本方針で定める分量の実現に向けて、環境への影響も検討しながら、総合的に判断していきます。	変更なし	
				273	・基本方針を見る限り、県河川管理者は、流域や河道内の洪水の流出抑制にばかりとらわれているように思う。しかし貯留施設が何であれ、そこへ集まる降雨しか貯めることができない。大きな器も入る水が少なくは、小さい器と変わらない。特に最近のように温暖化が進み、日本の気候そのものが、雨季乾季の差の大きい熱帯気候に近づきつつある現状で、今後の洪水は限られた地域に集中するパターンが増えることが予想される。貯留型の治水では、対応できなくなる。今後の気候変動も基本方針では見据えるべきであり、治水の考え方は根本的に転換すべきときが来ている。 ダムの効果は限定的 であることを踏まえ、未来の世代に残すべき武庫川の姿を想像すれば、あの流域住民に愛される景勝地のダム建設には、河川管理者の特に慎重な判断を求めたい。	1			
				274	・ 洪水対策としてダムは万能ではなく 、想定外のことも十分考えられる。そのためには、洪水を発生させない対策も大切だが、 万一洪水が起こっても、被害を最小限に止める方策が必要 である。	1	・ダムは過去に起こった洪水に対して一定の洪水調節効果をもたらしており、有効な治水対策の1つと考えています。 ・ご指摘のとおり、近年の集中豪雨の増加傾向などを踏まえ、計画規模を上回る洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減等の深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策や、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし ・本文 P9 2行目 ~6行目	・近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組みとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
				275	・確かに武庫川峡谷の出口近くにダムを設けることは計算上最も有効であることはよく分かるが、「 万能ではない 」ダムの欠点についての検討が必要である。特にこの場所は人口と資産の密集地の直上に設置され、その 危険性は大きい 。「想定外」の言葉で逃げるわけには行かない。	1	・ダムに限らず、全ての施設は、想定する計画規模以上の洪水には対応できません。 ・治水ダムは、河川を流れる洪水の一部を貯留し下流への洪水流量を軽減させる役目をもっています。ただし、その能力を超える大きな洪水が流入した場合には安全のため、ダムへ流入する洪水をそのまま下流へ放流します。このため、ダムより下流では一時的に急激に水位が上昇することがありますが、この場合でも、流入する洪水以上の流量を下流へ放流することはなく、ダムがあることによって洪水被害が大きくなることはありません。	変更なし	
				276	・ダムが作られると 洪水は防げるのか 。	1	・ダムは過去に起こった洪水に対して一定の洪水調節効果をもたらしており、有効な治水対策の1つと考えています。 ・しかしながら、ダムに限らず、全ての施設は、計画規模以上の洪水には対応できません。 ・そこで、計画規模を上回る洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減等の深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策や、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし ・本文 P9 2行目 ~6行目	・近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組みとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
				277	・ダムは100%治水には 役立たない 。今までの各地の歴史に学んで欲しい。	1	・ダムは過去に起こった洪水に対して一定の洪水調節効果をもたらしており、有効な治水対策の1つと考えています。	変更なし	
				278	・ダムはいずれは 土砂で埋もれたり して不要のものとなる。また、環境をも悪化させる。	1	・新規ダムは、いわゆる「流水型」のダムで、河床付近に洪水吐を設置することから、貯水池内での土砂堆積はほとんど生じないと考えていますが、今後、土砂堆積のシミュレーションも実施し、土砂動態の変化を明らかにすることとしています。	変更なし	
				279	・武庫川流域委員会を発足させて、4年の年月をかけて討議を重ねてきたにも関わらず、その結果を 全く無視してダム計画を進めている 。流域委員会の努力は何だったのか。	1	・武庫川水系河川整備基本方針(原案)は流域委員会と県の「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの「合意」を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった」が、流域委員会からも「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価をいただきました。 ・委員会意見に沿えなかった部分もありますが、河川管理者として責任ある立場で計画を策定します。(参考:「武庫川水系河川整備河川整備基本方針原案についての意見書(答申書)」に関する県の考え)	変更なし ・序文 P1 33行目 ~P2 6行目	・検討に際しては、「参画と協働」の理念を踏まえ、河川整備基本方針策定の段階から学識経験者や地域住民の幅広い意見を反映させる必要があると判断し、平成16年3月に合意形成の場として「武庫川流域委員会」を設置しました。流域委員会は、知事からの諮問を受けておよそ2年半にわたる審議を重ね、平成18年8月に「武庫川の総合治水へ向けて」と題した提言書をまとめ知事に提出しました。県は、これを受け、更に県が策定した「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」等を踏まえた上で武庫川水系河川整備基本方針(原案)を作成し平成19年7月に流域委員会に提示、意見交換を経て必要な修正を加え取りまとめたものをこのたび県民に対して示すものです。
				280	・ 何のためのダム建設なのか 。既存のダムや遊水地、洪水調整池などの治水方法で、武庫川の洪水は防げるとの流域委員会の提言を尊重していただきたい。それが行政の役割である。	1	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組みます。 本文 略 治水編 略

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所		
			f 提言書を尊重	281	・2006年8月に「30年後再検討、それまではダム必要なし」と結論づけた流域委員会の提言を尊重して欲しい。	7	・流域委員会からの提言については、最大限尊重すると申し上げてきましたし、これからはその考えは変わりません。しかし、流域委員会からの意見を尊重しつつも、河川管理者としての責務を果たすことも必要であり、場合によっては、どうしても意見が擦り合わせ出来ない場合もあります。ご指摘のとおり、流域委員会からは、「ダムについては30年後再検討」との意見を頂いております。その理由は、「現時点では、ダムの可否を判断するために十分なデータがないことから当面はダムを計画に盛り込まない」との意見を頂いております。河川管理者の立場としては、治水上有効な対策を全て検討する責務があると考えます。従って、ダムの可否を審議するために必要な調査等を進めており、平成21年9月に提示予定の河川整備計画(原案)に反映し流域委員会からご意見を頂きたいと考えています。	変更なし			
				282	・「ゼロベースから検討する」として設置された武庫川流域委員会提言書の内容を正しく反映せず、新規ダム建設を含んだ旧来のままの兵庫県の治水計画へ安易に導くものとなっている。	1	・武庫川流域委員会提言書は、河川整備計画で新規ダムを選択肢にすることを否定している。次期河川整備計画までに新規ダムを検討する内容の文言を河川整備基本方針に書き込むことは許されない。兵庫県が「参画と協働」を掲げる以上、それは信義に反する行為である。	1	・武庫川の総合的な治水対策を推進するため、昨年(平成18年)10月に新しく推進体制を整備いたしました。具体的には、副知事を委員長とし庁内関係部局長を構成員とする「武庫川総合治水推進会議」を設置し、河川工学的な視点だけでなく総合的な視点から武庫川総合治水を進めることとなりました。今回の武庫川水系河川整備基本方針(案)は、この推進体制により総合調整を図った上で作成したものであり、環境面は勿論利水面、治水面について関係部局と連携しながら作成しています。なお、今回の河川整備基本方針(案)の段階では、ダムなど具体の施設についての記述はしておらず、引き続き作成する河川整備計画の段階で検討することとしています。	変更なし	
				283	・「ダムの必要なし」の提言を受け止め、自然を生かした災害対策というものを、見つめて欲しいと思う。	1	・流域委員会からの提言については、最大限尊重すると申し上げてきましたし、これからはその考えは変わりません。しかし、流域委員会からの意見を尊重しつつも、河川管理者としての責務を果たすことも必要であり、場合によっては、どうしても意見が擦り合わせ出来ない場合もあります。ご指摘のとおり、流域委員会からは、「ダムについては30年後再検討」との意見を頂いております。その理由は、「現時点では、ダムの可否を判断するために十分なデータがないことから当面はダムを計画に盛り込まない」との意見であり、河川管理者の立場としては、治水上有効な対策を全て検討する責務があることから、検討に必要なデータを蓄積し、ダムの可否の判断を頂くよう調査等を進めており、平成21年9月に提示予定の河川整備計画(原案)に反映し流域委員会からご意見を頂きたいと考えています。	変更なし			
				284	・県知事からの諮問があって発足した武庫川流域委員会の「新規ダム建設凍結」という意見が尊重されるべきである。 ・いかなる科学的計算をしても、人智の及ぶところではない。予防する事は大事だが、被害を防ぐ事はできない。災害が起こるものとして、善後策をしつかりと考えるべきである。 ・県の財政事情を考え、自然景観をこわしてまでダムを建設する必要はない。 ・人間も自然の中の一部であると考え、謙虚な反省のもと、県政を行うべきである。 ・生瀬地区のリバーサイド住宅の建設など、許可されること自体愚かなことであった。	1	・流域委員会からの提言については、最大限尊重すると申し上げてきましたし、これからはその考えは変わりません。しかし、流域委員会からの意見を尊重しつつも、河川管理者としての責務を果たすことも必要であり、場合によっては、どうしても意見が擦り合わせ出来ない場合もあります。ご指摘のとおり、流域委員会からは、「ダムについては30年後再検討」との意見を頂いております。その理由は、「現時点では、ダムの可否を判断するために十分なデータがないことから当面はダムを計画に盛り込まない」との意見を頂いております。河川管理者の立場としては、治水上有効な対策を全て検討する責務があると考えます。従って、検討に必要なデータを蓄積し、ダムの可否を審議するために必要な調査等を進めており、平成21年9月に提示予定の河川整備計画(原案)に反映し流域委員会からご意見を頂きたいと考えています。 ・ご指摘の通り自然に対する謙虚な姿勢を怠らず人知の及ぶ範囲で最大限の取り組みを進める必要があると理解しています。従いまして、今回の基本方針(案)の作成作業におきましても、現時点で出来る限りの情報収集を行うとともに、専門家の指導による最新の解析手法等を用いて検討しました。しかし、想定を超える自然災害は生じないとはいえません。そこで基本方針では、「計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として(途中略)「減災対策」を実施する。」としています。 ・今後、河川整備計画を作成する中で、技術面、経済面等の検討を行い、具体的な施設計画を定めることとしています。 ・リバーサイド住宅については、当時の開発許可制度に則り、正当に処理されたものです。	変更なし ・本文 P9 2行目 ~6行目	・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として(途中略)「減災対策」を実施する。		
				285	・住民と学識経験者と河川管理者が、審議を重ねて到達した答申書は、現時点で考えうる最良の河川整備基本方針である。 ・流域委員会が提言しているように、「洪水調節施設の検討と策定では、新規ダム以外の対策を優先して、新規ダムは他の手段では対策のとおりがなれない場合に限り、検討対象とする」ことを明記して欲しい。	1	・河川管理者の立場としては、治水上有効な対策を全て検討する責務があると考えます。その検討に際しては、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討するとともに、流域委員会の意見も伺いながら最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし			
				286	・河川対策の優先順位と洪水調節施設検討の優先順位については、流域委員会で上記環境影響評価審査会の答申の精神を踏まえて十分議論してきたところであり、それを無視することは同審査会答申を無視することにもなる。7年経過したからといって、この答申は無視して良いものなのか。	1	・平成12年の環境影響評価審査会答申は、調査・予測・評価する項目を整理した概要書に対し、準備書の作成にあたり留意すべき事項を答申したものであり、ダム計画自体を審査したものではありません。したがって、基本方針の中で河川対策や洪水調節施設検討の優先順位を定めないことが、答申を無視することにはなりません。	変更なし			
				287	・もしダム建設をするなら県民の暮らしを支える行政サービスを先に進めて欲しい。	1	・県としては、あらゆる行政サービスを進める必要がありますが、限られた予算であり、その執行に当たりましては、選択と集中による効率的、効果的な予算執行に努めてまいります。	変更なし			

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
			g その他	290	・県は「河川の整備の基本となるべき事項」に集中的に精力を注いできた。ここで設定される基本高水と計画高水こそが、新規ダム建設の可否を決めるキーになる。県は、基本高水をできるだけ高く設定し、新規ダム建設に道を開く余地を確保することに固執したのは明らかである。	1	・基本高水については、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定した数値であり、新規ダムに固執して設定したものではありません。 ・なお、河川審議会の治水部会からも、高水の設定方法は適切であると評価されています。	変更なし	
				291	・まず、「ダムありき」のようだ。	1	・河川管理者の立場としては、特定の治水対策を優先して選択するのではなく、治水上有効な対策を全て検討する責務があると考えます。その検討に際しては、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討するとともに、流域委員会の意見も伺いながら最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				292	・23号台風の大量の水は武庫川ダムによって阻止できるとすると、その議論は乱暴すぎる。三田地域の水の流れを調節して武田尾温泉を襲うことのないよう、またそのことによって下流域の流量調節につなげて欲しい。きめ細かい総合治水をお願いしたい。	1	・県が進めている総合的な治水対策は、河道整備による河積の拡大、流域内のあらゆる施設等を活用した流出抑制などの流域対策さらにダムや遊水地などの洪水調節施設を技術面、環境面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせにより治水対策を進めようというものです。従いまして、ご指摘のように単独の治水施設のみで全ての洪水を阻止するものではありません。	変更なし	
				293	・「ダムはどうするのか」という点が、県民の最大の関心事なので、ホームページ上で「議会答弁」どおり「ダム建設も含めて総合的に検討」ということを県民に伝えていただきたい。 ・「ダム以外の洪水対策」を尊重されない理由とダム建設にこだわる理由を県民にわかりやすく説明していただく必要がある。 ・以上2点について広く県民に知らせた後に再度意見募集して、県民の願いに沿ったわかりやすい方針を策定されることを求める。	1	・今回の基本方針(案)では、具体的な施設メニューは記載しておらず、河川整備計画作成の段階で、具体的な施設計画を定めることとしています。その検討に際しては、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討するとともに、流域委員会の意見も伺いながら最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				294	・兵庫県は「流域住民の生命・財産を守るためにダムを」と主張するが、あの危険なリバーサイド地区に宅地開発と居住を認可したものに、それを言う資格はない。	1	・リバーサイド地区の宅地開発については、当時の開発許可制度に則り、正当に処理されたものです。しかし、度重なる浸水被害に対処するため、現在、抜本的な治水対策を進めているところです。	変更なし	
				295	・ダム建設による弊害も記し、世界の流れを明記する。	1	・河川整備基本方針では、個別具体的な施設メニューを記述しないことになっております。ご意見にある「ダム建設」などあらゆる治水対策メニューの選択については、河川整備計画作成の段階で、具体的な施設計画を定めることとしています。その検討に際しては、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討するとともに、流域委員会の意見も伺いながら最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし 治水編 P12	3.3洪水調節施設の整備の状況
	洪水調節施設 (新規ダム賛成)			296	・計画の策定が遅すぎる。災害は待ってられない。ダムの建設の何が悪いかわからない。ダムを造りながら、その対策を考えていけば良いのではないか。	1	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組みます。 本文 略 治水編 略
				297	・ダムを造って大きな洪水に備えて欲しい。	1			
				298	・自然を重視することは大切であるが、まずダムを含む洪水調節施設を造り、それを補う対策として流域対策など、その他の治水対策をやって欲しい。	1			
				299	・水害の危険がある下流域の住民としては、治水の項目を最優先に流域対策も河川対策も減災対策もダムも含めできる対策は全てやって欲しい。	1			
			300	・武庫川の浸水想定区域図では、西宮市の半分が浸水する。下流に住む住民にとっては、環境よりも人命、財産が大事である。治水に効果のあるダムを早急に造って欲しい。	1				
			301	・建設計画の策定が遅すぎる。明日にも来るかわからない大雨への備えとして河道改修を先行してダムを建設して欲しい。	1				
			302	・大雨時の濁流を一時的に堪え得るためにも「ダム」は絶対必要と考える。昭和13年の六甲山津波後にできた砂防ダム数多くあるが、今、健全と生きて神戸市民を守っている。景観にも環境にも問題が無いように思う。環境も大切(自然)だが、まず人の命が大切である。	1				
	洪水調節施設 (千苅ダムの検討)		303	・武田尾溪谷の直上流には「千苅貯水池」がある。このダムの集水域は流域の20%を占めており、ダムから流れる羽束川の水量は洪水時、武庫川本流より多く、合流点で上流へ逆流するのが見られる。このダムは「貯水専用」で洪水調節機能を欠くため、満水時以後は流入量がそのまま押し寄せ、平成16年の23号台風では、合流点にある「千苅配水場」が水害被害に遭うことになった。武田尾や生瀬の住民たちは、あまりにも早く水位が上昇するので、「ダム水害」ではないのかと常に疑っている。 新規ダムは溪谷の出口近くに計画されているが、「千苅ダム」のためのものかと考えてしまう。「千苅ダム」が治水機能を付加するように改造されれば、溪谷の自然を壊す新規ダムは要らなくなる。	1	・千苅ダムは利水専用ダムで、流入量以上の放流は無いため、ダムによって災害が起こることはありません。 ・また、武庫川では、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱と考えており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・ご提案いただきました既設利水施設の治水活用については、現在、治水効果を検討しているところです。 ・なお、洪水調節施設については、「既設利水施設の治水活用」と「新規洪水調節施設」の2つを選択肢としており、今後、河川整備計画策定に当たり、全ての選択肢を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、必要な対策を盛り込むこととしています。	変更なし		
			304	・千苅ダムの治水活用に、神戸市は必ずしも消極的ではないが、県はどう積極的に推進する計画か。(流域委での神戸市の見解は貴重である)	1	・今後、河川整備計画策定に当り、千苅ダムの治水活用も含め、全ての選択肢を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、必要な対策を盛り込むこととしています。治水活用の検討については、利水事業者も加わった「既存ダム活用協議会」で協議・調整を進めているところです。	変更なし		
			305	・既設の利水専用ダムである千苅ダムのかなりの部分を、治水に転用することを現実することは至難の業である。地球温暖化が進み異常洪水も予想される中では、神戸市も治水のための協力が容易に応じるとは考えにくい。県には、武庫川溪谷を守る不退転の姿勢と神戸市が出すであろう相当厳しい条件を飲む覚悟が必要である。	1				

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				306	・千叡ダムはもうすぐ老朽化するので補強工事をするか、または内側に新しい堤体を造って多目的ダムにする。新しい堤体を造れば現在貯水できないと言われているダム上部まで貯水できるので利水と治水容量が確保できると思う。新規ダムを造る費用があればこのような大規模な工事もできる。環境影響もクリアできる。	1	・河川整備基本方針の洪水調節施設は、「既設利水施設の治水活用」と「新規洪水調節施設の建設」の2つを選択肢としており、今後、河川整備計画策定に当たり、全ての選択肢を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、必要な対策を盛り込むこととしていきます。ご提案の件については、上記検討の中で参考とさせていただきます。	変更なし	
		流域対策		307	・調整池設置の治水対策をとり、流域対策に積極的に取り組むべきである。	1	・開発に伴う防災調整池については、関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図ることとしています。	変更なし ・本文 P8 23行目 ~24行目	・開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。
				308	・流域対策を積極的に取り組むべきである。	20	・河川整備を「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考え、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することによる流域対策を展開することとしています。	変更なし ・序文 P2 9行目 ~11行目	・河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開する
				309	・水田、ため池、森林の効果を重視する。数値化できないとの理由で、基本方針に組み入れられていないが、今後更に調査と検討を加え基本高水等、治水計画に反映させるよう努力と工夫が必要と考える。対策について答えて欲しい。	2	・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画には流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。 ・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・また、各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については、今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めていくこととしています。	変更なし 治水編 P11 9行目 ~11行目 本文 P8 21行目 ~22行目 治水編 P11 11行目 治水編 P10 17行目 ~18行目	水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努める
				310	・水田を遊水地として残しておくなど、流域住民の意見を聞きしっかり作って下さい。	1	・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画には流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。	変更なし 治水編 P11 9行目 ~11行目	・水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。
				311	・現在、無計画にマンションが建ち並んだ。山の上もそうだ。それらの保水対策をダムを考える前にやるべきことと思う。	1	・森林については、保安林や林地開発許可制度を適切に運用し、伐採の制限や1.0haを超える開発行為の規制等により、適正に森林が保全されるよう努めています。	変更なし ・本文 P8 25行目 ~27行目	・森林については、川と同様に地域共有の財産と認識し、森林の持つ水源かん養等の公益的機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となった森林整備の実施と無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて、森林が適正に保全されるよう努める。
				312	・流域対策は、一例として、伊丹市に学び、県は調整池設置をどう推進してきたか、また、推進する計画か。	1	・県の調整池設置指導要領は、開発面積1ha以上の開発に適用しています。ご指摘の伊丹市も含めて、独自の技術基準により調整池設置を指導されている市もありますが、それぞれ県、市の基準で齟齬がないよう調整を図っています。 ・今後も関係機関と調整を図り、基準の適切な運用を図ることとしています。	変更なし	
				313	・30年あれば流域森林の拡大も可能である。	1	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。また、地域共有の財産と認識し、適正に森林が保全されるよう努めていきます。	変更なし ・本文 P8 25行目 ~27行目	・森林については、川と同様に地域共有の財産と認識し、森林の持つ水源かん養等の公益的機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となった森林整備の実施と無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて、森林が適正に保全されるよう努める。
				314	・各家庭で設置できる貯溜タンクを国土交通省の「新世代下水道支援事業」の補助金を活用して、県民に助成する。貯溜タンクによって雨水の有効活用を進める一方、浸透施設の設置の普及によって水循環機能の再生や洪水、浸水を防ぐ事ができると考えられる。例：滋賀県大津市は10月から、市民が雨水の貯溜タンクや浸透装置を購入する際に助成する制度を実施し、好評を得ている。雨水の貯溜タンクについては購入費の3分の2(上限4万円)、浸透施設の設置については設置工事費の3分の2(上限6万円)を助成している。	1	・各戸貯留への補助については、効率的な推進にあたって必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図る中で検討することとしています。	変更なし ・本文 P8 34行目 ~35行目	・流域対策の効率的な推進にあたっては、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図る。
				315	・総合治水を進める上で、各戸貯留槽は必要である。設置に向けての助成制度を確立すること。	1			
				316	・武庫川の各支川に一時水をため、本流への時間をずらす物(山、地下など)を工夫すべきである。	1	・河川整備を「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考え、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開することとしています。	変更なし ・序文 P2 9行目 ~11行目	・河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開する
				317	・私の地域でも山際の田はスキや背高アワダチ草の群落となっている。何も作らない転作田も多くある。それらを活用し、所有者にも補助があれば、治水にも利活用にもなり、地域も元気になる。	1	・耕作放棄田への貯留は、田の底や畦畔からの漏水が多く、また、畦畔が崩壊するなどの災害を誘発することも想定されます。このため、畦畔の補強や亀裂の補修などの工事と畦畔の草刈りなどの安全な状態に保つ日常管理を必要とするなど課題が多いですが、農地等を保全する活動のひとつとして耕作放棄田の貯留についても普及・啓発したいと考えています。	変更なし	
				318	・ダムを建設するのではなく、三田市などの流出抑制をするべきである。遊休地、透水施設の導入などをまず積極的に行うべきである。	1	・各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については、今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めていくこととしています。	変更なし 治水編 P10 17行目 ~19行目	・住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めるとともに、流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努める。

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
		減災対策		319	・異常気象や洪水が心配であれば業者に対して提言書に沿ってピロティ式(高床式)等の 行政指導 をしっかりと欲しい。	1	・ピロティ式(高床式)等の建築規制は、「私権制限」、「既存建築物への適及適用困難」等の問題があり、今後の検討課題とします。	変更なし	
		河川		320	・六桶等の取水可動堰や観光用と思われる 可動堰を取り払って欲しい 。取水用には現在より上流に床止めをして約2m程度掘り込んで水を受けたい。段差をなくすことで自然性も戻る。	1	・取水用の可動堰は、それぞれ利水上の役割を担っており、現時点で撤去することはできません。ただし将来、河床掘削によって河道の流下能力を高めていく時には堰も改築が必要となり、環境にも配慮した施設計画を行います。	変更なし	
			321	・藍本の 日出坂洗堰 を力ヌー教育、川遊び、自然観察の場としてPRして、親水空間としての 活用 をして欲しい。	2	・関係機関や地域住民等とともに、親水空間としての活用に努めてまいりたいと考えています。	変更なし ・本文 P11 34行目 ~38行目	・人と河川の豊かなふれあいについては、生活の基盤や歴史・文化、風土を形成してきた武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。	
			322	・「日出坂洗堰」の様な 親水空間 をJR福知山線の武庫川に面した各駅につくれば武庫川流域の活性化になる。	1	・武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を進めていく考えであり、ご意見は具体的な検討を行う上での参考とさせていただきます。	変更なし ・本文 P11 34行目 ~38行目	・人と河川の豊かなふれあいについては、生活の基盤や歴史・文化、風土を形成してきた武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。	
			323	・武庫川に接したJR生瀬、武田尾、道場、広野、草野、南矢代の各駅の武庫川河川敷の一部を自然公園として 親水空間 として利用できる施設を造って欲しい。	2	・日出坂洗いせき周辺は、自然環境が豊かで緩やかな流れであるため、河川や水辺環境の学習に適しています。今後とも、「日出坂せきもりの会」をはじめ地域住民や関係機関と連携し、親水空間として活用していきたいと考えています。	変更なし ・本文 P11 34行目 ~38行目	・人と河川の豊かなふれあいについては、生活の基盤や歴史・文化、風土を形成してきた武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。	
			324	・四季を通し、魚の遡上、生殖、産卵条件作りで 魚の住める河川 にする。自然環境と渓谷美保護と清流条件の維持である。このままの現状を見逃してはいけない。	1	・魚類の生息環境については、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努めてまいります。	変更なし ・本文 P11 26行目 ~28行目	・武庫川本川では、青野川合流点より下流の堰・床止めに設けられた魚道などにより、アユ等の遡上は可能と報告されているが、魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。	
			325	・武庫川を 死の川 にしないでください。	1	・多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、良好な河川景観を保全・創出し、次世代に引き継ぐように努めてまいります。 ・また、河川整備の際には、生物及びその生活空間の持続に関する2つの原則に基づき、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら進めてまいります。	変更なし ・本文 P10 8行目 ~15行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。	
			326	・武庫川は現在の自然の川として残さねばならないと思う。阪神間の素晴らしい ハイキングコース として各地から訪れる人々が楽しんでおり、国民の健康・体力増進を進める良い政策としても 自然の川を残す べきである。	1	・人と河川の豊かなふれあいを確保すべく、武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ってまいります。	変更なし ・本文 P11 34行目 ~38行目	・人と河川の豊かなふれあいについては、生活の基盤や歴史・文化、風土を形成してきた武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。	
			327	・古代の日本人にとって、山も川も神であった。この心をアメニズムと名づけて軽蔑した近代人は、利欲のおもむくままに 自然環境を破壊 し、開発して、自滅の道を急いでいるように見える。清き瀬・清き河内を呼び戻すための努力が必要と考える。河川敷は、運動公園等に利用開発をされがちであるが、早稲時には、砂や土の乾燥により、川の水を干上らせる原因となる。よって、 川瀬は自然のままに手をつけずに 、保護する方法が、環境にも人間にも優しい未来に生きる子ども達への最高の贈り物になると提案をする。(環境整備で考えられる事。河川のゴミの収集、コンクリートで堤防を覆ったところへ、淡路瓦粘土で覆い、直面に覆うのではなく、魚等の産卵場所となるように、本来の形に近いように覆う。)	1	・多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、良好な河川景観を保全・創出し、次世代に引き継ぐように努めてまいります。 ・また、高水敷については、実態として都市計画緑地に指定され、また、地域住民等に高度に利用されていることを十分考慮して川づくりに取り組みたいと考えております。	変更なし ・本文 P10 8行目 P12 18行目 ~21行目	河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 河川敷地の占用及び工作物の設置許可等については、治水・利水・環境の調和を基本として動植物の生活環境や景観の保全に十分に配慮するとともに、特に下流部は阪神間の市街地に接する貴重なやすらぎと潤いの水辺空間であることを認識して、多様な利用が適正に行われるよう努める。	
			328	・「 川は自然のままが良い 」これは、子どもたちにとって真実だろうと思う。自然のままの武庫川を取り戻そう。	1	・多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、良好な河川景観を保全・創出し、次世代に引き継ぐように努めてまいります。	変更なし ・本文 P10 8行目 ~11行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。	
			329	・武庫川水系の 自然を守って いきたい。	1				
		武庫川峡谷	330	・総合的な治水対策で武庫川 峡谷の保全 を願います。 ・深谷には、兵庫版 レッドデータ に載る貴重種40種以上の生物が生息している。 次世代への遺産 として遺して欲しい。ダムができればほぼ死滅する。	89	・武庫川峡谷は、都市近郊にありながら、貴重な自然景観や豊かな植生環境が保たれており、レクリエーションの場としての価値も高いことから、その豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐよう努めていく必要があると認識しております。 ・このような武庫川峡谷における新規ダム建設の可否を判断する材料の一つとして、「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」を踏まえつつ、環境調査を実施しているところです。	変更なし ・本文 P10 8行目 ~15行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 ・河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。	
			331	・武庫川深谷はそのまま 手をつけずに 残して欲しい。	8				
			332	・県もかかわった「ひょうご風景100選」にも選ばれた「武庫川深谷」は知事自身も「ごあいさつ」のなかで述べているように「美しい自然や文化など 後世に伝えていく責務 」の対象であるはずである。	1				

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所	
(2) 環境				333	・美しい武庫川溪谷の環境を破壊すれば貴重な自然は再生不能となる。	16	↓			
				334	・武庫川の溪谷景観は私達世代のものではない。我々の世代で破壊すべきではないと考える。	2				
				335	・武庫川溪谷のすばらしい動植物を水没させないで欲しい。	1				
				336	・ダムの方が安価であっても、ダムなしで、貴重な生態系と共に、武庫川を今よりも美しく守り育てることが、現在と未来に対する行政と住民の責務であろう。	1				
				337	・武庫川溪流は、毎年数多くのハイカーをひきつける西宮市が誇るオアシス、自然の宝庫である。この美しい貴重な景観は一度破壊されたら二度と戻らない。	1				
				338	・新規ダムの計画のある武庫川峡谷は貴重な自然の存在はもちろん、その景観、レクリエーション価値など他に代えがたい資源の宝庫である。ダム建設により一旦破壊されれば修復は不可能と考えられる。部分的な修復は可能かもしれないが、全体の生態系の復元は不可能と考える。	1				
				339	・町から近い武庫川の溪谷が保存されることを強く要望する。	1				
				340	・これ以上自然環境や景観の破壊をすることなく武庫川溪谷を子孫に引き継ぎたいと念じている。	1				
				341	・一住民として、一つだけ願いがかなえられるのであれば、都会の貴重なオアシス、武庫川溪谷だけは何としても残してもらいたい。そのような仕掛けが幾重にも織り込まれているような基本方針であってほしい。	1				
				342	・都市部から近く、親水空間として県民に愛されている。宝塚につくられた親水空間より武庫川溪谷の方がはるかにすばらしい。今後税金を使って親水空間をつくるより武庫川溪谷を残すほうが県民のためになる。	1				
				343	・美しい武庫川溪谷と美しい緑に心癒される。この素晴らしい自然を壊すことは簡単だが、人の手で作ることはできない。兵庫県が誇るべき環境資源である。	1				
				344	・生瀬から武田尾までのハイキングコースは都市近郊に残された数少ない自然環境である。これが保全されることを切に望む。	1				
				345	・次世代(子孫)への遺産として、美しい武庫川溪谷を残していただきたい。	1				
				346	・すばらしい武庫川溪谷の生態系を破壊する「武庫川水系河川整備基本方針」に反対する。	1				
				347	・溪谷の美しさを守り、水田を守る。	1				・武庫川峡谷は、都市近郊にありながら、貴重な自然景観や豊かな植生環境が保たれており、レクリエーションの場としての価値も高いことから、その豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐよう努めていく必要があると認識しております。 ・水田の持つ多面的機能について、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努めていくこととしています。
				武庫川峡谷環境調査	348	・環境というキーワードが追加された改正河川法においての河川整備基本方針に、新規ダムとして当時と同じダムサイトに今も可能性として環境調査が進められているのは非常に残念である。新規ダムに係るのではなく、保全し次世代に遺産として残すべき武庫川溪谷の自然環境の状態をさらに詳細に把握するための環境調査であってほしい。今後こちらの調査にシフトされることを望みたい。	1	・武庫川峡谷環境調査は、新規ダムを武庫川峡谷につくる場合、峡谷の自然環境に影響を与えることが予想されることから、その影響と対策を明らかにするため実施しているものです。今後、河川整備計画(原案)を作成するに当たり、洪水調節施設の選択肢について総合的に比較検討するために必要な調査であると考えています。	変更なし	
				349	・新規ダム計画準備のための1億6千万円の環境調査は、中止するべきである。	17	↓			
				350	・環境調査の強行は県民無視の税金の無駄遣いである。	1				
				351	・生物の多様性は守って行かなければならない。植物の移植試験でお金を使うのはやめて欲しい。	1	・峡谷に自生する貴重な植物が移植により保全可能かどうかを実地で検証する上で、移植試験は必要と考えています。	変更なし		
				352	・溪谷の環境調査については公表し、多様な生態系の保護に努めること。貴重種の移植テストについても結果を報告すること。	1	・武庫川峡谷環境調査は、新規ダムの可否を河川管理者が判断するとともに、合意形成を図るためのものであるため、河川整備計画の原案とともに、貴重種の保護に支障のない範囲で、県民に公表する必要があると考えています。	変更なし		
353	・植物を移植して生存を図れば、環境影響をクリアしたとみなすには賛成できない。溪谷の岩場にその植物がありそこに昆虫がくると生態系全体が美しい。その一部を切り取って保存しても意味がないということは、溪谷に手を加えないということ以外に方法は無い。ゆえに県の環境調査は税金の無駄遣いである。	1	・単に植物の移植に成功すれば、環境影響が全てクリアできるとは考えておりません。ただし、植生の再生が、動物の生息の「場」の維持につながると考えています。また、武庫川峡谷環境調査では、生物に関する調査だけでなく、景観やレクリエーション(自然とのふれあい)等の環境要素についても調査しています。	変更なし ・本文 P10 18行目 ~P11 14行目	【原則1】流域内で種の絶滅を招かない 以下、略 【原則2】流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する 以下、略					
354	・県の土地 JR武田尾駅付近 武庫川右岸の (県版 RD ランク)の苗が、本移植されている。公報よろしく願います。(県が実施する環境調査関連)	1	・貴重植物移植試験の実施場所を試験途中段階で公表することは、試験への支障が出る可能性が否定できないため、実施いたしません。	変更なし						

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
		その他		355	・武庫川の優れた自然が残っている地域(提言書で詳細に書かれている)の自然をいつまでも守り続けたい。	1	<p>↓</p>	変更なし ・本文 P10 8行目 ~15行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 ・河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。
				356	・自然を壊すと未来永劫元に戻ることはない。極力壊さない方法はないか。	1			
				357	・一度自然破壊すれば永遠に元に戻ることはできない。	1			
				358	・一度破壊されれば二度と自然は戻らない。地球環境守るといふ大きなことも大事ですが、小さな自然、身近な自然を守ることも大事である。	1			
				359	・大都会、阪神間に住む人間に身近で貴重な自然を残して欲しい。	3			
				360	・自然を壊すと元に戻すのは並大抵ではない。	1			
				361	・世界的に自然保護が問題になっている現在、生態系を破壊するだけでなく、兵庫県民の財産である自然をいまさらこわす必要があるとはとても思えない。	1			
				362	・ほんとうに少なくなってしまった貴重な自然環境は、みんなで大切にしたい。	1			
				363	・これ以上自然を壊す様な事はしないで欲しい。	1			
				364	・目先の事でなく10年、20年先の事まで考え、自然を守り自然を育み、県政を考えて欲しい。	1			
				365	・自然は自然のまま大事に残して欲しい。	1			
				366	・この環境を子孫に渡そうではないか。破壊してしまえば元に戻すのは大変である。30年この地に住んでいるがどうか今のままで良いと思う。	1			
				367	・豊かな自然と住民の命を守ることこそが県の立場ではないか。子どもや孫に伝えていけることは何なのか再考して欲しい。	1			
				368	・環境破壊につながるような事業は、とりもどすことのできない生態系のことを思うとやめることの勇気が本当の行政力だと思う。	1			
				369	・自然環境を大切に。	1			
				370	・自然破壊は許せない。	1			
				371	・「環境破壊」反対。	1			
				372	・周辺の山林、田畑も含めての環境保全こそが人々を豊かにする方法だと信じる。	1	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・田畑の持つ多面的機能について、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努めていくこととしています。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目 本文 P8 28行目 ~29行目	森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時には一定の効果期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努める。
		治水対策の向上を望む意見		373	・河道でも洪水調整施設でも流域対策でも何でも良いから、確実に洪水を防げる対策を早急に行うべきである。	1	・「川の中」だけでは洪水を処理できないことから、流域対策、河道対策、既設利水施設の治水活用や新規ダム等、具体的な治水対策について河川整備計画に位置づけるもので、今後環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。天井川である武庫川下流部の氾濫域には多くの人口・資産が集積していることから洪水に対する安全性の早期向上をめざし、治水対策の推進に努めていきます。	変更なし	
				374	・あらゆる方法、手段を講じて武庫川の治水対策を粉って欲しい。100年に一度でも必ず洪水は起こるものとして考えていただきたい。	1	・1/100確率規模の洪水を対象として計画洪水量を設定しており、流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。	変更なし	
				375	・温暖化のため、各地にスコール的な大雨が降るようになり、そのため流域に被害が増すようになった。だから計画ラインを100年に一度くらいを最低ラインと考え早く手を打つべきである。	1	・基本方針(案)では、1/100確率規模の洪水を対象としています。今後、基本方針を踏まえて、整備計画では整備すべき目標水準を明確にして、流域対策、河道対策、洪水調節施設の各対策の具体的な整備内容を明らかにした上で、早期に洪水に対する安全性の向上に努めていきます。	変更なし	
				376	・環境や生物の保全については理解できるが、人の命には代えられない。自然の保全と流域の被害を含めて費用対効果の高いものからすぐに実行して欲しい。	1	・基本方針を踏まえて、流域対策、河道対策、洪水調節施設に係る具体的な対策を河川整備計画に位置づけ、洪水に対する安全性の早期向上をめざします。その際は、環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				377	・河川の洪水対策は確実に実効性のあるものにするのが大切である。	1	・ご意見の趣旨を踏まえて、河川整備計画に位置づける具体的な整備内容を検討していきます。	変更なし	
				378	・昭和58年9月の台風10号のとき、あと1mほどで堤防を越えそうになった。生物や環境のことを考えて欲しいという人がいるが、まず人間のことを考えて欲しい。	1	・昭和58年災害を契機に昭和62年度に工事着手し、潮止堰から名塩川合流点までの区間約16kmを、主として低水路掘削を中心に進めてきました。これにより、狭容部の流下能力は1,600m ³ /sから2,500m ³ /sに向上し、平成16年の台風23号時には改修効果が十分に発揮されました。しかしながら、武庫川下流部の、特に氾濫域の人口・資産の集積状況を考えると、まだまだ洪水に対する安全性は低く、安全性の向上は急務と考えています。そのため、今後、河川整備計画策定過程において、流域対策、河道対策、既設利水施設の治水活用や新規ダム等具体的な治水対策について、環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				379	・地球規模の異常気象や温暖化もあり各地で過去の記録を超える大雨が降り洪水が起こっている。武庫川も例外でなく、今回100年に一度の計画は最低ラインと考える。	1	・1/100確率規模の洪水を対象として計画洪水量を設定しているが、気候変動に起因して計画規模を超える降雨が発生することも考えられます。そのため、自然的条件等が大きく変化した場合など必要に応じて内容を検証し見直しについて適切に対処していきます。	変更なし ・序文 P1 16行目 ~19行目	・河川整備基本方針は、社会的影響を考えると変更に伴うものではありませんが、自然的・社会的条件が大きく変化した場合、あるいは新たな科学的・技術的知見が得られた場合など、必要に応じてその内容を検証し、見直しについて適切に対処していくこととしております。

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				380	・現在の武庫川の規模は、17年に一度の雨に対応できる程度であると聞いた。県内でも人口の集中している阪神間を流れるこんな大きな武庫川は、 早急 に100年に一度の大雨にも安心できる川にするべきである。	1	・これまでに河口から生瀬橋付近までの河川改修を進め、流下能力の向上を図ってきました。そのため、平成16年の雨でも改修済み区間では大きな被害はありませんでした。ただ、気候変動に起因する集中豪雨などが多発するなど、洪水に対する安全性の向上は急務です。今後、早期に整備計画を策定し、安全で安心できる武庫川づくりをめざし効率的・効果的な治水対策を進めていきます。	変更なし	
				381	・武庫川ダム建設の計画説明を聞いてから10年近く経つが、いまだに着工できていない。下流の住民は武庫川から水が溢れば大変な被害を被り、死者が出るかもしれない、人が死んでからでは遅い。県は早く対策をして 住民の生命財産 を守って欲しい。	1	・天井川である武庫川下流部の氾濫域には多くの人口・資産が集積していることから、洪水に対する安全性の早期向上をめざし、効率的・効果的な治水対策の推進に努めるとともに、人的被害の回避・軽減などを目標とした「減災対策」にも取り組んでいきます。	変更なし	
		流域委員会からの 提言及び流域委員会 について		382	・知事が諮問した武庫川流域委員会の 意見を真摯に採用 されることを求める。	23	・武庫川水系河川整備基本方針(原案)は流域委員会と県の「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった」が、流域委員会からも「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価をいただきました。 ・委員会意見に沿えなかった部分もありますが、河川管理者として責任ある立場で計画を策定します。(参考:「武庫川水系河川整備河川整備基本方針原案についての意見書(答申書)」に関する県の考え)	変更なし ・序文 P1 33行目 ~P2 6行目	・検討に際しては、「参画と協働」の理念を踏まえ、河川整備基本方針策定の段階から学識経験者や地域住民の幅広い意見を反映させる必要があると判断し、平成16年3月に合意形成の場として「武庫川流域委員会」を設置しました。流域委員会は、知事からの諮問を受けておよそ2年半にわたる審議を重ね、平成18年8月に「武庫川の総合治水へ向けて」と題した提言書をまとめ知事に提出しました。県は、これを受け、更に県が策定した「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」等を踏まえた上で武庫川水系河川整備基本方針(原案)を作成し平成19年7月に流域委員会に提示、意見交換を経て必要な修正を加え取りまとめたものをこのたび県民に対して示すものです。
			383	・県当局は流域委員会の 提言書 に沿ってしっかり実行して欲しい。	9				
			384	・武庫川流域委員会の提言は、河川対策、洪水調節の検討及び優先順位について、「新規ダム以外の方策を優先して実施する」として、既存ダムと遊水地を活用することを述べており、整備計画では新規ダム選択を否定している。にも拘らず、県が基本方針に 委員会の提案を盛り込んでいない のは認められない。武庫川流域のかけがえのない 自然環境 を破壊すれば、再生は不可能である。	2	・武庫川の河川整備基本方針(案)は、「川の中」だけではなく、流域全体で治水を考える総合的な治水対策の展開を大きな柱としており、洪水対策としては、想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしています。 ・新規ダムは有効な治水対策の1つと考えており、環境に及ぼす影響について、現在調査を実施しています。 ・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし 序文 P2 8行目 ~13行目 本文 P13 治水編 P9~P13	序文 (1)「総合的な治水対策」に本格的に取り組む 河川整備を従来のように「川の中」だけで考えるのではなく、流域全体で考えます。すなわち、従来の河川対策に加え、流域内のさまざまな施設を活用して雨水を一時的に貯留することにより河川への流出を抑制する流域対策を展開するとともに、流域関係市等と連携して減災対策を実施するなど、兵庫県としてはじめて本格的に総合的な治水対策に取り組みます。 本文 略 治水編 略	
			385	・3年間も期間を掛けて求めた 流域委員会の意見を無視 して新たな審議会を起こしたことは、暴挙としか言いようがなく、今回発表された整備基本方針には同意できない。	1	・兵庫県河川審議会は、昭和40年に条例により設置されたものであり、新たに設置したものではありません。この河川審議会は、2級河川に関する、河川整備基本方針の策定、河川の指定・変更・廃止に関する、水利調整に関すること及びその他2級河川に関する重要事項について全県的な視野により審議することとなっています。 ・一方、武庫川流域委員会は、平成15年3月に要綱により設置され、県が作成する「武庫川水系河川整備基本方針」および「河川整備計画」に対して意見を頂くこととしており、専門的な見地からの意見は勿論、特に地域に根ざした住民の方からの意見も頂くこととしております。 ・このように、「河川審議会」「武庫川流域委員会」ともに設置目的および審議内容が異なっており、それぞれの立場から幅広いご意見を頂くことにより、基本方針を策定していくこととしています。	変更なし		
			386	・武庫川の治水を考えている市民は利害をこえて、大切な自分の仕事も犠牲にして、頑張っている。 任期がきたらやめる というようなことではなく生涯をかけて頑張っているの、その命がけの願いをよく検討して欲しい。	1	・武庫川の治水に対してご理解いただき有難うございます。また、流域委員会の各委員につきましても、大変な努力を頂いており感謝いたしております。委員の任期の件ですが、今後の状況により確定的なことは申し上げることは出来ませんが、現時点では、平成21年度に提示を予定しています河川整備計画(原案)に対して、引き続きご意見を頂く予定です。またこの件につきましても、各委員にも申し上げております。今後とも武庫川の治水に対しましてご理解を頂きましょうお願いいたします。	変更なし		
			387	・流域委員会の位置付けは県河川審議会の上か同等の位置にあると考えるが、武庫川流域に関しては、 流域委員会が上位 である。	1	・河川審議会は、条例により設置され、2級河川に関する、河川整備基本方針の策定、河川の指定・変更・廃止に関する、水利調整に関すること及びその他2級河川に関する重要事項について全県的な視野により審議することとなっています。 ・一方、武庫川流域委員会は、平成15年3月に要綱により設置され、県が作成する「武庫川水系河川整備基本方針」および「河川整備計画」に対して意見を頂くこととしており、専門的な見地からの意見は勿論、特に地域に根ざした住民の方からの意見も頂くこととしております。 ・このように、「河川審議会」「武庫川流域委員会」ともに設置目的および審議内容が異なっており、それぞれの立場から幅広いご意見を頂くことにより、基本方針を策定していくこととしており、上下関係といった考えはありません。	変更なし		

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				388	・提言書に書かれている武庫川づくりが、まちづくりの視点からどのように進めるていけば良いのか、まだ先が見えてこない。目標として武庫川カルテづくりと武庫川に天然アユを復活させようがあり、行政からも支援をお願いし、ともに歩んでいきたい。	1	・河川計画を策定する場合、ご指摘のように単なるまちづくりの視点からのアプローチと言うより、やはり市民・県民の安全安心の確保を前提としたまちづくりの視点が必要かもしれません。 ・そのためP9 減災対策の項で記述したように、「水防情報の充実等による水防活動との連携の強化、まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。」としています。 ・従って、武庫川カルテづくりといった直接治水に係らない部分については、河川管理者というより行政の視点で見守っていききたいと思います。 ・また、天然アユの復活については、基本方針の中で、「魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や移動の連続性の向上に努める。」としており、その具体的な向上策については、今後、実施の段階で検討する予定です。	変更なし 本文 P9 10行目 ~11行目 P11 27行目 ~28行目	水防情報の充実等による水防活動との連携の強化、まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。 魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。
				389	・知事が諮問して創った武庫川流域委員会が2年半に亘って審議していただいた結論「公園、水田やため池への貯留、森林保全などの流域対策、堤防強化や掘削等の河道対策を先ず行い、新規ダムは30年の河川整備計画には導入しない。又、100年間で考える河川整備基本方針においても、遊水地や既存ダムの活用を優先する」の提言を真摯に採用することを求める。	1	・県としては、これまでから、武庫川流域委員会からの提言を尊重すると申し上げており、実際に今回の河川整備基本方針(案)の作成過程において、この考え方で進めてきました。しかしながら、ご指摘の「流域対策」に対する考え方、また、「洪水調節施設」に対する考え方など、流域委員会と河川管理者という立場の違いから、双方の意見の食い違いが生じています。流域対策に対しては、洪水時に、安定的かつ確実に流出抑制効果が発揮されること、流出抑制機能が将来にわたって確実に確保されること、を担保として確保する必要があります。洪水調節施設については、今後、河川整備計画作成の段階で、具体的な施設計画を定めることとしています。その検討に際しては、技術面、環境面、経済面等を総合的に検討するとともに、流域委員会の意見も伺いながら最適な対策の組み合わせを選定することとしています。いずれにしましても、確実な治水対策を講ずることは、河川管理者の責務と考えており、引き続き計画作成に向け努めてまいります。	変更なし	
				390	・武庫川の河川整備計画は、まずは河川の掘削、堤防の強化、遊水地の利用等、総合治水で行くべきであり、武庫川流域委員会の提言に賛成である。	1	・河川整備計画作成に当たりましては、ご指摘のように河道掘削などの河川対策および遊水地など洪水調節施設の設置さらに流域からの流出を抑制する流域対策などいわゆる総合的な治水対策が必要であると考えています。その検討に際しては、あらゆる対策メニューを技術面、環境面、経済面等を総合的に検討するとともに、流域委員会の意見も伺いながら最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				391	・流域委員会は「超長期」と銘打つ基本方針について、ただ1つの基本高水のピーク流量の数値を決めるべきではなかった。	1	・基本高水のピーク流量は、河川計画を作成する上で基本となる数値であり、この数値に基づいて河川対策、洪水調節施設および流域対策の分担当量を決定します。基本高水のピーク流量を複数設定してはどうかのご指摘ですが、その場合、各対策の分担当量が確定できず、計画を定めることが出来ません。例えば、河川対策で2つの分担当量が決められた場合、河道計画そのものが決定できません。橋梁を架ける場合もどちらの数値を基に計画すれば良いのか決められません。従って、基本高水のピーク流量は、ただ1つの数値を決める必要があります。	変更なし	
				392	・基本方針案について意見募集をするための前段である、当局と流域委員会の合意形成と意見交換は、まだ済んでいない。	1	・今回、意見募集に供した、「武庫川水系河川整備基本方針(原案)」は流域委員会と県の「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった」が、「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価を流域委員会からいただきました。県としても、流域委員会からの提言を真摯に受け止め、十分尊重するとともに、河川管理者としての責任ある立場から、基本方針案を作成したものであり、十分意見交換は済んでいると考えています。	変更なし	
				393	・県は、流域委員会の自立した議論を促し、自らの利権と保身をこえて・住民による民主的な政策決定を導く責務を、果たさなければならぬ。	1	・県では、住民の皆さんの参画と協働により新しい河川計画を作成するため、改正河川法の枠を越えまして、基本方針の段階から流域委員会を設置し議論を頂いています。このシステムにより住民、学識者、県が合意形成を目指して意見交換が出来たと流域委員会からも評価を頂いています。今後も引き続き流域委員会とも協議を重ね、より良い計画づくりを進めていきます。	変更なし	
				394	・流域委員会の討議を無駄にせず、人々がその土地を愛して過ごすような町づくりをお願いします。	1	・「武庫川水系河川整備基本方針(原案)」は流域委員会と県の「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった」が、「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価を流域委員会からいただきました。今後、河川整備計画に向けて検討を進めていきますが、ご指摘どおり「人々がその土地を愛して過ごすようなまちづくり」の一助となるよう努めてまいります。	変更なし	
				395	・約2年半におよぶ審議の過程を経て提出した答申の内容は、管理者と委員会の合意が得られていないいくつかの問題をかかえている。	1	・「武庫川水系河川整備基本方針(原案)」は流域委員会と県の「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった」が、「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価を流域委員会からいただきました。今後、河川整備計画(原案)作成に向け、引き続き流域委員会との合意形成に努めてまいります。	変更なし	

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
その他				396	・流域委メンバーの固定化を避け、交替もはかること。	1	・流域委員会のメンバーについては、設置前の1年間、準備会議を開催して、流域委員会の運営方法とも併せてメンバーを選考しています。選考にあたっては、住民意見を幅広く聴くため、公募によるメンバー選考も行ってあります。「現在のメンバーの交替を図れば」とのご意見ですが、これまでの委員会で各委員に蓄積された知識は膨大なものであり、引き続き河川整備計画(原案)を議論するためには、必要なものであると考えており、委員の都合による場合を除き、メンバーを交替する必要は無いと考えます。	変更なし	
				397	・(1)基本高水のピーク流量と配分の将来見直しについて、ならびに(2)河川対策の優先順位と洪水調節施設検討の優先順位について、流域委員会の意見が反映されておらず、また、(1)流域対策および、とくに水田貯留への取り組みについて、ならびに(2)適正な水利用と流水の正常な機能の維持について、流域委員会の意見の反映が不十分で修正が必要とされている。 県の原案が住民の参画と協働を実現するために設置された武庫川流域委員会の提言を不完全にしか反映していない理由が全く理解できない。県当局は原案作成にあたって参画と協働の理念を否定しているのか。しかし、整備基本方針(案)ではその1の(7)に参画と協働の理念に基づいて流域委員会が設置されたことと、その提言に基づいてこの整備基本方針(案)を取りまとめたことが明記され、2(河川の総合的な保全と利用に関する基本方針)では参画と協働の理念のもとに河川整備を進めて行くことが3箇所にわたって明記されていますので、それはあり得ないと思う。それでは流域委員会の提言は参画と協働に則っていないと考えているのか。県当局は基本方針が審議される河川審議会の場でこの点について明確にし、必要なら原案を修正すべきである。	1	・ご指摘にありますように提言の一部については、基本方針(原案)に反映できなかったものがあります。しかし、流域委員会からの意見書(参考:「武庫川水系河川整備河川整備基本方針原案についての意見書(答申書)」)の中では、「武庫川水系河川整備基本方針(原案)」は流域委員会と県の「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった」が、「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価を流域委員会からいただきました。 ・なお、流域委員会からの提言を全て反映しなければ「参画と協働」ではないのご意見ですが、その結果だけで評価できるものではなく、やはり、その合意形成のプロセスが重要であると考えます。 ・県としては、住民の皆さんの参画と協働により新しい河川計画を作成するため、改正河川法の枠を越えまして、基本方針の段階から流域委員会を設置し議論を頂いています。このシステムにより住民、学識者、県が合意形成を目指して意見交換が出来たと流域委員会からも評価を頂いています。今後も引き続き流域委員会とも協議を重ね、より良い計画づくりを進めていきます。	変更なし	
	その他	398	・行政は新しい時代・技術に柔軟に対応しよう。	1	・ご意見を踏まえて整備計画策定に取り組んでいきます。	1		変更なし	
		399	・武庫川河川は地球温暖化の副産物としての「局地的集中豪雨」が常に起こる可能性があるため河川の見直しと護岸工事が必要である。	1	・河川の見直しの意味がよくわかりませんが、近年の集中豪雨の増加傾向などを踏まえ、計画規模を上回る洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減等の深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策や、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	1	・近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。	変更なし ・本文 P9 2行目 ~6行目	
		400	・貴重な自然は可能な限りそのまま残して欲しいと思う。将来に禍根を残すような開発はやめて下さい。	6	・多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、良好な河川景観を保全・創出し、次世代に引き継ぐように努めてまいります。 ・なお、河川整備の際には、「生物及びその生活空間の持続に関する2つの原則」に基づき、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら進めてまいります。	6	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生まれ出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。	変更なし ・本文 P10 8行目 ~15行目	
		401	・潮止堰を撤去すべきである。この堰の必要性はない。	1	・潮止堰は、地下水への塩水遡上を防ぐ目的で、周辺井戸への影響について調査を行い、平成4年度に完成したものです。現在、塩水遡上の影響を受ける尼崎市、西宮市の地域には、50箇所以上の井戸があり、樹木への灌水、風呂等に利用されていることから、潮止堰は、これらの生活用水の確保にとって必要な施設であると考えています。	1		変更なし	
		402	・すべての床止工を撤去して欲しい。	1	・床止めには、河床を安定させる機能があり、現状において撤去することはできません。 ・なお、現在、武庫川に設置されている床止めについては、所定の流下能力を確保しつつ、河床を安定させる機能を最大限に発揮するよう、その位置や形状について十分に検討した上で設置しています。	1		変更なし	
		403	・武庫川流域委員会に漁業協同組合の人間が加入しなかった経緯は分からないが、組合としては河川管理者、流域委員会、地域住民が全て納得できる川づくりであれば良いと考えているが、大変難しいと思う。	1	・県は武庫川流域委員会を設置し、総合的な治水対策をはじめ武庫川の河川整備のあり方についての合意形成を目指し、参画と協働の理念に基づき議論を重ねています。	1		変更なし ・本文 P7 21行目 ~23行目	・専門家や地域住民等の「参画と協働」のもと、安全で自然と調和した個性豊かな武庫川づくりに向け、流域全体での総合的な治水対策を基軸として、治水、利水、環境にかかわる施策を展開する。
		404	・堤防強化と塩害についての意見ですが、以前住民説明会で県当局から「矢板を深く打ち込むと粘土層に達して川の真水が浸透しなくなるので、塩害の心配があるからその方法はとらない」と聞いたが、西宮では300~400年の昔から宮水で酒造りをしていて、真水を流して塩抜きをしなくても塩が増えて酒造りが出来なくなったと言う話は聞いたことがない。粘土層に達してもかまわないと思うから矢板を深く打ち込んで、洪水で溢れても矢板の天端を工夫することで高さが崩れない堤防にして欲しい。	1	・堤防の越水対策については、鋼矢板やソイルセメントを堤体内に打設する方法や、コンクリートブロック、玉石あるいはシート等で堤体を覆覆する方法等、現在も様々な研究がなされていますが、構造上の信頼性や維持管理面において課題が多く、実用化の目途がたっていないのが実状です。しかしながら河川整備基本方針(案)では、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むことを示しています。	1		変更なし ・本文 P9 2行目 ~5行目	・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む
		405	・バブル期の振興計画に固執するべきではない。	1	・流域圏住民の生命と財産を守るため、流域対策、河道対策、洪水調節施設の選択肢から環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定し、整備計画に位置づけることとしています。	1		変更なし	
		406	・総合的な治水対策で武庫川峡谷の保全を図ることが重要だと考える。	8	・武庫川峡谷は、都市近郊にありながら、貴重な自然景観や豊かな植生環境が保たれており、レクリエーションの場としての価値も高いことから、その豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐよう努めていく必要があると認識しております。 ・このような武庫川峡谷における新規ダム建設の可否を判断する材料の一つとして、「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」を踏まえつつ、環境調査を実施しているところです。	8	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生まれ出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。	変更なし ・本文 P10 8行目 ~15行目	

項目(章)	項目(節)	項目(細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				407	・ハコモノを造ることが目的となっていないか。権威よりも民意を大切に。	1	・ハコモノを造ることではなく、流域圏の住民の生命・財産を守ることを目的として、住民の声を聴くために流域委員会を設置して、基本方針(案)作成に関しても「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いて」きました。	変更なし	
				408	・ブルドーザー等で山を壊し水系を変えるような自然破壊はやめて欲しい。	1	・多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、良好な河川景観を保全・創出し、次世代に引き継ぐように努めてまいります。 ・なお、河川整備の際には、「生物及びその生活空間の持続に関する2つの原則」に基づき、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら進めてまいります。	変更なし ・本文 P10 8行目 ~15行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。 河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則、「流域内で種の絶滅を招かない」及び「流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。
				409	・自然を人工で止めることはできない。人の位置を知るべきである。	1	・大正期に先人が行った武庫川の改修が今日の阪神間の発展につながっています。そのため、天井川の様相を呈している武庫川下流部は、多くの人口・資産が集積しており、一旦堤防が決壊すると大災害になります。洪水に対する安全性がまだまだ低いことから、安全性の向上は急務であり、ハード・ソフト両面から必要な対策を講じていきます。	変更なし	
				410	・樹木の伐採は災害にも結びつく。税金のムダ使いにも結びつく。	2	・災害に強い森づくりをめざし、ご協力をお願いします。	変更なし	
				411	・基本方針が決定される前から、総合治水を先取りして関係自治体や独立行政法人都市再生機構に働きかけて、流域の山林の保全と遊水地用ため池、田畑、グラウンド等に建物を建てさせないような規制を今からしておくべきである。	1	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・田畑の持つ多面的機能について、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努めていくこととしています。 ・「グラウンド等に建物を建てさせない」ことの趣旨はわかりかねますが、学校、公園貯留にかかるとグラウンドについては、雨水の一時貯水に支障がないよう、関係者と調整します。	変更なし 治水編 P11 1行目 ~6行目 本文 P8 21行目 ~22行目 本文 P8 28行目 ~29行目	森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努める。
				412	・県は国土交通省の思いを先走りして、また建設団体の思惑を受けて「国から補助金を貰うために新規ダム建設ができる含みのある基本方針案」を作成したと思う。この基本方針案には新規ダムを造る口実が多数ある。知事が公約に掲げられた参画と協働のもとに専門家や住民が参加し流域委員会が出した「ダムに依らない総合治水」を反古することになり公約違反である。	1	・天井川である武庫川下流部の氾濫域には多くの人口・資産が集積していますが、洪水に対する安全性はまだまだ低く、その向上が急務となっています。しかしながら、「川の中」だけで洪水を処理するには限界があることから、流域対策、河道対策、既設利水施設の治水活用や新規ダム等、さまざまな具体の治水対策について河川整備計画に位置づけるもので、今後流域委員会の意見も伺いながら、環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				413	・武庫川の上流は水上郡を源流にし、又六甲山の裏側で降った雨が洪水になって大きな被害になる。行政の責任において早急に対応して欲しい。	1	・武庫川の上流端は旧多紀郡、今の篠山市です。いづれにしても流域圏に多くの人口・資産が集積しているにもかかわらず、洪水に対する安全性がまだまだ低い水準にあり、住民の生命・財産を守る河川管理者の責務として安全・安心を確保する治水対策を河川整備計画に位置づけて、早期に必要な対策を実施していきます。	変更なし	
				414	・縦割り行政の中でかつ担当部局は視野が狭くなり勝ちで予算執行または、決定事項を変更する勇気と決断を有していない。よって知事の英断によってこれ以上の無駄使いを中止するべく指導性を発揮して欲しい。	1	・武庫川では川の中だけではなく流域全体で防災力の向上を図るべく、副知事をトップとする組織横断的な「総合治水推進会議」を平成18年10月に設置し、総合的な治水対策を展開していきます。	変更なし	
				415	・国際社会の一員として温暖化防止、自然保護、無駄な公共事業の廃止に努めるべきである。	1	・国際社会の一員として、温暖化防止や自然保護にも十分配慮しつつ、流域圏住民の安全と安心を確保するため、必要な対策を講じていくこととしています。	変更なし	
				416	・都市計画・農林水産業者等も加わり流域住民の協働を得られる対策を望む。	1	・都市計画については、流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り、河川の総合的な保全と利用を図ることとしています。 ・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画では流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、農家の理解を得ながら、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。 ・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。	変更なし 本文 P7 24行目 ~27行目 本文 P8 21行目 ~22行目 治水編 P11 9行目 ~11行目 治水編 P11 1行目 ~6行目	流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り、かつ土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。 流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。
				417	・図、表に西暦年号と和暦が混在しているので、年代が理解しにくい。	1	・河川整備基本方針(原案)の作成にあたっては、可能な限り県民に分かりやすく、使いやすい資料の作成に努めていますが、資料に用いた図、表には、他の文献等から引用したものもことから、西暦年号と和暦の混在する結果となっております。今後は、更に注意を払って資料作成に努めます。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				418	・図、表等に用いられている解像度が悪く見難い箇所がある。	1	河川整備基本方針(案)の作成にあたっては、可能な限り県民にわかりやすく、使いやすい資料の作成に努めています。 資料中の図、表につきましては、「元の資料の状態が良くないもの」や「インターネットでの表示速度や印刷速度を上げるため、解像度を落として作成しているもの」があります。このため、資料によっては、表示が見難くなってしまっていると思われる。今後は、更に注意を払って資料作成に努めます。	変更なし	
				419	・資料や展望に意図的な無視、切り捨てはないか。	1	・ありません。	変更なし	
				420	・武田尾の廃坑トンネルハイキングコースを残して欲しい。	1	・現在調査中の環境調査の中で検討することとしています。	変更なし	
				421	・少子高齢化に向け、税金の無駄遣いをやめて欲しい。自然保護に努めて欲しい。	1	・流域住民の生命・財産を守るため、従来にも増して限られた財源を有効に使い、効率的・効果的に洪水に対する安全性の向上を図るとともに、環境の保全に関する2原則を踏まえた河川整備に努めていきます。	変更なし	
				422	・生瀬側のハイキング道入口から武田尾温泉に至るルートを自然公園に再生し、より多くの市民が集える真の憩いの場所になるようにして欲しい。	1	・武庫川峡谷における環境調査の中で、廃線敷ハイキング道のあり方についても検討することとしています。	変更なし	
				423	・治水対策とともに176号の拡幅工事など問題は山積みである。安全対策と自然保護の施策を切に願う。	1	・国土交通省が行う国道176号の武庫川への拡幅については、今後、国土交通省と協議を進めていきます。 ・治水及び環境について十分検討した上で総合的な治水対策を進めていきます。	変更なし	
				424	・治水や洪水、ダム計画も自然環境破壊と開発により被害が増大するだけである。	1	・天井川である武庫川下流部の氾濫域には多くの人口・資産が集積していますが、洪水に対する安全性はまだ低く、早期向上をめざし治水対策を推進していく必要があります。しかしながら、「川の中」だけで洪水を処理するには限界があることから、流域対策、河道対策、既設利水施設の治水活用や新規ダム等、さまざまな具体の治水対策について河川整備計画に位置づけるもので、今後環境面はもろろのこと、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				425	・武庫川流域には数カ所の採石場があり、砕石の流入と汚水の放流で河床が盛り上がり、水量が減水し、生物は死滅する。	1	・ご指摘の採石場からの泥水流出については、県・市による合同の立入調査を行い、浚渫等必要な対策を指示、本年その対策の完了を確認しています。今後も、かかる事態が発生しないよう砕石業者を指導するとともに、パトロール等必要な対応を実施していきます。	変更なし	
				426	・砕石と汚水が続けば、最後に河川が河原になって行く。	1			
				427	・地域や上流での開発で土砂の廃棄で河川は変色した。	1			
				428	・汚水は水質を最悪に変化させ清流域でヘドロ化し毒性に変わる。	1			
				429	・何箇所かで土砂や砂利の排出作業が急を要する。	1			
				430	・本流域を作成し、岩、玉石、丸石の投入と組合せが水生物を育てる。	1	・自然の営みを活かした多自然川づくりを進める上での参考とさせていただきます。	変更なし ・本文 P10 8行目 ～11行目	・河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。
				431	・河川の堰で河床を平坦にする事は禁止し川幅を広く拡張しないこと。	1	・河道対策にあたっては、可能な限り瀬と淵の保全に配慮し、動植物の生活環境の保全に努めます。	変更なし ・本文 P11 27行目 ～28行目	・魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。
				432	・基本方針(案)P13に記載されている河道への配分流量3,700m ³ /sは1979(S54)の武庫川工事実施基本計画の時点から全く変わっていない。既に28年が経過しているのに、この間河道の整備がどの様に行われ、どれだけ効果的な施策が実施されたのか、基本方針には何も示されていない。これでは住民として武庫川の河川政策がどの様に進められてきたのか全く理解できない。 河川整備基本方針の策定後は整備計画が実施される段階に移り、その期間は約30年と想定されているが、これは河道への配分流量が3,700m ³ /sのまま推移した28年間と殆ど変わらない期間である。こうした状態が続くようでは何のための河川整備基本方針なのか、流域住民の信頼を得ることは非常に困難である。兵庫県当局は徹底した情報公開を行って、河川整備の状況について住民の理解を充分に得ることが不可欠の問題である。今後どの様な政策をとるのかこの機会に明示すべきである。	1	・武庫川下流部の河川改修は、昭和58年災害を契機に昭和62年度に工事着手し、潮止堰から名塩川合流点までの区間約16kmを、主として低水路掘削を中心に進めてきました。20年余りが経過して、狭窄部の流下能力は1,600m ³ /sから2,500m ⁵ /sに向上し、平成16年の台風23号時には改修効果が十分に発揮されました。しかしながら、武庫川下流部の、特に氾濫域の人口・資産の集積状況を考えると、まだまだ洪水に対する安全性は低く、安全性の向上は急務と考えています。そのため、今後、河川整備計画策定過程において、流域対策、河道対策、既設利水施設の治水活用や新規ダム等具体の治水対策について、環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし ・本文 P4 7行目 ～11行目	・昭和58年の災害を契機に、水系一貫の基本計画として昭和60年に武庫川水系工事実施基本計画を策定するとともに、昭和62年より潮止堰から名塩川合流点までの約16kmについて、広域基幹河川改修事業による整備に着手した。 下流より順次、河床掘削による河積拡大を中心に整備を進めてきており、現在、生瀬橋付近までの整備を終えている。
				433	・総合的な治水対策を強く要望する。	3	・その方向で進めていきたいと考えています。	変更なし	
				434	・治山治水は森林の育成や調整池で行うことを切望する。	1	・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。 ・開発に伴う防災調整池については、関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図ることとしています。	変更なし 治水編 P11 1行目 ～6行目 本文 P8 23行目 ～24行目	森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時では一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。 開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る。
				435	・財政的にも厳しい現状である。選択肢として既存ダムの治水利用や遊水地、洪水調節池の設置などを採用すべきである。治水方法の選択肢は他にもある。総合治水を強く要望する。	1	・想定する洪水は川の中だけでは処理できないことから、流域対策、河道対策、既設利水施設の治水活用や新規ダム等具体の治水対策については、今後河川整備計画策定過程において、環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				436	・税金のムダづかいはやめて欲しい。	2	・流域住民の生命と財産を守るために真に必要な対策を講じていきます。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				437	・日本の美しい山河を守ることなしに私たちの未来はないと思う。	1	・美しい山河を守ることと併せ、流域住民の生命と財産を守ること、私たちに未来が開けると思います。	変更なし	
				438	・武庫川について流域委員会以外で兵庫県がどのように総合的対策をたてているのか、全く情報が分からない。情報公開を希望する。	1	・基本方針を踏まえて、具体の整備内容を明確にする河川整備計画を策定する中で、総合的な治水対策を検討していきます。	変更なし	
				439	・武庫川について、流域委員会以外で県が総合的に対策を立てられているか情報が閉ざされている。もっとわかりやすい情報をされたい。	1			
				440	・基本方針案についての流域委員会の答申が述べている「治水計画におけるより安全な数値」という考え方が、従来の自然破壊を進めてきた行政のテーゼであった。この考え方の検証こそが重要なのに、流域委員会はそこに踏み込むことができなかった。従来の古びたテーゼの反省と検証を欠いた流域委員会の結論を・当局は新規ダム選択のカードとして活用した。	1	・治水計画については、最新の知見、オーソライズされた技術基準に従って算定したものであり、河川審議会から適切との評価をいただいています。	変更なし	
				441	・流域委員会における「環境・まちづくり」視点からの深い考察は、武庫川につながる多くの運動を掘り起こし、新規ダム建設に対する強力な防波堤としての役割を担っている。県は、流域委員会の自立した議論を促し、自らの利権と保身をこえて、住民による民主的な政策決定を導く責務を果たさなければならない。住民主権のもとで、武庫川の自然環境と、ひいては地球環境の保全のために努力を重ねたい。今回提示された武庫川水系河川整備基本方針案は差し戻すこととしたい。	1	・武庫川水系河川整備基本方針(原案)は、流域委員会と県の「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれば最後まで相容れなかったものはあった」が、「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価をいただいております。差し戻すことは考えていません。	変更なし	
				442	・910を根拠に新規ダムに走るのではなく、30年間の計画は下記2本柱とすべきである。(加えて流域対策の強化) ・ 流下能力の真の隘路 に焦点をあて、河床を近自然工法によって、適切に掘り下げて流量を増大させる。 ・ 堤防の保守強化 を、最新の工法で、繰返し継続する。	1	・洪水調節施設については、既設利水施設の治水活用と新規洪水調節施設の建設の2つの選択肢を想定しており、今後、河川整備計画策定に当たって、安全・安心を確保する河川管理者の責務として、全ての選択肢を技術面、環境面、経済面等を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、流域委員会の意見も伺いながら、具体の最適な対策の組み合わせを選定することとしています。 ・基本方針レベルでは、社会的影響や経済性を考慮した上で、河道対策により、可能な限りの河積拡大を図る事としていますが、この時にも、可能な限り瀬と淵の保全に配慮し、動植物の生活環境の保全に努めることとしています。 ・堤防強化については、所定の安全率を下回る箇所を対象に現在も順次、取り組んでおり、今後も堤防の強化を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。	変更なし ・本文 P11 27行目 ~28行目 P7 16行目 P9 4行目 ~6行目	魚類にとってより望ましい武庫川とするため、産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める。 ・築堤区間の堤防については、計画流量を安全・確実に流下させるため堤防強化を推進する。 ・技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
				443	・住民の意見を充分入れて頂き流域に沿った治水対策を望む。	1	・具体的な施設整備計画は、河川整備計画で策定します。河川整備計画を策定する場合は、委員会やパブリック・コメント等を通じて幅広く意見を聴くこととしています。	変更なし	
				444	・方針案の治水の現状認識ですが、2004年10月の台風23号による洪水での西宮市名塩木之元等未整備区間における被害の報告では、未整備であることが浸水の原因であるように書かれている。しかし、そもそも住宅を建設することに不適当の立地条件であったこと、つまり浸水してもおかしくない環境に住宅があることは、認識されていないのではないかと。今回、浸水を踏まえ、移転が決まったようですが、住宅用に許可した県の姿勢は問われていることを認識していただきたい。	1	・リバーサイド住宅地の造成に関しては、住宅造成事業に関する当時の法律に基づき、事業計画が基準に適合していることを確認の上で認可したものです。	変更なし	
				445	・リバーサイドの地区は武庫川の浸水の危険が十分考えられるにもかかわらず、住宅地として認可したことは、県、市の行政の大きな間違いであったと思う。市民の血税を使ってリバーサイドの住人の方々の移転費用に当てなければならぬとは全く税金の無駄使いにほかならない。	1			
				446	・川底の砂利をブルドーザーですっかり上げてしまい、中州の草木をなくすと流水が速度を増し、護岸崩壊につながる。水鳥や魚の休息地、かくれる所等もなくなり生物への悪影響も出てくる。ブルドーザーで砂利を根こそぎ採取することは止めるべきだと思う。	1	・河床掘削は、河川環境に十分配慮しながら、行っていきます。	変更なし ・本文 P8 6行目 ~9行目	・具体的には、河川利用や河川環境の保全、更には本支川及び上下流の治水バランスに十分配慮しながら、河道掘削、護岸整備、堤防強化、治水上支障となる堰・橋梁等の改築や洪水調節施設(58)の整備を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。
				447	・ダム1つや2つの貯水能力など、50年、100年に1度の洪水の前には役に立たない。恐ろしいのは大雨の際に堤防が決壊することである。先の県説明会では、堤防は丈夫であると説明されたが本当か。	1	・仁川合流点から下流の堤防について浸透に関する安全性は、調査の結果、安全率が1.0を上回っているため、今すぐ決壊するような危険性はありませんが、ただし、所定の安全率1.2を下回る箇所については、平成18年度から順次、堤防強化工事に取り組んでいます。 ・また、洪水時の河川水位を下げることで堤防決壊を防止する最善策であることから堤防強化と併せて河川対策や洪水調節施設の整備を進めていくことが必要と考えています。	変更なし	
				448	・難破堤防の技術は、完全といえないまでも実用化できる段階にあり、わずかですが実績があると認識しています。	1	・堤防の越水対策については、鋼矢板やソイルセメントを堤体内に打設する方法や、コンクリートブロック、玉石あるいはシート等で堤体を被覆する方法等、現在も様々な研究がなされていますが、構造上の信頼性や維持管理面において課題が多く、実用化の目途がたっていないのが実状です。しかしながら河川整備基本方針(案)では、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むことを示しています。	変更なし ・本文 P9 2行目 ~5行目	・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む
				449	・平成5年兵庫県は武庫川ダム建設を計画したが、武庫川溪谷の自然を守ろうと反対署名が起こり10万人近い署名が集まり又、多数の反対意見が提出され、兵庫県当局も環境に与えるダメージの大きい事を認めダムによる治水計画は、ゼロから見直される事になった。この経過を絶対に無視してはならない。	1	・平成5年に建設事業の採択を受けた武庫川ダム計画に対し、多数の反対署名や意見書が提出され、県は平成12年9月、「合意形成の新たな取り組みを行うとともに、流域対策も含めた総合的な治水対策についてゼロベースから検討する」ことを表明しました。この表明に基づき、河川整備基本方針および河川整備計画の策定に向けた現在の取り組みを進めており、事実経過は十分認識しています。	変更なし ・序文 P1 26行目 ~30行目	・平成5年から武庫川ダムの建設事業に着手しました。しかし、武庫川峡谷の自然環境に与える影響が大きいうことでダム反対の声が大きくなり、平成9年の河川法改正の流れもあって、県は平成12年に「合意形成の新たな取り組みを行うとともに、総合的な治水対策についてゼロベースから検討する。」ことになりました。

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				450	・基本高水の設定数値が新規ダムの有無に大きく影響があることだと委員会は認識していたのか。専門部会の委員だけでなく、全委員と県当局で再審議すべきではないか。	1	・基本高水をはじめとする数値については、最新の知見及びオーソライズされた技術基準に基づき算定した数値で、河川審議会の治水部会からも適切であると評価されており、妥当な数値と考えます。	変更なし	
				451	・武庫川峡谷に新規ダムを設けることが県の施策にある限り、他の流域対策についての検討が等閑になっている。もっと真剣に検討すべきである。	1	・流域対策の検討にあたっては、県、市の河川、農林、下水道、都市・まちづくり、教育部局等の関係機関や地域住民と協議、調整しながら進めています。今後も、流域対策の効率的な推進にあたって、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図ることとしています。	変更なし ・本文 P8 34行目 ~35行目	・流域対策の効率的な推進にあたっては、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図る。
				452	・河川だけでなく流域全体で治水を考えることによって、総合治水が実現できるわけであるから、河川部局だけの検討ではなく、もっと積極的な取り組みが必要ではないか。	1	・武庫川では川の中だけではなく流域全体で防災力の向上を図るべく、副知事をトップとする組織横断的な「総合治水推進会議」を平成18年10月に設置し、総合的な治水対策を展開していきます。	変更なし	
				453	・今回の武庫川流域委員会は知事の主張されている「参画と協働」の成果を出せたと思うが、今後もこの精神を活かし発展させて欲しい。	1	・整備計画策定においても流域委員会を中心とし「参画と協働」のもとで進めていきます。	変更なし	
				454	・すべての用水堰を日出坂のような多自然型の洗い堰に変えて欲しい。	1	・河川工事に伴う井堰改築には河川環境にも配慮しながら検討します。	変更なし ・本文 P12 18行目 ~21行目	・河川敷地の占用及び工作物の設置許可等については、治水・利水・環境の調和を基本として動植物の生活環境や景観の保全に十分に配慮するとともに、特に下流部は阪神間の市街地に接する貴重なやすらぎと潤いの水辺空間であることを認識して、多様な利用が適正に行われるよう努める。
				455	・国道2号付近以下の河床を50cm下げた流下能力をふやして欲しい。	1	・基本方針レベルでは、主要橋梁(高速道路や新幹線)の架け替えを伴わないところまで(基礎の天端を侵さない高さ)を河床掘削の限界としており、全川的な河床掘削を行うこととしています。	変更なし 治水編 P12 1行目 ~4行目	・河道掘削は、社会的影響や経済性を考慮し、主要橋梁の架け替えを伴わない範囲で実施する。また、将来河道の安定性、維持等を考慮して現況の縦断勾配を尊重するとともに、社会環境や動植物の生活環境等に配慮しながら必要な河積(洪水を安全に流すための断面)を確保する。
				456	・大雨に対処するため都市河川、水路の排水能力をふやして欲しい。	1	・浸水被害の深刻な箇所については、武庫川本川との治水バランスを考慮しながら、適切に対処していきます。	変更なし	
				457	・堤防の補強と各ポイントでの水制でかなり水の制御ができるはず。	1	・堤防の補強については、所定の安全率を下回る箇所を対象に現在も順次、取り組んでおり、今後も堤防の補強を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。 ・水制は、水流の向きを制御することによって河岸を保護する対策として有効であり、また近年では水制付近での流れが緩いことから様々な生物が生息・産卵などを行う場として機能していることも明らかになり、自然環境の復元・景観の向上など、環境面での価値が見直されています。水制工の設置が有効な箇所が認められれば、専門家と相談しながら実施段階で検討します。	変更なし ・本文 P7 16行目 P9 4行目 ~6行目	築堤区間の堤防については、計画流量を安全・確実に流下させるため堤防強化を推進する。技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。
				458	・これからの時代をリードする兵庫県であって欲しいと思う。	1	・県政全体を捉えた意見ではありませんが、少なくとも河川計画の策定過程においては、住民の皆さんの参画と協働により新しい河川計画を作成するため、「改正河川法の枠を越えて、基本方針の段階から流域委員会を設置し議論を頂いている」など、全国に先駆けた取り組みを行ってまいります。今後も引き続き流域委員会とも協議を重ね、より良い河川計画づくりを進めていきます。	変更なし	
				459	・ダムによらない総合治水を皆で知恵を出し合い考えていけたら良いと思う。	1	・流域全体で防災力を高めていくという総合治水の考え方を基本として、さまざまな選択肢の中から適切妥当な対策の組み合わせを選定していきたいと考えています。	変更なし	
				460	・武庫川峡谷は阪神間都市のすぐ近くにあり、日常自然に接する機会が少なくなっている現在、あまりにも多くの人々に愛され、親しまれている。整備計画の中心にするダム建設計画が進まなければ、治水計画は絵に描いた餅である。ならばと、強行すれば、火に油を注ぐことになる。いずれにしても流域住民にとって不幸なことである。今の段階でもう一度、河道への流量配分を大きく伸ばすことを検討いただきたい。武庫川ダム無しの河川整備計画立案に結びつく基本方針とすべく、舵を切っていたかどうか切願う。	1	・河道対策については、引堤は社会的な影響が大きいため、河道の中で分担可能な最大流量を決めており、残りは流域対策、洪水調節施設で対応することとしています。 ・洪水調節施設については、「既設利水施設の治水活用」と「新規洪水調節施設」の2つを選択肢としており、今後、河川整備計画策定に当たり、全ての選択肢を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、必要な対策を盛り込むこととしています。	変更なし	
				461	・武庫川堤防が決壊することはないのか。阪神大震災で堤防のくずれもあつた。十分な対応はされているのか。	1	・阪神淡路大震災の時、確かに一部の堤防は被災しましたが、その後復旧工事を実施しています。また武庫川の下流部は、密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防の強化(浸透対策、侵食対策)を図る旨を河川整備基本方針(案)に示しています。このうち浸透に関する安全性は、調査の結果、安全率が1.0を上回っているものの、所定の安全率1.2を下回る箇所については、平成18年度から順次、堤防強化工事に取り組んでいます。	変更なし ・本文 P8 9行目 ~13行目	・特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。更に、武庫川の氾濫域の一部(尼崎市、西宮市)は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震・津波防災を目指し、阪神・淡路大震災における被害等を教訓にして、河川管理施設の耐震対策を推進する。
				462	・阪神電車より河口まで堤防の底の地質調査が必要である。もし軟弱な地盤ならば、堤防上の真中に矢板を打込みの必要がある。河口は台風時の高潮対策にもなる。	1	・国道43号線から河口までは、高潮対策区間でコンクリート三面張り構造の護岸となっています。最近では目立った地盤沈下もなく、現況においても堤防高を有し、護岸にクラックもないことから、侵食・耐浸透機能を満足していると考えられることから、矢板の打ち込みをする必要はないと考えます。	変更なし	
				463	・平成19年10月31日、河川審議会が行われた。河川整備基本方針の策定にあたっての審議がこの日、3河川(武庫川、市川、三原川)を対象に行われた。河川管理者より各河川の基本方針につき膨大な資料が配布され、各30分づつの説明ののち、わずか30分程度の審議で終了。いずれも十分な説明時間とは言えず、まるで早口言葉の競争のような状況であった。あれでは、たとえ良識ある審議委員といえども、全てを理解し、的確な判断のもとに審議を進めることは不可能である。しかも審議会当日に委員に対して資料が配布されたと聞く。条例に従ったとはいえ、実質、形式だけの審議しかいえないのであれば、これはもうお飾り以外の何物でもない。時間と税金の無駄遣いとしか言いようがない。河川審議会の在り方について再考すべきである。また「地域住民の参画と協働」を標榜しながら、傍聴人に配布された公開要綱は昭和41年に施行された時の旧態依然たるもので、そのまま平然と配布する河川管理者の常識を疑わざるを得ない。審議会について今後の対応についての考えを聞きたい。	1	・10月31日の河川審議会において河川整備基本方針(案)を諮問したもので、これで審議が終了したわけではありません。また、審議会開催までに、基本方針に係る治水と環境の重要事項について、治水部会、環境部会でそれぞれ2回ずつ審議をしていただくとともに、個別協議も行ってきています。加えて11月14日には河川審議会の委員が現地調査を行っており、決して形式だけの審議ではありません。なお、資料についてはできる限り事前に配布できるよう努めていきます。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				464	・莫大な税金を、 農業や林業の活性化 を組み合わせた総合治水に使うべきだと考える。そのことによつてすばらしい武庫川渓谷の自然を後世に残すことになる。	1	・ため池については、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいくこととしています。 ・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画は流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、農家の理解を得ながら、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。 ・森林については、水源かん養機能等が期待できることから、手入れ不足による荒廃が懸念される人工林の間伐、里山林の再生整備に取り組むこととしています。しかし、大規模な洪水時には、土壌中の貯留量が飽和状態となり洪水緩和機能が限界に達していることから、河川への流出抑制効果を見込んでいません。	変更なし 本文 P8 21行目 ～22行目 治水編 P11 9行目 ～11行目 治水編 P11 1行目 ～6行目	流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組んでいく。 水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 森林の持つ洪水緩和機能については、日本学術会議答申(平成13年11月)にもあるように、大規模な洪水時には洪水のピークを迎える前に森林土壌中の雨水貯留量が飽和状態になり、河川への流出量の低減効果が期待できないが、中小規模の洪水時には一定の効果が期待できる。このため、森林の持つ機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となって、水源かん養機能維持のための人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生、急傾斜地等において防災面での機能を高める森林の整備に取り組んでいく。
				465	・整備のやり方、例えば、三田地域の整備により大量の水が武田尾温泉を襲ったりするので、整備のやり方をさらに検討していただきたい。	1	・「川の中」だけでなく流域全体で防災力を高めていくため、総合的な治水対策を展開していくこととしています。	変更なし	
				466	・河川管理者は次のステップ、すなわち整備計画策定段階で、基本高水4.610m3/sの 設定経緯 を大切に、河道に安全に流すにも、上流で洪水調節施設によって調節する場合でも、流量100～200m3/sに血道を上げるようなことには走らず、元々余裕を織り込んで設定されたものであることを 河川計画策定担当部署は引き継いでいただきたい。	1	・基本高水の設定経緯等、計画策定の根拠については、河川計画策定担当部署で引き継いでいきます。	変更なし	
				467	・環境の側面から武庫川渓谷の素晴らしさが堂々と語られている。しかし一方で、治水編を閲覧すると、洪水調節施設の中に新規洪水調節施設が掲げられ、その奥には 新規ダム の可能性が秘められているようにも思える。新規ダムというキーワードはどこにも記載されていないにもかかわらず、このようにとらえられてしまうのは、委員会の提言書が知事に提出された後に知事が新規ダムの可能性を公言したこと、武庫川渓谷の新規ダムに向けた環境調査が既に先行しつつあることに起因する。この経緯を知る者にとっては、一方で自然環境を誇示しながら他方で同じゾーンの環境を破壊することにつながるものが、同じ基本方針原案の中に折り込まれているようにとられても仕方がない。このようにとると、本末転倒ということになる。原案本文としては、このような表現はどこにも見られないので原案としては「これでよし」、とするしかないが、何か 奥歯に物がひっかかった 感覚である。	1	・武庫川峡谷の環境の素晴らしさは河川管理者も十分に認識していることから環境調査を進めています。洪水調節施設については、新規ダムも選択肢の一つとして含まれており、具体的な整備内容を明確にする河川整備計画策定の過程で、環境面、技術面、経済面等を総合的に検討して適切な対策を選定することとしています。	変更なし	
				468	・治水と環境と金を天秤にかけることは誤りであり、治水を安上りにしようという考えは、中国の考えと変わらないといえよう。治水にも利水にも環境は携り、環境をベースに治水・利水を考える時代に差し掛かっているのではないかと。そのように考え、幾つかある河道狭窄部をはじめとする重要な水防個所に余裕のもてる改修計画を施したり、総合治水であることを活用し、河川部局だけではなく都市計画や鉄道、道路、流域各市などとさまざまな事業を組み合わせ まちぐるみでの治水対策案 を模索することにより、 安全と環境、経済性を加味した流下能力の向上 が考えられる。このような努力やアイデアの積み重ねにより、少々 金がかかっても武庫川で最も大事な環境を保全 し、高水を安全に流下させることが考えられる。	1	・武庫川では、副知事をトップとする「武庫川総合治水推進会議」を平成18年10月に設置し、組織横断的な体制を整備して総合的な治水対策の推進に取り組んでいます。洪水対策については、「川の中」だけでは処理することに限界があるため、流域対策、河道対策、既設利水施設の治水活用や新規ダム等具体的な治水対策について、環境面、技術面、経済面等を総合的に検討し、最適な対策の組み合わせを選定することとしています。	変更なし	
				469	・淡路瓦は自然素材であり、通気性が良く、備長炭のように有害な物質を吸い取る作用がある。 生態系を崩さない ために、 工事材料は淡路瓦粘土と、その河川の砂や石のみを材料とし、コンクリートや他からの材料は一切使わない 事とする。ダム堤防や雨水溜水蔵や河川整備等を、すべて上記の材料のみの使用を考え、日本古来の自然な川を取り戻す提案をする。	1	・ご意見は今後の参考にさせていただきます。	変更なし	
				470	・貯溜タンクや浸透施設の内壁部に乾燥の速い 淡路瓦粘土 を使う。淡路瓦は自然素材であり、通気性が良く、備長炭のように有害な物質を吸い取る作用があるため、酸性の強い雨水を再利用する時に環境に優しい水として安心して利用することができる。(貯溜タンクや浸透施設に溜められた雨水は、植木の水やり、車の洗車、水洗トイレの水等に利用する。)	1	・各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については、今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めていくこととしており、ご意見は参考にさせていただきます。	変更なし 治水編 P10 17行目 ～19行目	・住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めるとともに、流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努める。
				471	・堤防強化工事を施工する業者の管理を、関係官庁にてしっかり監督する事。 手抜き工事にならぬよう官民共に見守る事 。下流に住む住民として、手抜き工事による河川の欠損を数多く見ている。更に河川の地区ごとで責任のなすり合いをせぬよう、県、市ともに協力することが願われる。	1	・ご指摘のような手抜き工事が無いよう、工事現場を適切に監督するよう努めます。	変更なし	
				472	・全国にさがけて、川づくりに市民や地方自治体の意見を反映させようとする井戸知事の参画と協働を基調とする兵庫県政のとりにくみとして 高く評価 したい。	1	・ありがとうございます。	変更なし	
				473	・「雨が降る」という自然界に起る現象に人間がどのように対処するかという根本的な問題についての考え方の違いについて徹底した議論を経ず 不消化 のまま、今なお引きずっている。 ・基本高水を元にした当局の示す基本方針に対して一応は理解を示したものの、それは 唯一のものではない という委員の疑義が解消されていない。 ・災害の現場を検証することから治水対策の解決の糸口が見つかるという主張が当局に理解されていない。	1	・「雨が降る」という自然現象を流量に置き換えていく過程では、最新の知見、オーソライズされた技術基準に基づき算定しており、河川審議会においても適切との評価を得ています。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				474	・流域住民(氾濫域)の理解を得るため想定される基本高水流量の大きい方の数値を選択したことは、その裏付けとして総合治水による流出抑制、流域貯留等の方策を最大限活用することが必須条件である。 ・当局は総合治水による流出抑制、流域貯留等の方策の実現性について、その対象となる相手に利害を伴う問題であるとして数値化することに消極的な判断を示した。総合治水の本領に足を踏み入れない限り、問題解決は遠い。当局は 総合治水の実現 にむけて具体的な 制度化、経済面の補償 等にも言及する積極性が要である。	1	・流域対策については、関係機関や事業者、そして地域住民との連携を強化し、流域内の保水・貯留機能の確保等の流域対策を促進する事としています。 ・また、流域対策を効率的に推進するため、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図ることとしています。	変更なし 本文 P8 16行目 ~ 18行目 P8 34行目 ~ 35行目 治水編 P10 36行目 ~ 38行目	関係機関や事業者、そして地域住民との連携を強化し、流域内の保水・貯留機能の確保等の流域対策を促進する。 流域対策の効率的な推進にあたっては、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図る。 住民による各戸貯留等、流域内で貯留浸透効果を発揮できると考えられる施設等については今後の調査研究により、その効果を最大限発揮できるよう努めるとともに、流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努める。
				475	・一旦破壊したら永遠に復元不可能な武庫川の 自然環境を守り 、減災対策への方向転換にむけて 知事の英断 を心から期待している。	1	・百万の人口を流域圏に持つ武庫川では、特に天井川の様相を呈している下流部に人口・資産が集積し、一旦堤防が決壊すると大災害になります。そのため、総合的な治水対策を展開することにより洪水に対する安全性の早期向上を図っていきます。一方、近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため(中略)「減災対策」を実施することとしています。	変更なし	
				476	・「参画と協働」の基本、行政側の情報公開について、「 隠さない、ごまかさない、逃げない、うそをつかない 」が最低限のモラルである。	1	・当然のことと考えています。	変更なし	
				477	・1997年の改正河川法の精神は、「もう河川管理者は勝手にしません」ということであった。「すべての存在は響きあっている」ことが重要である。響き合っていない場合は合意が成立しない。 住民との対話 、そして響き合うことにより合意が生まれる。妥協は後までしこりが残る。	1	・武庫川水系河川整備基本方針(原案)は、54回にわたる流域委員会の審議、56回に及び住民説明会などを経て作成したものです。流域委員会答申では「双方が時間をかけて粘り強い協議を重ね、可能な限りの“合意”を図るという姿勢を貫いた結果」であり、「いくつかの論点について委員会と見解が分かれ最後まで相容れなかったものはあった」が、「結果としてより良い内容の基本方針に仕上がった」との評価をいただきました。	変更なし	
				478	・地球温暖化により気象が荒々しくなっていることに加えて、下流域を脅かしているものは、上流地域の 無計画な森林伐採・開発 により、 保水能力が低下 して大雨が一時に下流に流れ出す構造ではないか。	1	・森林については、保安林や林地開発許可制度を適切に運用し、伐採の制限や1.0haを超える開発行為の規制等により、適正に森林が保全されるよう努めています。	変更なし 本文 P8 25行目 ~ 27行目	・森林については、川と同様に地域共有の財産と認識し、森林の持つ水源かん養等の公益的機能が持続的に確保されるよう、関係機関、森林所有者、地域住民等が一体となった森林整備の実施と無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて、森林が適正に保全されるよう努める。
				479	・最高の人材を集めて、膨大な時間と費用をかけてゼロから検討した 貴重な成果を政策に活かさなければ 、最大の無駄遣いだと思う。	1	・河川整備基本方針(案)は、流域委員会と粘り強く協議を重ね可能な限り合意を図ることにより得られた成果であり、今後は具体的な整備内容を明確にする河川整備計画の策定及びそれ以降の施策展開に活かしていきます。	変更なし	
				480	・これからの気象条件は、温暖化によってもっと振幅の大きいひどいものになると言われており、それに柔軟に対応するためには、総合治水に則った 答申書を最大限に活かした 基本方針と整備計画を策定していただきたい。	1	・基本方針(案)は、ご意見を踏まえた内容としており、今後はこの基本方針を踏まえて総合的な治水対策を柱とした河川整備計画を策定していきます。	変更なし	
				481	・予測される水害常襲地帯に対しては、 被災時の補償対象に対する制度 を確立しておくこと。	1	・武庫川下流の氾濫域には約60万人が住んでいます。流域圏住民の生命・財産を守るために、まず水害予防を考えることが先決ではないでしょうか。なお、わが国は現憲法下で私有財産制度をとっていることから、個人の財産は個人の責任の下で維持することが原則となっており、被災された個人の財産に対して公的な補償をするには多くの課題があります。	変更なし	
				482	・ リバーサイド住宅撤去後の跡地 について、指針が無い。反省と共に、開発の抑制を明記すること。	1	・用地買収したりリバーサイド住宅地区は、一定の改修工事を行った後、計画高水流量を流すのに必要な河川区域となります。よって、用地買収した土地は将来、河川法によって維持管理されるので開発される心配はありません。	変更なし	
				483	・ 潮止堰の撤去と床止工を見直し する。	1	・潮止堰は、地下水への塩水遡上を防ぐ目的で、周辺井戸への影響について調査を行い、平成4年度に完成したものです。現在、塩水遡上の影響を受ける尼崎市、西宮市の地域には、50箇所以上の井戸があり、樹木への灌水、風呂等に利用されていることから、潮止め堰は、これらの生活用水の確保にとって必要な施設であり、現状で撤去することはできません。 ・また、床止めについても、所定の流下能力を確保しつつ、河床を安定させる機能を最大限に発揮するよう、その位置や形状について十分に検討した上で設置しており、現状では撤去することはできません。 ・なお、河川整備基本方針レベルでは、全川的な河床掘削が必要となり、現存の堰や床止めの改築を伴いますが、具体的な施設配置計画については事業実施段階で検討することとしています。なお、この際、床止工の検討にあたっては、河床の安定性、維持等を考慮するとともに、魚類の移動の連続性の向上に努めます。また、床止工を極力少なくするように努めます。	変更なし	
				484	・武庫川の中下流域の集中豪雨で、大人に危険はなくとも、子どもには危険な支流の氾濫があるということ、これを念頭においた対応を求め。西宮市には、木造2階建ての長屋がかなり残っている。そこで若い子どもを育てている若い母親を見かける。阪神大震災のような地震が襲ってきたとき、大丈夫かと思う。 地震からも中小河川(武庫川下流)の氾濫からも、幼い子どもたちの安全を守る総合対策が求められる。	1	・特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防の決壊等で氾濫があれば被害は甚大となります。よって堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図ります。また減災対策として少子高齢社会における自助・共助を基本とした予防対策として、流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図ります。	変更なし 本文 P8 9行目 ~ 11行目 P9 7行目 ~ 9行目	特に武庫川下流部は密集市街地を流れる天井川の様相を呈しており、堤防が重要な洪水防御施設であるとの認識から、堤防等の河川管理施設の強化・整備を図る。 少子高齢社会における自助・共助を基本とした予防対策として、流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る。
				485	・大規模工事に税金を投入するのではなく、 県民が少しでも潤うような公共工事 を望む。	1	・規模に関係なく、真に県民の安全と安心のために必要な対策を講じていきます。	変更なし	
				486	・下流の都市市民のためだけでなく、上流の人口は少ないが、 山村に生活する者 のことも考えて欲しいと思う。	1	・下流の築堤区間への対応が強調されているが、決して上流部をなおざりにしているものではありません。上流部についても、下流部とのバランスを考えながら必要な治水対策を講じていきます。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				487	・基本高水のピーク流量に関しては、意見書に明らかにされているように、流量値を選定した流が流域委員会提言から大きく変わっており、住民意見を無視して数値が一人歩きすることが危惧されている。また数値的に小さいことだが、流出抑制対策を講じない場合のピーク流量を80m ³ /sだけ変更して4,690m ³ /sとした手続きについては、後に出された「流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量に関する資料」でも説明が不十分である。	1	・基本高水のピーク流量の変更については、第50、51回流域委員会で資料を提出し説明を行っています。この変更理由について流域委員会もご理解していただいたと考えます。	変更なし	
				488	・ピーク流量の配分に関しては、流域委員会は県当局から出された資料に基づいて検討しているが、整備基本方針(案)ではそれとは違う内容の資料に基づいており、変更理由が十分説明されていない。	1	・基本高水のピーク流量の変更については、第50、51回流域委員会で資料を提出し説明を行っています。この変更理由について流域委員会もご理解していただいたと考えます。	変更なし	
				489	・河道の現況流下能力に関する県の説明「現況流下能力に関する資料」は武庫川の実態、特に2004年洪水の状況を全く無視したもので、また改訂された河川砂防技術基準の考え方とも反するもので、意見書でも述べているように、将来再検討が必要である。	1	・平成16年台風23号では既往洪水の水位と流量の相関式から2,900m ³ /sが流れたという推定をしていますが、洪水時には洪水流により河床変動が生じている可能性もあり、流下能力は河床変動の影響を受けることから、台風23号と同規模の洪水が発生した際に、いつもこの流量が流れるという保証はありません。 ・また、流下能力の算定要素の1つである粗度係数については、河床が砂礫で構成されている河川の場合、洪水の規模によって、その値が異なることが知られています。したがって、過去に計画規模の洪水を経験していない河川では、粗度係数を河床の代表粒径や水深、掃流力等の関係から推定し(推定粗度という)、これを用いて流下能力を算定することが一般的であり、武庫川もこの考え方に準拠しています。 ・台風23号時の推定流量(2,900m ³ /s)から逆算した粗度係数については、たった1回だけの、かつ計画高水位よりも低い水位での洪水データによるものであることから、これだけを用いて計画高水位における流下能力を算定することは適切ではないと考えられています。 ・なお、逆算した粗度係数を治水計画に用いる場合には、逆算に用いた洪水の規模が計画流量と同等であると同時に、観測の精度が良く十分な数のデータ蓄積と粗度係数の逆算検討が行われていることが前提とされています。 ・以上の考え方は、改訂された河川砂防技術基準の考え方に反するものではありません。	変更なし	
				490	・私は仁川より下流で毎年ダンプが川底の砂を埋立地方面に運ぶのを見ておかしなことだと思いつけている。上流の乱開発で保水力をなくし少しの雨で水量が増えてすぐに減る。つくり直したばかりの堰に砂が溜まるのを待っているみたいである。そこにまだ上流に本格的なダムを作るのは土木事業者のためとしか思えない。水量とか氾濫とかしっかりした資料でなく、何が何でもダムを作るためのようである。慌てて自然破壊することは、祖先の財産を子孫に残せなくなる。	1	・土砂の堆積は、河川の流下能力を阻害することから、必要に応じて掘削除去しています。 ・武庫川における洪水対策については想定される洪水を流域対策、河道対策、洪水調節施設で適切に分担して処理することとしております。 ・この内、洪水調節施設については、「既設利水施設の治水活用」と「新規洪水調節施設」の2つを選択肢としており、今後、河川整備計画策定に当たり、全ての選択肢を総合的に比較検討し、適切に評価した上で、必要な対策を盛り込むこととしています。	変更なし	
				491	・大都市圏に一戸建て住宅を手に入れることが困難ななか、リバーサイド住宅の立地、周辺環境、価格は、大きな魅力だったことだろう。夢のマイホームを手に入れたと思ったら、大水害に見舞われ、結局は立ち退きに至る。この悲劇を二度とくり返してはならない。人が住むべきではない水害危険地に住宅の建築許可を与えたのは、自治体の責任ではないのか。河川管理者が、堤防に囲まれた河川の中にしか権限を持たないことが間違っていたのではないのか。今後の河川整備においては、河川管理者が、河道内の整備だけでなく、流域の水害危険地への無謀な宅地開発を抑制したり、浸水に耐える建築を指導したりする権限を持つべきだ。	1	・リバーサイド住宅地の造成に関しては、住宅造成事業に関する当時の法律に基づき、事業計画が基準に適合していることを確認の上で認可したものです。ただ、そのようになる前に、当該地が水害を受けやすい土地であったことから、開発行為に関して何らかの規制をかけておくべきであったとの指摘に対しては、真摯に受け止め、今後、都市計画部局との連携を十分に図っていきたく考えています。	変更なし ・本文 P9 10行目 ~11行目	・まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。
				492	・武庫川水系は大都市近郊であるからこそ、残された農地は洪水の遊水機能を持つだけでなく、水害危険地に人が住むことを防ぐ意味でも重要である。流域総合治水は、本来日本人が培ってきた先人の知恵を見直し、その機能を回復することだと考える。	1	・水田での雨水の一時貯留については、流出抑制効果を稲刈前や中干しの時期には確保できないため、治水計画は流出抑制量を見込んでいませんが、それ以外の時期には効果が期待できることから、農家の理解を得ながら、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいくこととしています。	変更なし ・治水編 P11 9行目 ~11行目	・水田については、現状から更に雨水を一時的に貯留することにより、流出抑制効果が期待できる。この効果は稲刈前や中干しの時期には確保できないため治水計画では見込めないものの、付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。
				493	・阪神電鉄の橋梁部について。この部分は、治水対策が必要な部分であると思う。同時にすぐ下流側の潮止堰については、先述したように、生態系の再生を考える上でも重要な場所であると認識している。具体的な計画は、今回の基本方針の趣旨とはずれるが、『潮止堰の撤去』、『阪神電鉄の橋梁改善』、『河道掘削』、『武庫川駅周辺の再開発』を一体的なものとして進めることができれば、治水、環境、まちづくりなどを効率的にすすめることができ、費用対効果が高い事業になることが予想される。特に、各種事業が連携することで、著しい効果が期待できるような場合には、将来計画を前倒して実施することを取り上げていただければと思う。この基本方針のなかの一項目として、『複合的な事業展開による効率化』といった部分を掲げて、重点地点の選定を行い、一部の事業については、前倒して実施すること、兵庫県のみならず民間企業や国土交通省、市町との事業連携を図ることを盛り込んでいただければと思う。具体的な例になるが、阪神電鉄の橋梁改善については、将来的にかけ替えなどの実施が求められるものであると思うので、掘削などの治水対策、汽水域の干潟再生や環境学習の拠点づくり、周辺整備と合わせた複合事業を検討できる余地と体制を確保していただければと思う(例:武庫川駅は、武庫川干潟駅に改名するなどして、多くの県民が都市近郊で自然を満喫できる空間として整備するなど)。	1	・ご意見の趣旨を踏まえて整備計画策定に取り組んでいきます。	変更なし	

項目 (章)	項目 (節)	項目 (細目)	区分	No.	意見等の概要 青字はキーワード	件数	県の考え方	(案)の記載 変更なし 修正	関連する河川整備基本方針(案)の記載内容 赤字は変更箇所
				494	<p>・方針に記載された事項は、河川整備計画策定にあたって、直ちに実行していただきたい。第一に、実行にあたっては、住民にわかりやすい工夫のもとで推進されたい。例えば、リスク情報提供は、計画値(例：分の1の降雨確率、mmの降雨)ではなく、何が起るのかという「現象」を基本として情報提供していただきたい。</p> <p>第二に、武庫川には流域委員会という合意形成のための場が設けられていること(本質的に県議会の機能と委員会の機能は異なる)を有効に活用し、こうした情報を流域住民と共有し、課題を共有し、共に考えていく過程を共有していただきたい。なぜならば整備計画ではどのような対策を採用するとしても、河川管理者も住民も厳しい選択を迫られることになると思われるからである。</p>	1	<p>・ご意見の趣旨を踏まえて整備計画策定に取り組んでいきます。</p>	変更なし	
				495	<p>・今回の武庫川水系河川整備基本方針(案)では、災害リスクに対して従来の工事実施基本計画とは異なる向き合い方をしている点を評価している。減災対策や流域対策についての考え方は、兵庫県のみならず、全国の河川でも参照される存在になってもらいたい。言うまでもないが、県下の他水系においても(基本方針の策定済み、策定中、策定予定にかかわらず)減災対策や流域対策についての考え方や取り組みを波及させていただきたい。震災を体験した兵庫県ならではの、災害と向きあう自治体の特色であると期待している。</p>	1	<p>・武庫川を総合的な治水対策のモデルとして、今後は他水系にも波及させ、それぞれの流域特性に応じた基本方針を策定していきます。</p>	変更なし	

意見提出件数 1,118 件

その他 18 件

合計 1,136 件